

奏したのか能く是を判断することが出来る。當時、臣工の中も大錢の不便なるを指摘し其の停鑄を痛論する者多數であつたから、政府は八年(一六五八)に至り大錢を回收して普通の銅錢に改鑄することに成つた。尤も量目は從來一錢二分であつたが、五年度に於て政府が甘肅省に對し是を八分に改定することを既に許るしてゐたので、爾後の銅錢からは、八分の量目を以て其の制とするに至つた。兎に角、八年迄は大錢が鑄造されたのであつて、左に H.B. Morse 氏が鑑定したところの表を掲げる。

大錢	直徑 (mm)	厚 (mm)	量目
當十錢	一、四五	〇、一一	三三一
當五十錢	二、二二	〇、二〇	一、四一〇
當百錢	二、六三	〇、二五	二、二〇〇

同治年間(一八六二年以後)に入つては良貨は愈、驅逐され悪貨は愈、充斥するに至つた。同治六年(一八六七)刑部主事鍾大焜なるもの、政府に建議して銅錢の量目を咸豐制に倣ひ八分に法定す可き事を主張したことがあるが、其上奏文の一節に「每文重一錢四分者。萬不得一。極重者至一錢二分而止。極輕者至一分而止。」

自五六分以上。民間已通謂之大錢

とある。此に依て見るも當時如何に悪貨たる小錢——私鑄錢やら各省政府濫鑄の悪錢——が充斥横行したかを知るに足るであらう。

光緒二十五年(一八九九)中央の寶泉寶元二局は再び「當十」錢を鑄造し、主として北京及び其附近に流通せしめた。但し名は當十であつたが、其市價は僅かに銅錢二文に過なかつたのである。三十一年(一九〇五)以來政府は「當十」錢の鑄造を停止し、普通の銅錢(光緒通寶)許りを鑄出することになつたが、量目は從來の八分を更らに引き下げて六分とし且つ品質を銅五、五。鉛四、五と法定した。當時何に故に量目を引き下げ品質に變更を加へたのかといへば、其理由は同年十月の戶部上奏文に求められる。則ち大體に於て、従前戶部工部所屬の造幣廠が鑄造したる舊制錢(銅錢)は每文重量一錢にして後減せられて八分に至りたりと雖も主要品質は銅を以て本と爲す。従て鑄造に要する凡ゆる費用嵩み國家の損失猶ほ鉅なり而かも奸民は利の圖る可きもの有るにより、仍ほ復た私かに銷毀を行ふ。制錢(銅錢)を以て幣制を齊整するの議は前後之を持すること十年にして仍ほ未だ能く悉

く通行を見ざるは則ち鑄出せる銅錢、大半は銷毀に歸するが爲めなり。抑も古今の錢法(幣制)錢太だ輕るれば盜鑄(私鑄)を憂ひ、重きに過ぐれば私銷を憂ふ。由て應さに每文重六分と定め、銅五、五、鉛四、五を以て配合し鑄造す可きなり(宗章元氏の引用による)といふのであつて、恚うした意見に基いて改定されたのである。

降て光緒三十四年(一九〇八)に至つては、度支部(戶部の改稱)則ち今の財政部の奏請に基いて無孔の一文銅錢が鑄造された。天津造幣總廠の報告によれば、五ヶ月間に一千餘萬枚を鑄出したことである。而して政府は此の新錢を以て前後二回に亘り滿洲旗軍の兵餉に拂ひ渡したが市面に於ては多く流通を見なかつた。各省も亦無孔錢は鑄造利益が殆ど皆無なので、敢て是が鑄造を肯しなかつた。爾來、銅錢の鑄造は全く停止せられたが、是より先き、光緒十三年(一八八七)以來政府は外國との通商によつて支那に流入したる Silver dollar に倣らつて銀元を鑄造し始めた。また光緒二十六年以來は吾が一錢銅貨を範として銅元を鑄出することになつた。銀元銅元等の貨幣が携帯受授の便なる點に於

いて遙かに銅錢に優されるは論を俟たぬ所。鑄出以來幾何もなくして、且つ驚く可き急足を以て、全國に普及するに至つた。

銀元銅元の鑄造が始めて開始された 明末清初以來一八七〇年前後に至る迄は支那の貿易は輸出超過を以て常態とした。隨て外國銀の流入するもの日に其の額を増し、前代業

銀元銅元の使用は海外流入の勢に由つて助 々に旺盛であつた用銀の風習は之が爲め間接に助長された。かの G. L. Staunton の Macartney's Embassy (ii, p. 496) に

「こゝ一世紀の間(一七九三年に書かれた)支那に銀が歐巴から流入したことは凡ての消費貨物の代價を騰貴せしめ以て官吏の受くる特定の俸給と、彼等の駐在地に於ける普通の費用との均衡を變ゆるに至つた。昔の宣教師は彼等の記録の中に當時の生活が極端に安價であつたことを記してゐるが、今や必需品の大多數は英國に於けるよりも安くはなら」

と見えてる如く十八世紀後半に於ける銀の流入は物價の騰貴を惹き起した程であつた。勿論十九世紀の初め道光年間阿片の輸入の爲め少なからざる銀が海外に流出したことは事實であるが、一方に於て輸出超過の結果支那が受け入れた銀

も亦決して少額ではなかつた。一八三六年(道光十六年)度の一奏摺に、「從來豊富であつた銀は海外流出の爲め日に減少しつゝある。一年の損失額は實に百餘萬に達してゐる。初めは外國より輸入したる外國鑄造の銀貨であつたが今や支那個有の銀錠が流出することとなつた。」(Morse: The International

Relations: vol. i, pp. 189-190. による)

とあるし、且つ其の前後には銀の流出を嚴禁する命令が屢々宣布された所から看れば政府は當時銀の流出を太く恐れたやうである。が併し支那の貿易は(阿片を除く)英國との夫れ丈けでも左表則ち

年度	輸 入	輸 出
一八二八	九、一二一、二〇四	一、二〇〇、〇〇〇
一八三八	一〇、四八〇、〇六七	一、三、一五二、九二四
一八四四	一八、一九二、二七四	二〇、二三三、六五五
一八四五	一六、一三七、三九八	二六、七〇〇、六〇九

(Blue Book に基きた Martin の計算。Martin's China, ii, p. 148)

が示めす如く十九世紀の前半は常に輸出超過であつたから、右に阿片を通じて失なう銀は左に外國より流入したのであつて、恐らく阿片の爲めに流出した銀は一般に考へられた程巨額ではなかつたことであらう。ともかく銀は貿易の隆盛につれて益々支那に流入し、P. & O. 會社の汽船が支那に輸入した銀丈けに就て言ふも Morse の調査によれば (op. cit. vol. I. p. 467) 一八五三年十一月二十六日には一、五四四、五〇〇弗、一八五四年一月二十一日には八四三、七〇〇弗、同年二月十一日には五三二、三〇〇弗、八月二十六日には七二六、七〇〇弗、一八五六年五月十日には一、三〇〇、〇〇〇弗、同年十月十一日には一、五〇〇、〇〇〇弗、一八五七年六月二十七日には一、二〇八、五〇〇弗、同年七月二十五日には二、二五〇、〇〇〇弗、八月十五日には二、〇七八、〇〇〇弗であつた。又海關報告に據れば上海出入の金銀は

年度	輸 入	輸 出
一八五九	一〇、四八三、五五〇	四、二四六、〇六七
一八六〇	六、四〇九、二一〇	一、三二五、〇八八
一八六二	八、八四七、六三八	六、一七三、五八八

一八六三

一一、五五六、六〇〇

一七、一七六、六三一

であつて、前掲モリス氏の調査と共に十九世紀前半の支那が廣東上海を中心として如何ばかり多額の銀を輸入したかを髣髴たらしめてゐる。當時の流入銀は今日支那が輸入する『大條』と稱する銀塊ではなく、主として西班牙弗、墨其哥弗で、此等は一塊五十兩内外の銀錠に改鑄されてか、或は弗貨其のまゝ、其實價に於て使用されたのである。

十九世紀後半からは支那の貿易は一變して常に多額の輸入超過を示めすことに至つたし、且つ一九〇二年以後は日清戦争外債、拳匪賠償金、鐵道外債等の元利金を支拂つたが故に支那の金銀は少なからず海外に流出したのであるが、しかも他方に於て外債の募集、企業資金の吸收等によつて金銀の流出は、或る程度まで緩和されてゐたことも否まれぬ。海關報告が示めす所に從て一八九二年乃至一九一〇年の十八年間に於ける金銀の輸出入を見れば此の點は明日である。

年次

輸

入

輸

出

一八九二

一〇、六七二、五三三

二二、三三九、七七五

〇一八九三

二〇、四五五、九五五

一八、一三八、五二七

〇一八九四

三六、四四八、〇四三

二三、四六六、七三〇

〇一八九五

四七、二四五、七六八

一八、二〇一、八五九

一八九六

一八、六〇五、五五〇

二四、八一四、九三九

一八九七

二一、六一七、〇六〇

二八、二三三、六三八

一八九八

三二、三七五、一一二

三三、九六七、二七五

一八九九

二五、四九四、五六一

三一、六七七、八八三

〇一九〇〇

四五、三八〇、三五七

二八、七〇五、〇六〇

一九〇一

一五、二七五、三六九

二八、〇〇五、三九六

一九〇二

一八、六四九、一〇二

四一、八八五、六三一

一九〇三

二七、四五八、二七五

三二、九四六、〇二四

一九〇四

三四、一一九、八〇一

三八、六七二、九七二

〇一九〇五

四二、九一八、九六九

四二、六七五、四五五

一九〇六

二六、四三四、〇八二

四一、一八五、七八八

一九〇七	一五、四六九、五五九	四四、一〇八、六四四
一九〇八	二一、六三二、九三三	四五、四一五、五二八
一九〇九	三一、八七九、五三二	三一、八五八、九二一
一九一〇	四八、二二八、六一五	二七、三四〇、二二四

(〇は入超を示めす)

かくて時代は民國の今日に移るのであるが最近の状況に就ては是を後段の叙説に譲らう。が、要するに清朝用銀の傾向が海外流入銀によつて太く助勢せられたことは最も顯著なる事實。固より雲南を最とし、銀は貴州、廣西、四川に於て常に採掘されてゐたが、その産額は到底流入銀の多額なるに比較さる可きものではなかつた。

清朝の紙幣 嗣て紙幣は怎うであつたかといふに清の政府は前後二回に亘つて紙幣を發行してゐる。一つは順治年間に發行されたもの、前代の夫れの

如く不換の國家紙幣であつた。他は咸豐年間に發行されたもの、兌換を以て原則としたものである。前者は發行後幾何も無くして其の市價著しく低落し、政府は

終ひに之れが發行を中止するの已むなきに至つたし、後者は兌換の機關として特に國都の内外に設立せられた半官半民の銀行(官銀錢號)是が兌換に務めたのであるが、發行後三四年にして兌換の基礎覆倒し、是れ亦發行中止の同一運命に逢遭することゝなつた。

外國銀行の發行する銀券並に其他の兌換券 十九世紀後半より重要都市には幾多の有力なる外國銀行が設立せられた。然かるに此等の銀行は夫れ々、自己の信用に基いて銀行券を

發行し、一九〇〇年以後に於ては是に由て幾多の利益を擧げるに至つた。此の事實を親しく目睹した各省政府は外國銀行の例に倣らひ省内の半官半民の銀行をして小額紙幣を發行せしめ財政上の利便を計かる手段とした。此等の紙幣はその發行地に限りて流通し以て今日に及んでゐる。

猶ほ清朝を通じて、錢莊(支那式銀行)當舖(質屋)其の他の資産ある老舗の或るものは「錢票」と稱する小額紙幣を稀に「竹票」と呼ばれ、竹片を以て銅錢を代表せしめたものもある(自店の信用を基礎として發行するものがあつた)。此等の紙幣は通貨が日常不足であつた爲め是に乗じて其の發行地に在つては、かなり圓滑に轉

々流通したのであつて、今日と雖も猶ほ地方に由ては全く其の跡を絶つてゐない。以上明清の因革に由て觀るに明の太祖より清の光緒年間に至る迄は法貨たるの性質を持つた貨幣は唐宋と一般常に銅錢の一種のみであつた。固より政府は國家紙幣を以て法貨たらしむる試に出でたこと一再にして休まなかつたが、其の額面は常に維持されなかつたばかりでなく、市價を以てする通用の強制すらも亦頗る困難であつた。紙幣は法貨たるの性質を具備しなかつたものと觀察す可きである。

また清初以來銅錢の銀に對する比價法定せられ、納税にも銀を使用するに至つたのであるから、幣制の實狀は恰かも兩本位制的となつてゐたが、實際に於ては法定比價は維持されず、換算の比率は常に銀銅市價の變動に由て左右されたのであつた。故に此の點から看れば當時の幣制は、或は銅錢を法貨とし銀錠を銅錢に對する市價を以て使用せしむる單法貨制度シングル、ソールゲンダ、システムの如きものであつたとも看られやう。光緒の中葉以後は銀元銅元を鑄造し、銅錢との比價を法定して之れが強制通用を認められたのであから、當時の幣制は複法貨制度マルチプル、ソールゲンダ、システムに近きものであつたかのや

うであるけれど、しかも一方秤量銀の使用も行はれ、且つ銀元銅元と銅錢との法定比價は維持されないので、凡て此等の貨幣は銀銅市價の變動と貨幣の需用供給とによつて其の流通價值が決定されたのであるから、幣制は全く無統制であつたと謂ふ外に途がないのである。

泉幣の沿革
は何にを致
ゆるか

却説も、秦漢このかた今日に至る迄、通貨の沿革は大要以上の如きものであるが、今試みに因革其のもの、〃 圈外に立つて過去二千年を通覽するに、此の間、何ずれの時代にも共通した數個の現象あるを發見する。何にか。

(一) 何ずれの時代に在つても銅錢は通貨の基礎であつた。

勿論、金銀を始めとし、龜貝穀帛等の物品貨幣並に紙幣も交換の媒介物たる職分を盡くしたことはあるが、通貨として民間に最も廣く使用されたものは銅錢であつて、大體から見れば銅錢は何時の世にも法貨たるの性質を有したものであつた。(二) 何ずれの時代に在つても新舊銅錢は雜然として流通し、且つ實價を基礎として流通價值を異にするの常であつた。

政府が新錢を鑄造し Standard coin として是が普及を計らんとせば從來社會に流

通したる舊錢を回収しなければならぬ。殊に新錢にして舊錢と實價を異にする場合には其の必要は一層増される。然かるに支那に於ては舊錢の回収てふ一事は未だ嘗て徹底的に行はれたことがない。勿論政府は新錢の普及を期して舊錢の回収に務めるの習はしではあつたが實際に於て幾何もの効果を擧げることには出来なかつた。(一)交通の不便(二)行政機關の不統一は何時の時代に於ても舊錢の回収に對する決定的困難であらねばならなかつた。従て銅錢は歷代政府の鑄造に係かるものがその實價を基礎として流通したのである。

(三)何ずれの時代に在つても銅錢の私鑄銷毀は旺盛を極めた。

鑄造最上公權が確立されたことは未だ一と度もない。警察行政が肅正されたことも亦嘗て聞かぬ。邊紋^シ其の他の緻密なる鑄造技術が銅錢に加へられたことは未だ一と度もない。或る特定の銅錢丈けが Standard coin として流通したことも嘗て聞かぬ。従て「錢輕ければ盜鑄を生じ、錢重もければ私銷競起す」と謂はれた如く、銅の市價下落すれば私鑄は旺盛となり、上騰するに隨て私毀盛に行はれたのである。

(四)何ずれの時代に於ても銅錢の流通最輕量目を規定して磨滅せる銅錢を回収することは行はれなかつた。

(五)應々にして政府、殊に地方政府は財政の窮乏に充つる爲め平然として惡質の銅錢を鑄造した。かくて

(六)私鑄錢、磨滅錢、其他の惡質は良貨を流通外に驅逐し、良貨は多く銅器、其他の裝飾品の材量に用ゐらるゝの常であつた。

(七)「用銀」の盛行以來、光緒年間銀元が鑄造されるに至つた迄では銀は凡て銀錠として秤量制度の下に於てのみ貨幣たるの職分を有した。

(八)紙幣は時に兌換されたること無いでもないが、殆ど十中九の場合まで不換の國家紙幣であつて結局一紙片たる姿に陥入ることを常とした。

慙うした無統制と混亂との歴史が過去の幣制である。本節冒頭に述べた民國今日の紛糾は此等の歴史によつて課せられたる傳統である。今日、幣制改革論の提唱されたるもの既に十指を越えてゐるが支那の幣制が傳統の足枷より脱がれん爲めには今後幾多の時日と眞摯なる努力と忍耐とに俟たねばならない。以下

幣制改革論を取扱ふに先立て先づ今日の通貨に就き項を分けて説述する。

第二節 銅錢(制錢)

銅錢は又の名を「制錢」といふ。政府制定の銅錢といふ意味に外ならぬ。但し制錢の名稱が何時の時代に始まつたかは今のところ不明であるが、少くとも明代の文獻には既に之を見出すことが出来る。其の廣く使用されるに至つたのは清朝に入つてからのことで、清朝の官文書は多く制錢の二字を用ひ、銅錢の二字はあまり使用しなかつたやうである。外人は呼で *Cash* といふ。サンスクリット *Kārsha*; *Kārahāna* (銅貨)の轉じたものであるとも、葡萄牙人が印度より馬羅伽に輸入した錫錢 *Caixa* の轉じたものとも傳へられてゐる(Parker: *China etc. Glossary*, p. 387; Spalding: *Eastern Exchange etc.* p. 295) 曩きに言及したやうに銅錢は光緒年間銀元銅元の鑄造が始まつてからは衰へつつある銅元之と代はらんとするとしてゐる。らは全く停鑄されたのであるが、近時銅元が廣く普及されたと、銅價の騰貴につれて銅錢中鎔潰されたるもの多額なるにより、交通不便の地方を除いては銅錢の流通日に衰退し、過去二千年來通貨の基礎であつた歴史は漸次に失

はれ、銅元之に代らんとする傾を示めしてゐる。けれども銅錢は今猶ほ通貨として銅錢特有の領域を持つのであつて、未だ以て小取引に於ける通貨としての重要な地歩を失なつてはゐない。

銅錢は各種のもの相混交して流通する。

現時流通の銅錢は歴代の鑄造に係かるもの大小各々相混交し、しかも私鑄錢、磨減錢並びに清朝の地方政府が濫鑄した惡錢其の間に加はり

亂雜を極めてゐる。Morseは清末の銅錢に就いて、「三十年前、自分が日常市面に流通せる銅錢の數百吊(吊は一千文)に就いて親しく調査したところ、其の内に英國のアルフレッド王以前に鑄造されたもの、シャールマンの羅馬に於ける戴冠以前に鑄られたもの、佛蘭西國王が巴里を國都とした遙か以前に鑄られたものなどを發見した。洵に此等は過去十一世紀より十三世紀に亙つて支那國民の通貨の一部をなしたものである」(Morse; *Trade & Ad.* p. 120)と述べてゐるが、此の叙述を移して以て現在に當てはめるとも、定めし大過の無いことであらう。試に現今流通の銅錢中清朝の夫れ丈けに就て見るも法定量目を異にすること左の如きものがある。

年次

量目

順治元年度の鑄錢	一錢
同同二年以後の鑄錢	二錢二分
同同十四年以後の鑄錢	一錢四分
康熙二十三年以後の鑄錢	一錢
同同四十一年以後の鑄錢	一錢四分
雍正十二年以後の鑄錢	一錢二分
咸豐五年以後の鑄錢	八分
光緒三十一年以後の鑄錢	六分

けれども普通の取引に於ては銅錢は其の種類品質の差に隨て何等の差別的取扱を受けるものではない(北京の當十錢の例外)凡て一律に一枚を一文として計算される。而して磨滅錢私鑄錢の如きものすら他の良錢との混合の割合が餘り多からざるに於ては良錢と平等の Acceptability を持つのである。銅錢は受授に便ずる爲め兩換業者が紐を以て百文づつを貫うして置く。而し

「吊」の地方 　て計算の便宜上其の十紐^{ストリグ}を—則ち銅錢千文—を「串」又は「吊」と的差異 　呼ぶ。古の貫又は緡である。吊を以て銅錢一千文とするのは全國一

般の原則であり、且つ南支那一帯に實際行はれる所であるが、地方によつては、此の數は單に一個の名義的原則となり、一吊の銅錢は事實九八〇文に過ぎない所もあるし、五〇〇文に過ぎぬ所もある(かゝる地方に於ては文を以て表示する價格と銅錢の枚數とは一致しないこと、例ば五百文を以て一吊とする地方に在つては、一文の代價を支拂ふには銅錢百枚を支拂ふにあらざして銅錢五十枚を以て足りるのである)。吊の銅錢が地方に由て異なる點に就ては諸書が屢々引用する North-China Daily News の記事(一九〇六年五月十一日)が最も興味あるから茲に引用しやう。

「湖北省の武穴地方は換算率の雜多なる事に於て從來永い間著名であつた。名義上の一百文は武穴では事實九十七文であつたし、十哩離れた龍平では事實九十八文、九十哩を隔てたる興國に於いては取引の種類に由り或は九十七文、或は九十八文であつたし、夫れと反對の方向に同じ哩數を隔てた、祁州では九十九文であつた。更に複雑なことには或る武穴の銀行(a Wusueh bank 〓 錢莊ならん)によつて發

行されたところの銅錢を以て表示したる手形 (Cash bill) 錢票ならんも此等の地方に流通する。但し額面に於ては、 \times は、ない。武穴では一千文の手形は銅錢一千文に通用するが龍平では銅錢十文の打歩を附し、祁州では二十文を加へなければならぬ。

銅元が一般に普及し銅錢が缺乏するに至つたので錢莊は是等の貨幣問題を解決しなければならなくなつた。祁州の錢業者は一千文の銅錢手形に對して一百個の銅元を支拂ふとに取決めた。といふのは當時、武昌の造幣廠では銅元百個は銅錢一吊に換算してゐたが、武昌地方の一吊(名義上の千文)といふのは實は九百八十文であるから、錢業者は九百八十文を以て造幣廠より銅元百個の交附を受け、一千文の銅錢手形に對して銅錢一千文を支拂ふ代りに銅元百個を支拂ひ、以て利得するものが出來たからである。龍平では錢莊は此の方法を以て儲けるとは出來なかつたが、武穴の錢莊は一法を案出した。何ぞかといへば、彼等が銅元を名義一百文、實際九十八文といふ銅錢で買入れ(武昌で名義百文、實際九十七文の銅錢が行はれる地方に於て武穴)一千文の手形に對し銅元百個を支拂へば彼等は銅錢百

文に就き十文づつを損失する計算となるから。由て彼等は武昌の造幣廠より受取つた銅元の各一包(十枚を以て一包とす)から銅元一個を引きぬくこととした(撰者曰ふ、銅元鑄造の當初政府の規定は銅元一個は銅錢十文に當ると定めたるが故銅元の一包より一個を引きぬけば十文の損失は填められる)。是れ丈けならば問題は起らなかつた筈である。然るに錢莊は從來銅錢を紐づける時、百文に就て二文を手數料として自ら收得するの慣習があつたし、且つ此の習慣は一般に承認されてゐたので、彼等は銅元の一包から二個を引きぬき之を收得し、銅元八個の一包を以て名義上十個ある一包のものとして一千文の手形に對しては是を十包支拂はんとするに至つた。商賈は勿論是が受理を拒んだ。結局官憲の裁斷によつて事件は商人側の勝利に歸したから、恐らく官憲は五月二日(一九〇六年)より銅元百個は「名義一百文、實際九十八文」の銅錢の一千文に換算する可きことを命ずるに至るであらう $\times\times$ 」

かくの如く「吊」なるものは地方の異なるに從て實際の内容を異にするのであつて(名義上は各地一千文を以て原則とするが)主なるもの數個を挙げれば

- (イ) 銅錢九十八枚を一百文とし(名義上)九百八十枚を吊とするものがある。普通に「九八錢」と呼ばれ、長江流域一帯に行はれ、稀れに北支那にも行はれてゐる。
- (ロ) 銅錢九十六枚を以て一百文とし、九百六十枚を吊とするものがある。北支那の多からざる地方に行はれ、九六錢と呼ばれる。
- (ハ) 銅錢一枚を二文と計算し五百個を以て吊とするものがある。北京天津に於ては夫れ、京錢、津錢と呼ばれ、山東、直隸に於ては中錢と呼ばれてゐる。
- (ニ) 銅錢十六枚を一百文とし百六十文を吊とするものがある。主として滿州方面に行はれ小錢と呼ばれる。
- (ホ) 名實共に銅錢一枚を一文とし百枚を百文とし千枚を千文とするものがある。滿錢又は老錢と呼ばれ南支那一帯に多く行はれ稀れに北方にも行はれてゐる。
- 銅錢の流通 銅錢は良貨たるを悪貨たるを問はず文を以て計算され普通取引に於ては大體に於て平等の *Acceptability* があることは既に一言したが、夫は銅錢の流通價值が凡て一樣であるといふ意味ではない。悪錢は計算の單位こそ等しく文であれ良錢に比較して流通價值を異にするのである。則ち一百枚

の一紐の中悪錢を五枚乃至六七枚を混入したものは沖頭錢と呼ばれ、十枚を混入したものは一九錢、二十枚を混入したものは二八錢、三十枚のものは三七錢、四十枚のものは四六錢、五十枚は對開、六十枚は倒四六錢、七十枚は倒三七錢と呼ばれ夫れぞれ互に多少の流通價值を異にするのである。

銅錢と銅元 銅元と銅錢との關係如何といふに、兩者換算の比率は全く銅の市價との干係 價によつて左右されるのである。固と銅元は銅錢に代ゆるの目的を

以て鑄造されたもの、當時銅元一個は銅錢十枚に當り百個は銀元一個に當ると法定されたのであつた。又當初の奏案によれば、政府は銅元銅錢を以て銀元に對し補助貨幣たらしむるの期待と主旨とを持つてゐたやうであるが、七年八月十二日政府公報所載「幣制節略」參看當局は本位貨補助貨の理に明でなかつた爲め、右の法定價值を維持せしむる何等の方策をも講じなかつた。國家銀行も亦法定比價に照らして此等の通貨を換算することを敢てせず、全く之を放任して顧みなかつたので、銅元、銅錢兩者の相關價值に市價の相違を來たすに至つたのである。而して兩者の市價は銅元一個が含有せる純銅と銅錢十枚の有する純銅との差に由て生

ずるのであるが、市場の需給も亦市價を左右するところの有力な一動因たることは否まれぬ事實であつて、此等二個の干係から、各重要都市の Moneymarket (錢市) に於て毎日兩者の換算相場が建てられるのである。例へば某地某錢市に於て銀一兩 || 銅錢一、五〇〇文、銀一兩 || 銅元一、八〇個と相場の建てられた時は、銅元百個は銅錢八百餘文に當る計算となるわけである。

銅錢と銀との干係 次ぎに銅錢は銀錠銀元等、銀に對しては如何なる關係に立つのか。兩者の相關的價值關係は銀、銅地金の市價を準として互に變動するので

あつて、銀の市價が銅價に比較して上騰すれば銅錢の流通價值は下落するし、反之、銅の市價が銀價に較らべて上騰すれば、夫れは増されるのである。但し兩者の流通價值が市場に於ける需用供給の關係に由て側面から左右されるとは銅錢對銅兩者比價の 元の場合と少しも異ならぬ。今是れを史に徵するに、先きに言及したるが如く宋以來銀は納税にも使用されてゐたが宋代に於ける銅錢との比價が幾何であつたかに就ては何等是を知るの資料がない。金代に於ては承

安二年(一一九七)の當時銀一兩は銅錢二貫の比價を有してゐたとは金史に明であ

る。が併しこゝに謂ふ貫とは思ふに百文であつて、後代の貫が一千文であるのは異なつたものであらう。何んとなれば後に述ぶる如く、明代にては銀一兩は銅錢五十文乃至百文の間を往來し、清朝に入つては七百文乃至一千文の程度より漸時に一千三百文乃至一千六、七百元となり、次いで今日平均一千八九百文の比價を有するに至つたのであつて、其の足並みから見れば時代の經過するに従て銀價は銅錢に對して上騰したのであることが知られる。然かるに金代の貫を以て一千文なりと解すれば、銀一兩は金代既に銅錢二千文の價值を有してゐたこととなり、銅錢の銀に對する比價變遷の足並に甚しく反するからである。章宗元氏は百文説を述べてゐるが、千文説よりも合理的であるやうに思はれる(同氏同書三十八頁)。元代に於ける兩者の比價に就ては自分は茲に明かにすることが出来ないが、Edkins は一三〇〇年(元の大德四年)銅錢の重量六斤は銀一兩に通用したと述べてゐる (Edkins: Chinese Currency, p. 34)。降て明一代を通じ、銀一兩は銅錢五十五文より百文に至る比價を持ち、一様ではなかつたが、崇禎時代に至つては當時の銅錢中甚しき惡錢(銅は二若しくは三、鉛砂七若しくは八の割合)があつたので、銀一兩は惡錢

の五六千文に當るに至つたこともある。清朝に入つては順治三年に政府が銀一兩を銅錢一千文と法定して永く定例を垂れたことは既に一言した所であるが、併し此の法定比價は永く市場に於て遵行されたものではなかつた。雍正七年に至り、政府は再び右の比價を以て「平準之定則」となす可きことを天下に申明してゐるが、此のことは則ち當時順治時代の法定比價が既に市場に於て維持されなかつた事實を證明するに足るであらう。而して一方、雍正年間に制定された大清律例が盜品の多寡に由て刑罰を定める場合に用ひた計算の基礎は錢一千文を以て銀一兩に當るといふのであつたから、此の時代の比價は大約その前後にあつたものと看る可きである。降て咸豐年間に入つては三年度(一八五三)の一上諭の中に税課に銀を使用する場合には銅錢二串(二千文)を以て銀一兩に換算す可きことを命じた趣が見えるし、又同年戸部が紙幣の額面を維持する爲めの一策として地丁(地租)雜税を始めとして、地方政府より戸部に送らる可き一切の款項は銅錢を以てするも紙幣を以てするも、各々二千文を以て銀一兩に換算す可き旨を上奏して允許されてゐるから、此等の事實から見て、咸豐年間政府は錢二千文 \parallel 銀一兩を以て

徵税の場合に於ける法定比價としたことは明である。然るに民間の取引に於ても此の比價が多く維持されたかといふに必ずしもさうではなかつた。勿論、馮桂芬の「用錢不廢銀之議」に

二十年前每兩易制錢一千一二百文。十年以前易制錢一千五六百文。今易制錢幾及二千文

とある如く銀一兩錢 \parallel 二千文内外の比價を有した地方が多數あつたやうではあるが、しかも咸豐七年の前後には江浙地方の如く銀一兩 \parallel 錢一千一百文内外に過ぎぬ地方も少なくはなかつた(咸豐七年度の一上諭が引用した王茂蔭の上奏に見ゆる)。

同治六年(一八六七)年に上奏された刑部主事鍾大焜の「變法鑄錢議」に「現今各省の銀價は每兩錢一千五六百文に値す。國初に較らぶるに貴かきこと四五百文に至る」とあるから(章氏同書三九頁)同治六年前後の比價は銀一兩 \parallel 錢一千五六百文であつたと見る可きである。光緒二十八年(一九〇二、三)に降つては大約銀一兩 \parallel 錢一千三百文内外の比價が一般に行はれたやうである。例へば二十八

年三月戸部が北京通用の京錢一吊[△]銀七分の換算率を以て滿洲旗軍の兵餉に京錢を支給せんことを奏請してゐるが、當時の京錢とは名は「當十」錢であるにも拘らず、銅錢二文の流通價值を持つたに過ぎぬのであつて、京錢一吊とは「當十」錢五十枚即ち銅錢一百枚に當たるのであるから、奏請に曰ふ京錢一吊[△]銀七分の比率は銀一兩[△]錢一千三百文[△]となるわけである。又、同年七月には戸部が銅圓(銅元)百枚を庫平銀七錢二分(庫平銀とは庫平と稱する天秤にて秤量したる銀との意)に換算して官員の俸給に銅元を支給す可きことを奏請したことがあるが、其の奏摺の別の場所に於て銅圓一枚は銅錢二十文に當ることを聲明してゐるから、所謂銅元百枚[△]庫平銀七錢二分[△]の比率は銅錢千文[△]銀七錢二分[△]即ち庫平銀一兩[△]錢一千三百文[△]となるわけである。更らに又、二十九年五月の戸部の奏請——夫れは官員の俸給に銅元を支給す可きことを請ふたのであるが——に京平銀一兩(京平とは庫平の如く天秤の名、京平を以て秤量したる銀一兩との意)は銅元(十文の)一百三十枚に當り、銅元一枚は現行當十大錢五文に換算す可き旨が述べられてゐるが、所謂現行當十大錢とは京錢であつて、其の五文は銅錢十文であるから、京平銀一兩

〓銅元一百三十枚の比率は銅錢一千三百文[△]京平銀一兩[△]となるわけである。則ち知る、光緒二十八、九年に於ける比價は大體銀一兩[△]錢一千三百文[△]内外であつたことを。翌三十年三月の漕運總督(國都への漕米事項を監督指揮する)陸元鼎の上奏には「清淮一帶の地方は銀一兩は錢一千一百文乃至一千百數十文に當り、洋銀一元は(Silver dollar)錢七百六七十文乃至七百三四十文に當る」趣が見えるし、三十一年二月、翰林院侍讀翁斌孫(翰林院とは朝廷專屬の文書局兼學問研究所とも云ふ可きもの、侍讀とは其の一員の官名である)及び副都統希璋(副都統とは各地に駐屯したる滿洲旗軍の副指令官)等の上奏には「日來銀價益々落ち、銀一兩は僅かに大錢十一千有奇に當る」(北京に所謂一千とは一吊則ち大錢五十枚を云ふもの。「大錢十一千有奇」とは銅錢千一百文内外といふことである)とあるから、光緒三十一年の頃は銀一兩[△]錢一千一百文[△]内外の比價であつたことが知られる。

光緒三十二年(一九〇六)七月戸部所屬の財政處が廣東總督の上奏に覆答したその覆答文の中に「新造の庫平一兩の量目ある銀幣(銀元)は制錢一千四百文に當る。一律に合算し、私かに増減することを准さず」とある。又、財政處のいまひとつの

奏摺—各地の銅元局の整理に關するものであるが—には庫平一兩の銀幣は銅元(十文の)一百四十枚、制錢一千四百文とし、公私此の比率を行用す可き旨が叙べられてゐる。然るに光緒三十三年(一九〇七)十一月に、北京、天津方面に流通せる銅元の紛雜なることに就て上奏した直隸總督楊士驤は「近時、京師銀價漲り、十六七吊に至る」(則ち京師の一吊は制錢一千文なるが故に、銀一兩=銅錢千六七百文といふことである)と述べてゐるから、三十三年度に在つては前年に比較して銅錢は銀に對して約二三百文下落したのであつた。

以上は官文書に現はれたる處に隨て比價を示めしたのであるが、時を同じうするも地方の異なるにつれて比價の割合を異にしてゐたことは勿論である。たゞ上掲の叙述によつて大體の見當は是を知ることが出來やう。今一目に便せん爲め以上の叙述に從て時々比價を配列すれば、

時	代	銀一兩に對する銅錢
金	一一九七年前後	二百文
明(崇禎以前)	一三六八—一六二七年	五十五文—一百文

明崇禎年間	一六二七—一六四三年	五六千文
清國	一六四四—一六四五年	七百文
順後三年	一六四六年	一千文
雍正七年	一七二九年	一千文
咸豐三年	一八五三年	二千文
同治六年	一八六七年	千五六百文
光緒二十八年	一九〇二—三年	千三百文
光緒三十一年	一九〇五年	千一百文
光緒三十二年	一九〇六年	千四百文
同 同	三十三年	千五六百文

現今の比價
であつて、最近の比價に就ては民國四年(一九一五年)に財政部の泉幣司が調査したものがあつた。則ち

地 方	銀元に對する制錢の文數	月 日
天 津	一二七九	三月十日

奉天省城	一一八〇	三月十日
開封	一二八九	二月二十日
福州	一〇八五	一月二十四日
武昌	一四三三	二月八日
長沙	一五〇〇	三月三十日
太原	一一九八	三月二十九日
西安	一三七〇	三月二十八日
肅州	一二三五	三月七日
成都	一四五八	三月十五日
廣州	一〇一一	三月二十一日
貴陽	一一八〇	三年十二月
雲南府	一五〇〇	一月十五日
平均	一二八六	

かくの如く近時の銀元一元は制錢の平均一千二百八十六文に當るのであるが、銀

元の平均量目を七錢として計算すれば、銀一元は銅錢一千八百三十七文となるのである。右の調査は民國四年度のものであるが、其の後の報導を綜合するに歐洲戰爭中は、銅の騰貴に従て、銅錢は或は熔潰され或は海外殊に日本方面に輸出され、(輸出禁止令があつたにも拘らず)市場の在高著しく減少したる結果その銀に對する比價は若干上騰してゐたが、昨今にては銅市價の下落に伴ひ、平均二千文内外から二千五六百文内外を以て銀一元に換算されてゐる。勿論重要都市の錢市に於て毎日兩者の相場が建てられるのであつて、著者が執筆してゐる今日來着の北京漢字紙「京報」(四月一日)の傳ふる所によれば、三月三十一日の北京錢市に於ては銀一元は銅元百九十個の相場であつた。故に銀元一個を七錢二分とすれば、銀一元は銅元二百六十三文の相場となるのである。

銅錢銅元の比價は兩者の實價を基礎とし、銅錢と銀との比價は銀銅の市價を準銅錢は銅の比價として決定せられることは以上述べた通りであるが、銅錢は必ずしも其の名の示めす如く銅のみを以て其の成分とするのではない。清以前の銅錢は鉛錫、鐵等の混合物の割合は概して僅少であつたが、清朝の銅錢は此等

の混合物を少なからず加えてゐる。國家の定則によれば、順治元年には銅七、亞鉛三、白鉛といふであつたし、康熙二十三年には銅六、鉛四、雍正五年には銅五、鉛五、乾隆五年には銅五〇、鉛六五、亞鉛四一・五、錫二・〇といふやうに其の時々に由て混合物の割合を異にしたのみならず、地方の造幣廠中、政府の定則を遵奉しなかつたものもある。従て銅錢の成分は其鑄造時代の異なるものは勿論、同一時代に鑄造されたるものと雖も區々として一様ではない。根岸教授編纂の「清國商業綜覽」が引用した Dr. Stuhlman の分析表は其一斑を示めものであるから左に掲げる。

	北 京	大 饒	北 京	小 饒
一枚の重量	實泉局鑄造 8.961 ⁷⁷ g	實源局鑄造 8.242 ⁷⁷ g	實泉局鑄造 3.726 ⁷⁷ g	實源局鑄造 3.511 ⁷⁷ g
錫	1.20%	0.63%	1.09%	0.52%
金	類々證跡アリ	證跡アリ	クソク證跡アリ	—
銀	0.02%	0.02%	0.04%	0.03%
鉛	2.52%	4.17%	4.43%	2.38%

銅	53.25%	51.93%	56.11%	56.86%
亞鉛	38.19%	38.91%	36.50%	39.40%
鐵	4.70%	4.14%	1.61%	0.66%
砂	$\frac{0.12}{100}\%$	$\frac{0.20}{100}\%$	$\frac{0.22}{100}\%$	$\frac{0.15}{100}\%$

上表は僅かに北京通用の大錢小錢の成分を示めするものであつて、各地流通の銅錢成分に至つては一層區々たるを免れないが、今日一般に知られた所によれば銅錢は平均五割強の銅を以て其の主要成分としてゐる (China year Book : Currency)。由て銅錢對銅元、並びに銅錢對銀の比價を決定する場合に算用せられる銅錢側の銅は銅錢一枚が其の成分中に有する此の五割強の銅に外ならない。換言すれば銅錢の成分中に含有されたる他の卑金屬夫れ自體の價値は比價其のもの、決定には直接には何等の影響を及ぼさないのである。

第三節 銅 元

銅元(銅幣)は光緒二十六年(一九〇〇)廣東の省政府が外國銅貨、殊に日本
の一錢銅貨に仿らつて鑄造したのが抑もの始まりである。銅錢十枚

銅元は光緒二十六年
光緒二十六年は光緒
二十六年は光緒二十
六年は光緒二十六年

(文)を以つて銅元一個に當るものとし貨面に「當十文」と鑄刻したのであつた。中央政府も亦其の通貨としての效用を認めためたので、翌二十七年(一九〇一)に至り、各省政府に對し廣東に仿らつて是れが鑄造を開始す可き旨を命じた。上諭の大略は、

「近來各省の制錢缺少し周轉するに足らず。前に福建、廣東兩省、銅元を鑄造したりしが、輪廓精良なりき。近日江蘇省も亦之に倣ひて銅元を鑄造し、其の便利にして且つ私鑄銷毀の弊害を防遏する上に於て有益なることを發見したり。依て今、沿江沿海の各省總督巡撫をして必要とする資金を具え、是等の例に仿らひ銅元を鑄造し、他の鑄造貨幣と共に通用に附せしむ。京師の通貨亦同様ならざる可らざるにより、福建、廣東、江蘇省をして各々其の鑄造に係かる銅元數十萬個を戶部に送らしむ。戶部之を買取りて京師の流通に附す。かくて銅元鑄造は國民の爲めに便利にして有益。通貨の補救策たるを失はざる可し」(章氏同書七頁及び S. R. Wagem: Chinese Currency and Banking, pp. 106-107)

と云ふのであつたが、此の時以來各省は競ふて銅元の鑄造に當り、終ひには、後に述

銅元の濫鑄には自ら原因がある

ぶるが如く、其の流通價值の下落を惹起した程の無制限濫鑄に陥るに至つた。何故に各省政府が濫鑄に陥つたのかと曰へば原因に凡そ二

つある。第一に髮賊跳梁の當時より銅錢は多く鑄造されなかつた其の上に十九世紀後半、銅の市價が漸騰の勢を示めたので、銅錢の熔潰されるもの日に衆く一九〇一年の當時に至つては銅錢は全國を通じて一般に不足してゐた。そこで、一度銅元が鑄造せらるゝと、前掲上諭中にも見ゆるが如く、銅元は民間に於て太く歡迎され、從て各省政府も大規模に是が鑄造に傾注したのである。第二に髮賊の動亂以來、地方政府の財政は著しき困窮の状態に彷徨してゐたから、彼等は銅元の實價を輕減し其の鑄造利益を以て收入に充てんとし、終ひに濫鑄を極めることになつたのである。則ち比較的に低廉なる外國銅を購入し、銅元を名目貨幣たらしめることにより其の利益は少なくとも二割五分以上多くは三、四割に及んだとさへ傳へられてゐる。利己的打算に強い各省政府が銅元の濫鑄に陥つたのは自ら勢の然からしめた所であると曰はねばならない。

而して銅元の濫鑄が最も盛に行はれたのは一九〇四、五年の頃であつた。蓋し

銅元の流通
價は銅元
の流通
に從つて
下落した

當時は銅の市價が漸時に上騰しつゝあつたので、各省政府は銅元の實價を益々引き下げ(實價は表面價值の二分の一に過ぎぬ程であつた)以て多額の鑄造利益を擧げることが出来たからである。名目貨幣の濫鑄が其の流通價值を下落せしむることは自然の理法であつて銅元も亦此の理法から脱がれることは出来なかつた。一九〇五年の當時に於ては銅元の銀に對する流通價值は全國一般に著しく下落し、上海に在つては銅元鑄造の當初に較らべて約二割二分の下落を示めすに至つた (Wagel; op. cit. 106. 並に清國商業綜覽四二頁參看) 元來銅元は鑄造の當初に在つては銅元一個制錢十文に銅元百個は銀一元に當るといふのが定則であつたが、銅元の銀に對する當時の流通價值が右の如く下落した結果銅元百二十個内外を以てするに非れば銀一元に換算せられぬこととなり、主として銅錢及び銅元等小額貨幣を以て生計を立つる小民を甚しく困窮せしむるに至つた。當時上海の英國商業會議所が銅元の鑄造に制限を加ふ可きことの必要を北京政府に勸告せんとして、北京外交團に是を依頼したることがあるが、その時の通牒は、當時の濫鑄狀態を能く指摘して餘す所無し。

「最近清國に於ける銅元の鑄造は頗る盛況を極はめ、過去十二箇月間に於て著しく増加し、將來益々増加するの趨勢あるが如し。今日まで設立又は計畫を見たる各省銅元局の鑄造機器は合計八百四十六臺の多數にして(原文は各省の有する機器の表を掲げてゐる)内六割は現に鑄造に従事し、二割は据付中に係り他の二割は未着手のものなれども、前記八百四十六臺の多數が悉く其運轉を見るに至らば、鑄造に消費せらるゝ銅は一箇月九千六十噸、一箇年十萬八千七百噸(一臺に付き十噸七一の割合)の多額に上らんとす。而して銅一噸は銅元(十文の)十五萬一千個の多數を鑄造し得るを以て前記一箇年の消費銅十萬八千七百噸は實に百六十四億一千三百七十萬個の巨額を鑄造し、四億の人民一人に付き四十個の割合に相當す。×××翻て銅元の鑄造費用との割合を見るに、現時の銅價を一噸假りに七十二磅とせば、三割五分乃至四割を利する計算となるなり。而して此の利益は、其の三分の一は銅元局官吏並に是に關係ある吏員の有に歸し、残りの三分の二は總督の收入に屬するものゝ如し云々(清國商業綜覽、四三頁)といふのが其前半の概要である。

銅元の下落 事態此の如きものあつたので、政府は銅元の鑄造を整理するの對策に對する政府の補救策 出でざるを得なかつた。光緒三十一年政府は天津の造幣本廠に對し、

銅元は凡そ「大清銅幣」と呼び(一)量目四錢、制錢二十文に當るもの(二)量目二錢、制錢十文に當るもの(三)量目一錢、制錢五文に當るもの(四)量目四分、制錢二文に當るもの、の四種となす可きことを命じて、銅元の量目並びに銅錢に對する價值を一定せしむるに至つた(同年七月の財政處戶部奏定の天津銀錢總廠章程の内に見える)。然かるに爾後實際に鑄造されたものは二十文、並びに十文の兩種銅幣丈けであつて、此の命令は遵奉されはしなかつた。

銅元の鑄造 次いで政府は各省の銅元鑄造數にも制限を加ふることの必要を認め、額に制限を加へた。各省一日の鑄造額を特定するに至つた。同年十月に於ける財政處の奏に其の趣が見える。大要に曰ふ、

「各省の總督巡撫は財源を得ると困難にして、銅元の餘利甚だ饒きを以て、銅元流通を廣く計らんことを思ふ。故に現在鑄造數日に増す。(今日の如く)此の省は銅元の移出を競かり彼の省はその移入を嚴禁せば、銅元は充斥し、民用足敷す。

情形已に概見す可し。若し徒らに收入を得るの故を以て、目前の利を圖らば、勢必ず紛々として鑄を急ぎ、實價を減じて發行し、銅、鉛を愈々多く購ふにより、その市價は愈々増し、銅元を愈々多く鑄造するにより、其の流通價值は愈々下落し、錢價愈々賤くして物價必ず増し、小民の生計は困難に、地方の收入亦暗に虧損を受け、上は公家はによつて累を受け、下は商民交々困窮し、患を後來に貽し、關係する所淺からざるに至らん。査するに、近く各國と新定したる通商條約には一律に國幣を立定するの條項あり。若し此の時に於て速かに補救を圖らざれば、終ひに收拾に堪へざるに至らん。笑を外人に貽すとも更に何を以て自ら解せん。現在各省銅元は均しく已に缺乏を虞れず、速かに制限を酌定するに非れば、補救の方を施すに易すからず。(依て)江蘇、湖北、廣東の三省は、毎日の鑄造數百萬を逾ゆるを得ざらしめ、直隸、四川兩省は、毎日の造數六十萬を逾ゆるを得ざらしめ、其餘の各省は、毎日の造數三十萬を逾ゆるを得ざらしむ可し。成色分量は須らく奏定せる章程に照して稍しも岐異あるを得ざらしむ可し。云々(章氏に據る)と。恚うした政府の鑄造制限策が當時二三の省政府によつて遵行されたことは

勿論であつて——夫れは翌三十二年二月四日政府は湖北省が銅元の鑄造額を變更せんと請求したるに對し之れを堅く拒絶したし、同年四月四日に江蘇省の同なと請求をも堅く斥けた事實のあるに由て明白であるが——尙ほ此の方策が全國の造幣廠に於て一般に遵行されたかと曰へば、必ずしもさうではなかつたやうである。三十二年二月四日の財政處の奏に

「銅幣之行、各爭相鼓鑄、流弊日滋、謀所以整頓者、是以由戶部收回爲正辨、而目下以先圖補救爲亟、約有八事、一禁止大宗販運、申明爲防弊、非分畛域、二限制鼓鑄數目、三禁購銅餅(銅板)、四購買銅斤、必先報部(戶部)核定、五官民紳商一律行用、六行旅隨帶銅元出口進口、不逾二千枚者、概不查禁、七市面行使、此省地方、不得異視彼省銅元、八通查各省多寡有無、設法勻撥、一省之盈虛、由疆吏設法勻撥、各省之盈虛、由戶部酌核勻撥云々」

とあるし、三十四年二月二十七日の度支部の奏には

京外銅元益多、民間減折(割り引き)行使、銀價日貴、物價愈昂、業發庫款五十萬兩、收買市面銅元云々

とある點から看れば鑄造制限の方策に従はなかつた省の多數であつたことが知られる。

銅元整理論
と政府の對

こゝを以て政府は三十四年(一九〇八)中央地方の造幣廠に對し、今後銅元の流通價值高かまれる時、市場の情形を察して鑄造を復行するとも、先づ此處數ヶ月間は之れが鑄出を停止する必要ある旨を通告するに至つた(二月二十七日の上諭)。然かるに間もなく四川總督趙爾豐が四川省の爲めに銅元鑄造の繼續を請ふて允るされたるを始めとし、同年七月中には湖北、江蘇、湖南、福建、廣東、天津等の造幣廠はその現に所有せる地銅全部の鑄造を終るまで銅元の鑄造を繼續せんことを請ふて允るされ、更に九月中には東三省の造幣廠も亦同様に所有銅の完鑄に至る迄鑄造を繼續することを允れたので、銅元停鑄の命令は事實に於て撤廢されて了つた。

かくて銅元の流通價值は日一日と低落する許りであつたから、銅元整理問題は、太く世評を喚起し其の濫鑄は切りに痛論せられた。一例を擧て張毓英の議論に看やう。固と彼の所論は都察院が彼れに代つて朝廷に代表したもの。(一)銅元停

鑄を實行する爲め各地の造幣廠が所有する鑄造機器は皆別途に使用せしめ、以て鑄造繼續の地歩を根絶しなければならぬ。(二)銅元の私鑄を嚴重に取締まる爲めに禁犯者の緝獲に就ては重もく懸賞す可きである。(三)度支部は銅元の流通状態を調査し、銅元の未だ流通せざる邊境の地方に是を送くつて流通地方に於ける銅元の供給を收縮す可きである。(四)政府は市面流通の銅元を買入れることに努め、銅錢の銀元に對する比價が供給の不足によつて銀一元〓銅元百枚となるに至つて、茲に始めて買入を中止する。(五)現在徵税には銀を以てする所あり、銅錢を以てする所あり、兩者並用の地方もあつて慣例必ずしも一様でないが、今暫らくの間全國を通じて納税に銅元を使用せしむることゝし、以て其の流通價值の上騰を計からねばならぬ、といふのであつた。(章氏同書一二頁による)同じ種類の、同じ程度の銅元整理論が切りに民間に提唱されてゐた間に、度支部は宣統二年(一九一〇)四月十六日「幣制則例」なるものを奏定し、銀本位制の下に於て通貨を統一するの方策を樹立するに至つた。この則例は其後實行を見ずして革命となつたのであるが、兎に角是によれば銅元(新に鑄造せらるゝ)は小銀貨と共に補助貨であつて、本位

貨に對して凡て十進法を以て進むものと定められたのであつた。そこで問題は、從來流通し來つた舊銅元、則ち十進法を適用し得ざる銅元を如何に處分するかといふことであつたが、度支部は是に對して一整理案を持つてゐた。則ち第一に各省政府をして、新銅元(十進法の下に於けるもの)を鑄造せしむると同時に他方に於て舊銅元の民間使用額に制限を加ゆることゝし——夫れは新銅元鑄出の日より起算して最初の一年間は銅元一回の使用額を銀三元に相當する額と制限し、第二年目に於ては銀一元相當額を以て其の限度とするのであるが——其結果當然出現す可き舊銅元に對する需要減少を俟つて地方政府をして是を回収し以て新銅元(十進法の)に改鑄せしめ、第二に當十文の舊銅錢中其の精なるもの丈けは改鑄せずして暫らく是を一分の補助貨と認め(則例は銅幣を規定して二分、一分、五厘、一厘の四種としてゐる)新銅元と共に流通に附し、且つ銅元を鑄造せざる全國の各地方に是を販運して商業般盛なる地方の舊銅元流通額を減じ、其の流通價值の上騰するを俟つて正式に宣布して之を補助貨と爲すか、或は一定の期間を定めて之が通用を禁止するかして、——而して夫れは地方の經濟情況を斟酌して孰れかに定む

るのであるが——銅元を整理しやうとする案であつた(幣制則例が奏定された同日)日則ち宣統二年四月十六日に度支部が從來の銀元銅元に對する處分法を上奏した奏摺中に見える)

然るに幣制則例を始めとし如上度支部の銅元整理案は其の實行への着手すらも見ざるうちに革命となり國體は一變して共和國となるに至つた。民國に入つてからは、各省政府は依然として舊に依り銅元の濫鑄を繼續し以て今日に及んでゐる。但し前清時代に在つては銅元を鑄造した造幣廠は總計十七廠であつたが、民國二年以來は天津、奉天、南京、湖北、湖南、廣東、雲南、成都、重慶の九廠に過ぎぬこととなつた。而して此是の造幣廠は銅錢二百文に當る銅元、一百文に當るもの、五十文に當るもの、二十文、十文、五文、一文に當るもの、夫れれに就いて適宜に鑄造したのであるが、當十文の銅元は何ずれの造幣廠も是れを鑄造したので、是は銅元中最も廣く流通してゐる。民國二年十二月十七日財政部泉幣司が調査したところの一表は甚だ不正確であるとはいへ、當時に於ける銅元在高の概數を示めすもので、

銅元種類	鑄造枚數
百文	四四七、二五三
五十文	二、六五三、五四八
二十文	二七四、七八六、四八八
十文	二八、五八三、一九五、九五六
五文	三七、九四二、九五二
二文	二八、〇四九、七六一
一文	一八五、九三七、六六一

(備考 右は十七ヶ處の造幣廠が開辦以來民國二年十一月末に至る迄の鑄造額なり)

といふのであるから、假りに銅元百三十枚を以て銀一元に換算すれば右表は大體

百文	三四、〇〇〇 ^元
五十文	一〇一、〇〇〇
二十文	四、二二七、〇〇〇

貨幣

十	文	二一九、八七一、〇〇〇
五	文	一四六、〇〇〇
二	文	四三、〇〇〇
一	文	一四三、〇〇〇
通計		二二四、五六六、〇〇〇

となり、民國二年末銅元在高は、大約二億二千五百萬元であつたことが窺はれる。民國三年に入り、政府は「國幣條例」を制定し前清の幣制則例の如く銅元を補助貨とし、十進法を適用することに定め、該條例に規定された新銅元は其の後民國六年度に於て天津造幣廠が一分銅元二、八二二、〇四二枚、銀元に換算すれば僅かに二八、二二〇元、五厘銅元一、七二八、三八〇枚、六四一元に當るを鑄造したに過ぎぬのであつて條例の主旨は少しも實行されてはゐない。かくの如く銅元は今日に至るまで二十年間未だ一度も整理されることがないので、從て現時流通の夫れには「光緒元寶」と稱するものあり、「宣統元寶」と呼ぶものあり、「大清銅幣」と鑄刻されたものもあれば、「民國開國紀念」と刻字されたものもある。しかも

鑄造の時と處とを異にするに從て各々量目成色を異にするのであつて其の雜多さ無統制さは銅錢の夫れ等と些しも異ならない。

最近輕量の銅元が市面に充斥するに至つたので、銅元の混亂は一層甚しいものとなり、其の流通價值下落と共に今日小民の生計を著しく脅かしてゐる。

民國八年の春であつた。筆者が上海の市街電車に搭乘した際、銅元若干文を支拂はんとして是が領收を拒まれたことがある。つまり筆者が支拂はんとした銅元が惡質であつたからである。さて、然らば此の種惡質の銅元が全國に亘つて七八年以來如何なる程度に充斥してゐるかといへば是れを知るの資料は今のところ皆無である。たゞ上海丈けの狀況に就ては民國十年に上海租界電車公司の取締役英人 D. Maccoll 氏が調査した一文が(上海銀行週報社發行の「中國今日之貨幣問題」二九〇頁以下に、又 China Year Book, 1921-2. に或は大連商業會議所發行の滿蒙實業彙報大正十年八月號に記載されてゐる)大様を示めてゐる。是れによれば、上海に輕量の當十文銅元が充斥し始めたのは民國八年二月からのことであつ

七、電車會社の收入中、輕量銅元の混入せる割合は

月別	一九一九	一九二〇	一九二一
一月	一九一九	一九二〇	一九二一
二月	二・七〇	五・二四	一〇・〇四
三月	三・四四	六・一四	一一・八四
四月	三・二八	六・九八	一三・〇六
五月	三・三二	七・八九	—
六月	三・六三	七・六四	—
七月	四・〇七	七・三五	—
八月	四・八三	七・六八	—
九月	五・〇五	七・七三	—
十月	五・一二	七・六八	—
十一月	五・一七	七・五六	—
十二月	五・一八	七・五〇	—

で、民國八年二月には百分の二・七の割合であつたものが二年後の十年三月には實に百分の一三・〇六の割合にまで増加したのである。

而して上海には一九一九年以後に在つても、一九一八年度に於て流通した銅元（輕量ならざるもの）の總額が猶ほ依然として流通してゐたのであるから、前表の混合割合を示めず數字はやがて一九一九年以降に於ける上海流通銅元の増加率をも示めすわけである。則ち一九一九年以來右表に見ゆる足並みを以て銅元が増加した結果、其の流通價值は益々下落し、同じ期間に於ける銀一元に對する銅元の換算枚數は

月別	一九一九	一九二〇	一九二一
一月	一三二・一二 ^枚	一三六・二七 ^枚	一四・一三五 ^枚
二月	一三四・六七	一三五・〇五	一四・三五〇
三月	一三五・四三	一三七・一八	—
四月	一三五・二四	一三七・五九	—
五月	一三五・三一	一三八・〇八	—

六	月	一三五・八六	一三八・三一	
七	月	一三五・九五	一三九・三四	
八	月	一三六・一九	一三九・七〇	
九	月	一三六・四三	一三九・六五	
十	月	一三六・五六	一三九・八七	
十一	月	一三六・五一	一四〇・四二	
十二	月	一三六・一八	一〇一・三六	

の如きものであつた。

鑄造利益を
 收得する爲
 めに銅元は
 濫鑄される

是等の敘述は單に上海に看られた事實にのみ限られるのであるが、歐
 洲戰爭終熄につれて起りたる銅の銀價格下落と共に民國八年以來、各
 省政府が輕量の銅元を濫鑄するに至つたことは明白な事實であつて、其の然かる
 所以は、嘗つてあつたやうに、地方政府が是に由て多額の鑄造利益を擧げ得るから
 である。Macoll氏の計算によれば、當十文銅元の鑄造利益は

銀一元に對する銅元枚數

一四三

當十文銅元額面價值

一・〇〇〇

流通價值

〇・六九九

實價

〇・五八三

差引鑄造利益

〇・一六

であつて、氏は此の率を以て假りに三、〇八〇、〇〇〇、〇〇〇枚を鑄造するとせば正
 に三、五〇〇、〇〇〇元以上の鑄造利益あることを述べ、且つ銀を以て計算したる現
 在の(一九二一年春)鑄造費から云へば、當十文銅元は銀一元に付一七一・五枚に、當二
 十文銅元は一元に付二〇四・九九枚に下落するまでは鑄造利益が擧げられる趣を
 明にした。則ち知ることが出來よう、民國八年以來、銅元の濫鑄が日に旺盛に趨い
 たのは、詮ずる所、地方政府が鑄造利益を收得せんとした利己的動機に基いたので
 あることを。

銅元と銀元
 との比價

銅元の銀元に對する比價は銀銅の市價を經とし、兩者の需給を緯とし、
 て決定せられ、錢市に於て毎日相場が建てられるとは銅錢對銀の場合

と全く同様である。銅元が始めて廣東に鑄造された時は銅元(當十文の)一百個

銀一元を以て定制としたのであつたが、民間に在ては此の率は一と度も遵行されはしなかつた。民國三年の國幣條例は銅元に十進法を通用し、一分銅元百個、銀一元たる比價を法定し、民國六年に至り政府は該條例に基いた新銅元若干を鑄出したのであるが、此の新銅元すらも今日この法定比價を維持してはゐない。兩者の比價は全く市價に由て左右せられたし、且つせられてゐる。是を從來の歴史に徴するに銅元が開鑄されたる一九〇一年の當初に在つては八十五枚乃至九十枚を以て銀一元に換へられてゐた。蓋し銅錢の不便——夫れは、運搬携帶の不便、包装の不便、吊の内容を異にする不便——が一般に痛切に認められてゐた結果、新鑄の銅元に對する需要が旺盛であつた爲めに外ならなかつたのである。然かるに其の濫鑄状態が開始せらるゝや、忽にして百枚以上となり、一九〇五年に於ては前述の如く百二十枚内外に下落するに至つた。しかも中央政府は濫鑄に對し事實上何等の制限を加ゆることが出来なかつたので、一九〇九年に於ては

廣東 銀一元〓銅元 一一〇—一二六
福州 同 一四〇

梧州	同	一一〇—一二六
上海	(十月の頃)	同
鎮江	同	一一九
天津	同	一一八—一二〇
平均	最低一一八枚 最高	一三〇枚

に下落し五ヶ年間に約五割の暴露を示めした。其の後鑄造利益の減少と中央政府の鑄造に關する多少の干涉との結果、銅元相場は一時上騰の傾向を示めしたが、革命以後は各省再び之が濫鑄を續行したので銅元は再び下落し民國四年の當時に在つては、

北京	銀一元〓銅元(當十文)	一三四
天津	同	一三七
奉天省城	同	一四四
吉林省城	同	一三八
開封	同	一二八・七

南	京	銀一元	銅元(當十文)	一三八
安	慶	同	同	一四〇・九八
南	昌	同	同	一四五
抗	州	同	同	一四一
福	州	同	同	一二七・七
武	昌	同	同	一四〇・三
長	沙	同	同	一四八
西	安	同	同	一三七
肅	州	同	同	一一五
成	都	同	同	一四五・八
廣	州	同	同	一二六・二
挂	林	同	同	一二〇
雲	南	同	同	一三四
太	原	當時銅元未だ流通せず		
貴	陽	同前		

平均

一三五・三

(備考) 財政部泉幣司の調査)

であつた。爾後民國七年末に至る迄は右の平均數が大體に於て一般に行なはれてゐたが、八年以來前記の如く濫鑄が再び旺盛となつたので、一九二一年二月に於ては

厦	門	一九二一年二月	一九一八年十二月
常	州	一四三・三〇	一三二・七七
芝	罌	一四五・七〇	一三三・三一
鎮	江	一四四・四〇	一三四・七〇
福	州	一四三・六〇	一三一・九〇
抗	州	一四三・〇〇	一三二・〇〇
漢	口	一五一・五〇	一三八・四七
貨	幣	一六一・二〇	一四八・一〇

南	京	一四五・〇〇	一三四・三〇
寧	波	一四三・五〇	一三一・七三
上	海	一四三・七〇	一三二・五七
蘇	州	一四三・〇〇	一三二・六五
天	津	一四八・四〇	一三七・八二

(マツコーン氏の調査に據る)

の如く大約百四十五枚前後に下落した。其の後銅元の銀元に對する比價は銅市貨の下落と濫發とが彼此相俟つて益々下落するととなり二年後の昨今にては百八十五枚乃至百九十枚を往來するのが常態となるに至つた。かくて銅錢や銅元を以て生計を立つる小民は銅元の流通價値下落より延て起る處の生活必需品(多く銅元を以て賣買される)の騰貴によつて今日其の生活が著しく脅かされてゐる。銅元の量目成色に關しては民國二年國幣條例が制定せられた迄は全國の造幣廠に於て遵行せらる可き一般的法規は皆無であつた。前清の度支部が幣制則例を奏定した際(宣統二年四月)銅元の重量成色に就ては別に規

定を設くる筈になつてゐたが前述の如く其規定を見ない内に革命となつたのである。そこで民國二年の國幣條例であるが是によれば銅元(銅幣といふ)は凡そ五種であつて、量目成色は

- 二分銅幣 總重二錢八分 銅九五錫〇・四 鉛〇・一
- 一分銅幣 總重一錢八分 成色同前
- 五厘銅幣 總重九分 成色同前
- 二厘銅幣 總重四分五厘 成色同前
- 一厘銅幣 總重二分五厘 成色同前

と定められた。然るに此の規定は前に述べたるが如く、僅かに其若干部分が民國六年に於て天津造幣廠により一時實行されたに過ぎないのであつて、此の例外的事實を除いては未だ嘗て遵行されたとがない。事實上一個の空文であつて、銅元は其開鑄以來今日に至るまで、各省造幣廠が夫れ々適宜に量目成色を定め、且つ定めるに過ぎぬのである。試みに最も廣く流通する當十文銅元(一分銅元)に就て看れば、量目は一一五乃至一一二グレインを有するもの多數を占めてゐ

るが、夫れ以下のものも亦決して少くはない。成色は大體銅九五、亞鉛五を以て準則とするもの、如く一般に觀察されてゐるが、實際に於ては銅八八・七五、錫八・八〇、鉛二・四五の割合を以て普通とするやうである(China Year Book, "Finance")。しかも業でに繰返へして述べたやうに各省政府が銅元の鑄造に傾注したのは畢竟鑄造利益の收得といふ一事にあつたのであるから、同一造幣廠の鑄造に係かるものと雖も鑄造時の異なるに従て各量目成分をも異にしてゐることは勿論で、銅錢が無統制であるやうに銅元も亦全く統一を缺いてゐる。

銅元の原料たる銅は其供給を十中八九割までは外國に仰いだし、又仰いでゐる。元來支那の産銅地としては唐宋の間に於ては安徽、江西、福建等が著名であつたが、元代に雲南、貴州の銅山が発見せられ、明清以來は雲南銅が最も著名で、清朝歴代政府が鑄造した銅錢の原料は主として是に俟つたのである。併し、吾が徳川時代長崎の貿易は支那に對する銅の輸出を以て賑はつたと傳へられてゐるし、また東華錄には乾隆三十四年(一七六九)の條に當時の臣工が雲南銅一年の産額百二十萬斤であるに對し日本よりの輸入銅は當時九十八

萬斤に上つたことを指摘して、日本銅輸入禁止を上奏した趣が見ゆるなど、清朝政府が銅錢原料の少なからざる部分を吾國に仰いだことは明白であつて、清朝に於ける産銅額は概して少なかつたやうである。かの唐宋以來、歴代の政府が時に銅器の製造使用に關して制限を加へ、時としては全く之を禁止して所謂「禁銅」の政策に腐心しなければならなかつたのは畢竟銅錢原料の不足に由來したのであつて、支那の銅産額は單に清朝のみならず古來より國內の需要を満たすに充分ではなかつたのである。主要産銅地たる雲南すら近年の産額は一年平均二・三萬擔に過ぎぬとのとであるから、其他の産銅額は推して知る可きであらう。かくの如く支那の産銅は、其需要——夫れは銅錢鑄造やら銅器製造やらの——に應じ得なかつたのを常態としたのであるから、二十世紀の初葉各省政府が銅元の鑄出を競ふこととなつてからは、其原料を主として外國(殊に日本)に仰がざるを得なかつた。尤も一九〇六年度の海關報告に「銅錢は益々流通外に驅逐されてゐる。蓋し惡質の銅錢は村落に流入し、重量重さものは鎔解されるが爲めである」とあるし、(Abstract of Statistics p. XVI) 同年の長沙海關報告には、湖南省政府が磨滅損傷せる銅錢

は造幣廠に於て銅元と交換す可き旨を一般に命令した趣が見てゐるなど、各省政府が外國輸入銅の外に銅錢を買入れて銅元鑄造の原料としたことも明白である。が併し銅錢を買入れ銅元に改鑄することは其手續が煩はしいばかりでなく、改鑄に要する費用も、外國銅輸入による銅元鑄造の場合に比較して少なからず多額に上るので、勢ひ銅元原料は主として外國銅に俟たざるを得なかつた。一九〇五、六年の濫鑄時代に於ては各省は既に銅貨の型體を具へたる地銅を輸入し、造幣廠は單に是に刻印したに過ぎぬ位であつた。で、銅元開鑄當時の銅輸入額を見ると銅線銅器として計上せられたるものを除き、主として銅元の原料に用ゐられた銅塊、銅板は(銅塊銅板の全部が銅元原料と限らないには勿論であるが、然かもその大部は銅元原料と推測される)

一九〇二年	二八四〇九	七九二九四
一九〇三年	七五一一一	一九二四四七九
一九〇四年	二四二八七六	七〇四六六五二
一九〇五年	七三〇三一八	二一三九二二七〇

で、四年間に於て約三千百二十萬海關兩に上つてゐた。而して最近の輸入に至つては(銅器として計上されたものを除く)

一九一八年	一三四、一九〇	五、〇三八、一四九
一九一九年	三五八、〇二六	八、九五、一四九七
一九二〇年	四九三、九四一	一一、七六六、七一五

で、依然として相當の多額を示めてゐる。

銅元の流通 然らば此等の外國輸入銅並びに其の他の銅を以て鑄造された銅元の總額と支那政府の統計 流通額は現在幾何あるであらうか。此の點に就ては完全なる報告がない。民國二年財政部泉幣司の調査は既に前に掲げたが、かの「幣制略」は六年末現在の在高を示めて、

造幣總分廠鑄成各種舊型銅幣數目表(單位を枚とす)

廠別	鑄造開始	結算期日	幣
天津廠	光緒三十年	三十年末	二
南京廠	光緒二十九年	二十九年末	二
武昌廠	光緒二十八年	二十八年末	二
廣東廠	光緒二十七年	二十七年末	二
成都廠	光緒二十六年	二十六年末	二
雲南廠	光緒二十五年	二十五年末	二
奉天廠	光緒二十四年	二十四年末	二
重慶局	光緒二十三年	二十三年末	二
湖南廠	光緒二十二年	二十二年末	二
各停廠			二
合計			二
備考			二

幣種	民國二年始	民國元年始	同前
當二百文	三、〇六〇	八、六三〇	八、六三〇
當一百文	一、五三〇	九、三三〇	九、三三〇
當五十文	七、六六〇	三、〇〇〇	三、〇〇〇
當二十文	三、〇六〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
當十文	一、五三〇	五、〇〇〇	五、〇〇〇
當五文	七、六六〇	二、五〇〇	二、五〇〇
當二文	三、〇六〇	一、二五〇	一、二五〇
當一文	一、五三〇	六、二五〇	六、二五〇

とした。今是を百三十枚一元替とすれば

- 當二百文 四七二、〇〇〇
- 當百文 一、二〇八、〇〇〇
- 當五十文 一、五六九、〇〇〇
- 當二十文 五、九四三、〇〇〇

- 當十文 二四三、七〇九、〇〇〇
- 當五文 一四六、〇〇〇
- 當二文 四四、〇〇〇
- 當一文 一、二三、〇〇〇

通計 二六三、二一四、〇〇〇

統計には疑問があるが、此の統計に就ては少からぬ質疑がある。横濱正金問があるが、銀行の田中徳義氏は其調査報告書「支那幣制改革一斑」に於て該統計の誤謬を指摘されたが、大略(一)銅元原料は大部分外國輸入銅であるから、海關統計に表はれたる一九〇〇年以降一九一七年(民國六年)末までの地銅純輸入總額二百六十七萬七千六百六十四擔(銅線、銅器として計上されたる分は除外す)は銅元鑄造に使用されたと看る可きである。で、一擔に付銅元を鑄造し得べき最大數を八千四百枚として、是を乗じ、銅元百三十枚銀一元として計算すれば、前記輸入銅を以てしては銀一億七千三百〇二萬元相當の銅元が鑄造された筈であつて、財政部報告の銀二億六千三百二十一萬四千元相當の銅元といふ數字に對しては、太く開

きがある(二)然らば此差額は國內の産銅による鑄造並びに舊銅錢の改鑄に歸せねばならぬ次第であるが支那の大産銅地たる雲南は近年の年産額平均二、三萬擔に過ぎないから以前も是と大差があつたとは考へられないし且つ又地理上雲南銅を使用す可き雲南及び四川銅元局の鑄出額は全部の一割にも達せぬ姿であるから雲南銅の銅元原料としての地位は殆んど云ふ可きものがない。又舊銅錢を銅元に改鑄したことは從來屢々行はれたが併し舊銅錢を銅元に改鑄することは技術上不可能ではなくとも猶ほ甚だ手数を要する。故に近年の如く銅市價暴落の際はいざ知らず一九〇四、五、六年の如く各省其鑄出を競ひ外國より銅貨型の銅を輸入して只だ是に刻印する丈けに及んだ時代に在つて銅錢改鑄といふ緩慢な方法が行はれたとは推測されぬといふのが氏の立脚地である。勿論吾人の首肯する所で此の點に就ては何等の異論もあり得ないがしかも今日のところ支那政府の右二報告を除いては他かに銅元の鑄造額を知る根據は皆無なのである。たゞ吾人は是によつて銅元の在高を髣髴たらしめられるのに過ぎない。

銅元は銅錢と共に海關規則によつて海外輸出を禁じられてゐる。蓋し國民大

銅元の海外輸出は禁じられ各省間の販運も禁じられる

多數の日常經濟生活は其大部分が銅元銅錢等の小額通貨によつて支辨せらるゝが故に海外流出によつて通貨の分量に變動を來たし物價に影響せんことを避けるの用意に外ならぬのである。又政府は一省

鑄造の銅元を他省に自由に販運し或は他省の銅元を自省に自由に輸入することをも禁止してゐるが是亦一省内の流通額從て物價に變動を惹起する虞を避ける爲めである。が併し現今の實際としては各地の錢業者(兩替業者其他の支那式の銀行)は地方の異なるに従て起るところの銀に對する銅元相場の開きを利用し相場場の低廉なる地方に買ひ高き地方に販運して奇利を占めることが最も普通に行はれてゐる。民國十年四月六日の北京日報が報じた「總商會取締銅元之響應」といふ一記事は能く此の間の消息を傳へるものであらう。大要は恁うである。

「今日銅元は各省に充斥し銀一元は一百七八十枚に當る地方あり。北京總商會(我が商業會議所に近きもの)此事を以て小民生計に影響するところ鉅なりと爲し會て各省商會に對し一致して嚴重に取締らんことを通電したることあり。然るに目下奸商は利の圖る可く機に乗ず可きありと爲し銅元を私鑄私運する者比々

皆是なり。先日漢口の大智門停車場に於て副驛長某は書留郵便物の輸送車内に包装の異様なるものあるを認め、就いて査閲したるに、其銅元なることを發見したり。犯人は既に處分されたるが、武漢商會(武昌漢口)此消息を聞くに及び、此等の情形を各省商會に通告し、一致して政府に對し、私運私鑄の禁止を嚴行し、民困を蘇せんことを呈請すべしと夫れ々々談合しつゝ、あり云々」

所謂る「奸商」——夫れは商業に關し又は國民經濟に關する事項を論ずる官公文書の殆ど孰れもが喜で使用する名詞であつて、勿論誇張された名詞なのではあるが——の無數なる支那に於て、而して又地方の相異につれて銅元相場を異にするといふ支那に於て、銅元の「私運」を嚴禁することの極めて困難なるは言ふまでもない。政府のかゝる對策には「存在の理由」がある。たゞ實行されぬことを以て遺憾とするのである

第四節 銀元

銀元は一名を「銀圓」といふ。世俗は呼んで「大洋」とし「現洋」とする。「銀圓」の二字は多く是を前清官公文書の中に見出すが、「銀元」の名は清末より今日にかけて最も廣く用ひられる。是を「大洋」と呼ぶは「銀角」(小銀貨)を呼んで「小洋」爲すに對したるもの。その「現洋」と呼ばれるのは紙幣に對して硬貨たる銀元を指す場合である。而して銀元には外國より輸入せるものと、支那政府の鑄造したものがあつたが、然も前者には幾多の種類があるし、後者にも亦數種類あつて、其間何等の統制を有しないこと宛然銅元の場合と異らない。世俗は是等の銀元を呼ぶに各種の俗名を以てするが、要するに銀元は吾銀貨本位時代の圓銀に相當する銀貨で外人の稱して Silver dollar とするものである。

抑も銀が支那に於て交換の媒介物として使用されたのは既に述べたるが如く、古代前秦からのこと、何ずれの時代に在つても、銀錠(Silver ingot)として秤量制度の下に用ひられ、未だ一度と雖も Silver coin として流通したことはなかつた。かの漢書西域傳には「罽賓國以銀爲錢。×××烏戈山離國之錢。與罽賓國同。×××安息亦以銀爲錢。×××大月氏亦同」とあつて、西域地方には時に銀錢(Silver coin)が流通したことないでもないが、是は中央亞細亞を通じて行はれた西洋との

交通が西域に Silver coin を傳へたのであつて、西域自ら發明したのではなかつた。のみならず當時の西域は寧ろ支那ではなかつたのであるから、此事實は支那が Silver coin を鑄造した實例の一つとはならぬ。西域銀錢に就ては M.A. Tarrin de Lacouperie : Une Monnaie Bactro-Chinoise Belingue, Paris, 1890. が精細に研究した。參看。また南宋の時、孝宗は一、二、三、五、十兩の Silver coin を鑄造して官民をして共に之を使用せしめたと同時に政府紙幣に對する銀準備としたことがあると謂はれてゐるが (Morse : Trade etc. p. 144) 該銀貨は僅に三年にして跡を絶つたとのとであるから、泉幣史上 Silver coin として重要な地位を占むるものではない。更に又、明の萬曆年間には當時流通の銅錢に同型な銀錢が鑄造されたと謂はれて居るし、(Morse : ibid. p. 144) 筆者自身は明の「永樂通寶」と同型同文の銀錢を所藏してゐるが、恐らく此等は英國の Silver Pennies と同じやうに銅錢鑄造の時試みられた遊戲的鑄造に過ぎないものであつたらう。事實、銀は何時の世にも寶錠の形態に於てのみ交換の媒介物たる職務を盡したのである。

然るに清朝の乾隆、嘉慶、道光の間、外國銀貨は支那の海外通商が隆盛に趨くにつれて滔々として流入するに至つた。本講義一九九頁參看。而して一つには流入銀貨の量目成色が常に一定不變であつたところから、支那商人の厚き信用を贏ち得たと、二つには當時の通貨が僅かに銅錢と銀錠との二種に限られ、萬般取引に少なからぬ不便があつたこととに由り、外國銀貨は支那に於て異常に歡迎され、從て驚く可き急足を以て商業殷盛の各地方に普及するに至つた。勿論既述の如く支那は當時此等の流入銀貨を熔解して特定の銀錠としたこともあつたが、銀貨其まを實價に於て使用するのを最も普通としたのである。而して流入銀貨の普及が盛となるにつれ、支那側に於ても廣東其他の地方政府は屢々是に仿つて銀貨(銀元)を鑄造しようと試みたが、光緒十三年以來は終ひに是を鑄造することになつた。が、併し甚だ奇怪の沙汰ではあるが、外國銀元の流入以來今日に至るまで放任してゐる。支那政府は未だ嘗て其流通の状態竝に價値に就て立法的干涉に出でたことがない。從て外國銀元は流入の當初より常に實價を以て流通し、他の貨幣に對する相關的價値も常に變動したし又してゐる。蓋し是れ政府の放任主義——寧ろ無關心——の然らしめたる所。洵に支那的であると謂はれよう。併しな

がら、支那側鑄造の銀元に就ては前清には「釐訂幣制酌擬則例」があるし、民國には「國幣條例」があつて、此等の法律は共に該法規に基いて鑄造されたる銀元は同じく該法規に由て鑄造されたところの補助貨に對し、其額面價值に於て換算せらる可き旨を規定してゐるにも拘らず、事の實際としては僅に二三の例外——夫れも一時的にして且つ地方的の——を除いては、かゝる規定は今日少しも遵行されてゐない。凡ゆる支那銀元は流入銀元と一般實價を基礎として流通するのである。

銀元は種類と地方とによつて流通する價值を異にする

銀元の流通状態が此の如きものである以上、銀元は同一の地方に在つても其種類に從て購買力を異にするのは當然であつて、一例を天津に

看れば、此處には香港、弗、墨、銀、北洋銀元（支那鑄造のもの）等が一般に流通するが、此等は極めて些細なる實價の相違に起因して或る銀元は他の銀元に對して割増價格即ち打歩を付せられ、又或るものは割引される姿である。また、社會の凡ゆる文物制度を地域的制限の下に置かねば已まぬ支那のことであるから銀元に對しても自ら地方的感情が喚起せられ、同一の銀元に對して或る地方は是を歓迎して割増

價格を付し、或る他の地方は是を排斥して流通價值を割引するといふ現象がある。かの天津造幣廠鑄造の銀元や「北洋銀元」は天津に於けるよりも河南省に一番歓迎せられ、天津自身は香港弗を歓迎してゐる。また數年前までは四川省並に吉林省の鑄造に係かつた銀元は多くの地方に在つて名聲を失墜し、その購買力は他の銀元に比較して少なからず劣つてゐた。民國六年に國幣條例に基いて鑄造されたる銀元袁世凱の肖像あるものは當時北京天津方面に在つては他の銀元以上の購買力を持つてゐたが、袁世凱政府に嫌焉たりし上海附近に於ては、其購買力は却て墨銀以下であつた。廈門の如きに至つては下のやうな獨特の事情がある。

【廈門に流通する銀元の單位は所謂 Spanish dollar である。（但し茲に謂ふ Spanish dollar とは其現物を指すのではなく、無形の Spanish dollar なのである。）元と Spanish dollar は六十年代には事實流通してゐたが、七十年代の終りから市場に跡を絶つて了まつたから。然るに香港上銀行の廈門支店は既に姿を沒したる此 Spanish dollar を以て依然として「銀行の記帳單位」に使用し、終ひに是をして廈門の商業並に銀行取引の凡てを事實上に於て支配せしむるに至つたのである。

勿論此處には日本の圓銀(臺灣流通の)や香港銀、墨銀、印度支那ピアーストル銀やが實際に授受せらるゝ銀貨として流通し、しかも此等の銀元は互に同價に於て取扱はれてゐるが、此等の銀元に對する銀行單位(Spanish dollar)の換算率は香上銀行支店に於て毎日定められるのである。銀行單位は實際流通の銀元に對し普通には約二歩の割増價格を有するが、然し時としては夫れよりも割引される。と例へば一九一一年流通銀元の在高が減少した結果銀行單位は流通銀元に對して三五厘の割引を蒙つたやうなこともある。而して兩者換算率の變動に對する雖一の準據は香上銀行の銀元に對する需要と持ち高——夫れは事實に於て厦門全港の銀元に對する需要と供給とを代表するものであるが——が則ち夫なのである。日本の臺灣銀行や支那の交通銀行の如く近年に至つて開辦した銀行の或るものは前者は圓銀を以て後者は支那銀元を以て記帳單位とするやうに彼等自身の單位を持つてゐるが、併し此事は無形の Spanish dollar が厦門全港の商取引並に外國爲替取引の基礎として使用されるといふ特種の事情に何等の影響を及ぼしてはゐない。通貨といふ見地より曰へば此の如き銀行單位

の地位は洵に驚く可きものと謂はざるを得ない——何んとなれば日常の取引に使用せらるゝ通貨は厦門にては香上銀行の小切手か、若しくは香上銀行の欲するがまゝに銀行單位との比價を毎日異にするところの銀元であるから。理論的には Spanish dollar は廣東流通の九〇〇位の銀錠の七錢二分に相當せるものと爲されてゐるが、事實上廣東の銀錠は此處に在つては全く手にすることが出來ないから、従て香上銀行は銀元を秤量して受理することを拒絶し、凡て銀元は銀行單位たる Spanish dollar との換算率に於て個數計算によつて是を受理するのである。しかも此の換算率は銀行が賣りの場合と買ひの場合とによつて開のゐることは言ふまでもない。然らば何に故に銀元を秤量によらずして個數計算により受理することが起つたかといふに、香上銀行は始めより壞爛せざる整形の銀元のみを受理するの方針を持つてゐた結果壞爛して杯碟のやうになつた銀元は他の地方に驅逐されたり、或は熔解されることになつたので、自然厦門流通の銀元は比較的整形のものが大部分を占むるに至り、個數計算による授授に甚しき不便が無くなつたからである。

北洋(天津)	一九〇七年	〇七三九六	八九〇、〇〇〇
奉天機器局	一八九九年	〇七二四七	八五六、五六二
奉天	一九〇三年	〇七〇五六	八四四、五二六
東三省	一九〇七年	〇七一九九	八九〇、〇六六
吉林	一九〇〇年	〇六九八八	八八四、〇五九
吉林	一九〇五年	〇六九七七	八九五、六七九
四川	光緒年間	〇七一七九	八九六、六八二
安徽	一八九八年	〇七二三九	八九四、六七六
總廠(天津)	光緒年間	〇七〇二九	九〇四、五二七

(民)三年造幣總廠の報告

があるし、民國以後のものには、

- (一)臨時大總統孫逸仙の肖像を鑄刻し且つ「開國紀念幣」と刻字して南京造幣廠が一九一二年に鑄造したるもの(少數)
- (二)副大總統黎元洪の肖像を鑄刻し、同じく開國紀念と刻して、武昌造幣廠が一九

一二年に鑄造したるもの(少數)

- (三)正式大總統袁世凱の肖像を付して天津造幣本廠が鑄造したるもの(多く流通す)

等がある。此等の民國銀元は大體に於て庫平七錢二分の量目を有し、九〇〇位の純分があると謂はれてゐる。(Spalding: op. cit. p. 315)。

銀元の量目規定は、銀元は規定の量目より若干の重さの差を有するが、更に驚くべきことに、銀元は規定の量目より若干の重さの差を有するが、更に驚くべきことに、銀元は規定の量目より若干の重さの差を有するが、更に驚くべきことに、而してかゝる多種多様の銀元が其實價を基礎とし且つ國民の感情に支配されつゝ、雜然として流通するのが現下の状況であるが、更に驚くべきことに、銀元は規定の量目より若干の重さの差を有するが、更に驚くべきことに、

二年に至る迄嘗て定められたことがなかつた。勿論一國が外國銀貨を輸入して其まゝ是を通貨として使用するといふ場合には是に對して最輕量目を規定するとの無意たるは言ふまでもない。從て支那が外國輸入銀貨に對し此の種の規定を設けなかつたのは寧ろ當然なるではあるが、政府は支那自身の鑄造した銀元に對しても猶ほ此の種の規定を定めなかつたのである。民國二年の國幣條例は十一條に於て流通最輕量目を規定するに至つたが、此の規定の適用を受ける銀元は

僅かに該條例に基いて鑄造された新銀元(袁世凱銀元)に限られてゐる。他の凡らゆる銀元は流通によつて生ずる量目の磨滅又は故意の削取による毀損に全く放任されてゐる。かゝる放任は、贋造銀元が少なからず市場に充斥してゐるといふ別の事情と相俟て兩替業者や其他の錢業者をして銀元の取扱に就き一種獨特の慣習を作らしむるに至つた。則ち銀元の贋造に非ること、甚しき輕量に非ること、換言すれば大體完全なる銀元として通用するも差支なきことを證明するの目的を以て銀元に打印(Chop)し、又はインキにて捺印する慣習が是である。捺印の風習は近年に起つたやうであるが、打印は外國銀元流入の初めに於て最も盛に行はれ、爾後引續いて今日も行はれてゐる。而して打印が盛に行はれた時代には是が爲め原型は殆ど失はれて“Cup-and-Saucer-like Coins”となつたものが少くはなかつた。今日も猶ほ南支那には此種の崩型銀元(Chopped dollars)が少からず充斥してゐる。尤も南支那の慣習としては是等の銀元を秤量制度の下に使用するのであるが、以上は現時流通の銀元に就ての概括的觀察である。が併し此等の銀元には又夫れぞれ個有の歴史と特質とがあつて、一盛一凋の流通を示したのである。請ふ、

以下項を分けて此等の點を叙説しよう。

第一項 外國銀弗

西班牙弗

最初に且つ多額に輸入された外國銀弗は西班牙弗である。表面にカ
ラス帝の肖像が刻まれてゐるところから“Carolus dollar”と呼ばれた
り、或は裏面に鑄刻されたヘルキュレスの柱に因ひて“Pillar”とも稱せられてゐる。
支那にては流入の當初「大髻」(半身像の頭髮に因ひたのであらう?)「蓬頭」(同
しく頭髮か?)「雙柱」(ヘルキュレスの柱か?)の如く銀弗の意匠に因ひた名稱を
以て是を呼んでゐた。(章氏同書十六頁)。初め十七世紀乾隆時代に葡萄牙人西班
牙人の廣東通商に由て輸入されたのであつて、其後東印度會社が支那と通商を開
くに及び茶、絹の買付代金として益々多額の流入を見るに至り (China Review, Vol.
III 1874-75, p. 2) 十九世紀に入つては米國商船の手を経て多く流入したのである。
H. B. Morse に従へば十九世紀初葉に在つては米國の商船は米國産物を歐洲に輸
出し、代金として西班牙銀弗を受取り是を以て支那との通商に資したばかりでな
く、當時ナポレオン戦争に際し航業に對する歐洲の需要が勃興したので、米船は進

で歐洲各港間の航業に從來し、以て他日支那より購入す可き茶、絹の代金として必要なる西班牙弗を聚蓄するとすら敢てしたのであつた(Morse: Inter. Rel. Vol. I. p. 84)。西班牙弗が尤も當時支那に流入した銀弗には西班牙弗の外に葡萄牙其他の銀貨もあつたのではあるが、最も高き名聲と厚き信用とを博し得たものは即ち西班牙弗であつた。蓋し歐洲各國は當時競ふて自國銀貨の品質を低下せしめてゐたが、西班牙弗のみは量目成色の定位を初より變更せずして、一定の且つ他に優越したる品質を維持するの常だつたからである。一八四二年六月十三日廣東の西班牙 Factory が調査した所によれば、

足銀百兩に對し——	ボリヅニア弗	一一二、一五〇
足銀百兩に對し——	智利弗	一一二、五二〇
足銀百兩に對し——	ルービー	一〇九、七九〇
足銀百兩に對し——	壞爛したる銀弗	一一三、二〇七

といふ換算率であつたのに、西班牙弗(原文には Mexican dollars とあるが、墨哥は一八二二年より西班牙から獨立してゐたから、一八四二年代に在つては舊西班牙弗は

新墨哥弗と同じく Mexican dollar と呼ばれたのである)は夫等よりも少き一一、四五五兩であつた。以て西班牙弗が當時有したる流通價値の優越を見る事が出来よう。又 China Review (Vol. III, 1874-5, p. 8) に乾隆年間廣東政府は銀業者に對し、西班牙弗に仿つて銀弗を鑄造せしめたが、銀業者は銀八、雜分五といふ惡質のものを鑄出して奇利を博するに至つたので、政府は終ひに是が停鑄を命じて了まつたとの記事が載せられてゐるが、果してかゝる事實があつたとすれば、此事たるや既に乾隆時代に於てすら如何に支那が西班牙弗を歓迎し需要してゐたかを示めすものであろう。

一八四二年南京條約に據て上海が通商に開かれることになると、名聲高き西班牙弗は上海の外國貿易が使用する雖一の貨幣たるに至つた。爾來、西班牙弗は驚く可き勢を以て上海に流入し、一八五六年には二〇、四〇〇、〇〇〇弗の翌年には一七、五〇〇、〇〇〇弗の輸入を見た程であつた。

然るに西班牙弗の供給は到底上海貿易の需需を満すことが出来なかつたので、上海は一八五一年一月以來貿易は西班牙弗を使用することを罷め、代ゆるに

上海兩を以てすることゝなつた。

かくの如く西班牙弗は當初より到る處に於て需要を喚起したので、從て其流通價值は最初は實價の三四割前後の割増を、一八五五年の頃に於ては猶ほ二割五分左右の割増價值を持つたのである。(大村氏、支那政治地理誌下卷三六四頁)。然るにさしもの西班牙弗も一八五四五年の頃から墨銀の侵略を受けて其優越的地位を失ふに至つた。昨今では僅かに蕪湖一帶の地方にのみ流通するの有り様である。(尤も不思議などには、蕪湖地方丈けでは西班牙弗は其流通の當初から約百年間、一九一〇年の頃に至るまで、一度も名聲を失墜したることなく、常に實價の三四割左右の割増價值に於て流通したのであつた。今日はかゝる地方的感情に基く優越は失はれて他の銀元と略ぼ同様に取扱はれてゐるが。)

墨銀と其流

西班牙弗に次いで覇を稱えたのは墨銀 (Mexican dollar) である。元と西

運状態

班牙弗は西班牙政府が其屬領墨哥をして世界に供給せしめたもので

あつて、墨哥が一八二二年西班牙より獨立してからは勢ひ其供給は杜絶されてゐた。併しながら當時の墨國は洵に世界最大の銀産國であつた。世界は銀貨の供

給を彼に俟たねばならなかつたのである。そこで、墨國共和國政府は此の間の事情を洞察し、獨立以來賢明にも舊西班牙弗と殆ど同質の墨銀を鑄造し、以て世界の需要に應ずることを忘れなかつた。Samuel氏の調査によれば一四九七年より現時に至る四百年間、ペソ銀貨(西班牙弗も墨銀も共にペソ銀貨なり)は量目に於て僅かに五パーセント九を減じたるに過ぎないとのことである。此のやうに墨銀が西班牙弗と殆ど同質であつたことが則ち前身者と同じく世界に歡迎された所以であつて、西班牙弗輸入杜絶後墨銀が最大の信用を博くしたのも亦故なしとはいはれない。

現に流通せる墨銀は果して幾何あるかは是を明にすることが出来ないが、十九世紀後半より二十世紀にかけて印度、比律賓、海峽殖民地、安南等が夫れ、金爲替本位制を採用した結果、此等の地方から驅逐された墨銀にして支那に流入したものは定めし巨額に上つたことであつたらう。ともあれ各種の銀元中、流通範圍の最も廣きものは墨銀であつて、後に述べるやうに、最近支那銀元が多少墨銀の流通を壓する傾向を顯はしたとは云へ、しかも猶ほ其優勢さは牢として跋く可らざる

ものがある。地方に由ては他の銀元に對し、若干の割増價格を持つ所すらもある。而して墨銀は其貨面に鷹を刻んであるところから、今日の世俗は呼で「鷹洋」とする。時に「英洋」の二字が用ひられるが、鷹と英とは共に同音だからである。

香港弗とブ
リチツシダ

墨銀が其流通範圍を益々開拓しつゝ、あつた十九世紀六十年代の終りに當て、南支那の一大商港、香港の商業的ヒンテラランドたる廣東、廣西

福建の商業地には香港の法貨たる英國の Hong-kong dollar が墨銀その他の銀弗と共に流通し始めた。元來 Hong-kong dollar は一八六三年一月九日の宣言プロクラーメーションに基いて一八六六年五月より香港に於て鑄造されたものである。即該プロクラーメーションは香港の無制限法貨たる可き貨幣を定めて「墨銀並に政府の認許せる是と同價の銀弗」としてゐるが、此の所謂墨銀と同價の銀弗として鑄造されたのであつた(四一六グレインズ。九〇〇位)。何故に英國政府は墨銀及び之と同價の銀弗を以て香港の本位貨と認むるに至つたかといふに、英國政府從來の對香港政策——夫れは香港の通貨を他の殖民地と全く同様ならしめ、以て英本國の通貨カレンシー圈内に置かんとするもの——が全然失敗に終はつたからであつた。別言すれば香港獨

特の慣習を承認しなければならなかつたからである。勿論英國政府の期待は

Hong-kong dollar を以て、香港其他の南支那に使用されてゐた爛板(chopped dollars)に代らしめんとするに在つたのは明白であるが、之と同時に Hong-kong dollar の流通を通過して「東方」イーストに對する帝國主義的發展の一助とする希望が附隨してゐたとも否まれぬやうである。(R. Chalmers: History of Colonial Currency, Hong-kong, pp. 374-5)。

かくて香港政廳は是が普及を務めたのであるが、各種の事情殊に爲替の逆調であつたこと、並びに鑄造手数料が二歩であつたことが彼此の原因となり、香港は勿論是が流通する其の他の南支那に於ても流通價值は實價の一步又は夫れ以上割引されるの常であつた。此の失敗に鑑みた香港政廳は一八六八年五月以來是が停鑄を斷行し、造幣廠の機器は全部日本に賣却して了つた。大村欣一氏に従へば香港造幣廠二ヶ年間の鑄造額は僅に二百萬弗であるし(同書、三六九頁)此の時代以來「Hong-kong dollar」は再び開鑄されなかつたから、現時流通のものは香港に於ても南支那に於ても極めて小額で、且つ日に其の姿を消失してゐる(橫濱正金銀行調査報告第十號「香港に於ける商取引、法規商習慣」三〇頁)。

然るに一八九五年二月二日の Order in Council 則ち Hong-kong Coinage Order は墨銀を以て香港の本位貨とし従來の "Hong-kong dollar" 並びに新に鑄造せる可き "British dollar" を是に相當する貨幣と見做すと規定するに至つたので此の時以來 "British dollar" を是に相當する貨幣と見做すと規定するに至つたので此の時以來 "British dollar" 夫れは舊 Hong-kong dollar と同目同位則ち四一六グレインス九〇〇位と云ふ——が開鑄されることになり以て今日に及んでゐる。ボムベイ、カールカッタの王立鑄幣廠是が造幣の任に當つてゐる。(一説には一八九五年より一九一四年末にかけて、二一七、八六〇、二八五の銀弗が鑄造せられたとあるが此の點は不明である)。支那にては福建、廣東、廣西等の南支那一帯を始めとし、直隸、河南、山東の各省にも流布されてゐる。かの天津が天津鑄造の銀元よりも一層歡迎するのは此の British dollar なのである。貨面にブリタニアが三叉戟を持つ意匠が施されてゐる所から支那では俗に「站人」(起立せる人)と呼ばれる。佛領印度支那佛領印度支那に疆域を接してゐる雲南や是に隣接の廣東、廣西方面には佛領印度支那佛領印度支那から流入した Piastre が餘り多からざる姿に於て流通する。ピアストル貨は量目品位共に Hong-kong dollar と同じであつて一八五九年以來

鑄造されたものである。初め佛人が安南を占領したる時此の方面に當時流通したる墨銀に仿ひ、是と同量同質の銀貨を鑄造し、是を以て佛軍の物資買入代金に支拂ふたのに端を發するのであるが、一八五九年には佛國政府は安南との貿易に資する目的を以て、五三—フランに相當する銀貨格を基礎として此のピアストル貨を鑄造し爾來是を流通せしめたのであつた。アメリカン "American trade dollar" と稱する米國政府鑄造の銀弗も十九世紀の七十年代に於ては一時、廈門、福州其他の南方商業地に流通したことがある。元來米國政府は是を以て米支貿易に使用し且つ墨銀其他を支那市場より驅逐する希望を持つてゐたので、其の爲め故らに量目を墨銀の四一六グレインスに對して四二〇グレインスとし、支那に輸入したのであつた。然るに支那の國民は既に外國銀貨の取扱に慣れ此點に於て頗る伶俐であつた。量目重き該銀弗は多く熔解せられ、輕量の墨銀のみが流通し、グレシヤム法則は遺憾なく出現されて米國政府の期待はうらぎられて了つた。今日は廈門附近にのみ極めて稀に片影を留めてゐるに過ぎぬ。因みに該銀弗は一八七三年に開鑄、一八七五年に停鑄されたもので

ある。

墨銀其他の外國銀貨を切りに輸入した支那は七十年代の始より吾邦

日本圓銀

からも日本圓銀を輸入した。固より墨銀や或は香港弗に比較すれば

其流通の範圍は狭まなければ、是を印度支那ピアストルに較らぶれば遙かに上位を占めてゐる。抑も吾國が幕末の混亂せる通貨に統制を置き、以て海外貿易に便せんが爲め一圓銀貨(二六グラム九五七品位九〇〇位)を鑄造したのは明治四年のことである。此時以來吾が圓銀は朝鮮海峽殖民地、殊に支那方面に盛に流出したのであつた。而して其支那に在るものは福建江西、滿洲の各地に於て各々主要通貨の一部を構成するに至つたのである。明治三十年、吾國が金貨本位制に移つたまでの鑄造總額は、舊貿易銀(四年の貨幣條例による二六グラム九五七品位九〇〇位のもの)一億六千二百七萬二千餘圓、新貿易銀(明治八年新鑄の二七グラム二一六品位九〇〇のもの)三百五萬六千餘圓、合計一億六千五百十三萬三千餘圓であるが、此等の圓銀は内地流通高 三七、五二五、〇三六

日本銀行準備中現存高

一六、七九二、六〇一

海外輸出高(再輸入高を差引く)

一一〇、三五五、一六九

の分布を示めし、既に鑄造總額の三分の二は海外に輸出されたのであつた。而して最多數の輸出先が支那であつたことは言ふまでもない。明治三十二年政府は金貨本位實施に伴つて圓銀を回收したが、その回收銀貨の大部分は支那に流入したのであつた。勿論此等は或は熔解されて寶錠となり、或は他の銀弗に改鑄されもしたが、圓銀其まゝに使用されることも少くはなかつた。同年五月の調査によれば、吾國の銀貨並に銀塊在高は七五、〇九三、八二二、〇四二であつたが、之が處分は

上海等で賣却(銀塊)

一七、五四六、二八八、四二八

内地に於て外國銀行に賣却(銀塊)

七、四一七、三七四、〇三〇

臺灣へ回送決算濟(銀貨)

六、二一二、九七三、〇〇〇

香港へ回送(銀貨)

一五、八二三、〇〇〇、〇〇〇

威海衛へ回送(銀貨)

一、九七、一七五、〇〇〇

貨幣

二八三

朝鮮へ(銀貨)

三三三〇〇〇〇〇〇〇〇〇

合計

七五〇九三八二二〇四二

（堀江博士貨幣論大正十年版五五九及び五六三頁）

であつて、大部分が支那方面に流入したことを見る事が出来る。其後團匪事件の當時、約二千二百萬圓を、日露戦争に際しては約一千五六百萬圓を輸出し更に明治四十四年以後は臺灣銀行が屢次福州、上海、汕頭、九江、南昌等の各地に對し圓銀を新鑄して流入してゐる。而して臺灣銀行新鑄のものを除けば圓銀は多く打印の爲め型が壞れ所謂「Chopped Yen」となつたものが多い。(支那では「爛板」と云ふ)。
 乾隆五十七年(一七九二年)以後西藏に銀錢が行はれたことがある。表面には漢字を以て「乾隆寶藏」と刻み、裏面には王伯特文字にて乾隆寶藏との意味を表はし、邊郭には鑄造年分を添えてゐる、量目五分のもの、一錢を有するもの二種であつた。而して紋銀(足銀に近き品位を有するもの)の一兩を以て五分銀錢は十八個、一

錢銀錢は九個を鑄造し孰れの場合に於ても残りの一錢を以て鑄造手数料(火工)とする定則であつた。蓋し乾隆五十七年戸部が是を奏請して准許されたるに基いたものである。然れども今日一般に「銀元」と稱せらるゝものは實は外國の銀弗に端を發するのであつて、銀元と西藏銀錢との間には何等の系統的沿革がない。乾隆寶藏は銀元の權輿とは看られないのである。

章宗元氏はいふ。道光九年の一上諭に「奥洋(廣東と海外と)通市。番銀夷錢。行用日廣」とあるは官文書に外國貨幣が現はれたる始である。或はさうであらう。しかも外國銀弗の流入は前述したるが如く、乾隆、嘉慶の頃に始り道光年間には既に廣東、福建、江蘇、浙江の各省に互つて通貨たるの職分を有してゐたのである。而して當時排外的感情を懷きたる廷臣中是が普及流通を禁止するの肝要たるを奏請した者もあつたが、廣東總督鄧廷楨の如きは寧ろ禁止反對論を提唱し、政府も亦是に同意してゐた。夫の阿片戦争にて馳名な湖廣總督林則徐も、終ひに實行するに至らなかつたといへ、銀貨(彼は銀餅なる文字を用ゆ)の鑄造を奏請した事がある。又同じ道光年間浙江省政府は、結局は民間の反對に遭つて鑄造の繼續

復する爲め速時に之を開鑄す可きことを命じたりしたが、各省政府は銅錢の鑄造費多額に上り、鑄造に由て利する所なきを怖れて、終ひに上諭の主旨を遵奉しはしかつた。従て一八八七年當時に於ける通貨の分量は國民經濟の必要に到底添ふことが出来なかつたのである。張之洞其他の論者をして銀元開鑄の必要を是認せしめたのは則ち慫うした事情であつた。詞を易へて言へば、銀元同時に小銀貨を開鑄することによつて通貨不足の状態を緩和しようとしたのである。ともあれ、彼れ張之洞は前記上奏文を捧呈して間もなく、四月倫敦駐劄支那公使の手を經て、パーミンガムの一會社 Messrs. Ralph Heaton & Sons Co. との間に鑄造機器の購入契約を取り極めた。六月彼は再び上奏して、支那が銀元を開鑄することは貨幣の國民的獨立の上より最も肝要であること、殊に爛板ラッパの横行により蒙る損害の著しきものある廣東に於ては、一層急務であること。既に鑄造機器の購入、鑄造技士の雇傭に關し取極を縮びたること。新鑄銀元の量目は普及の迅速を期する爲め墨銀に比較して稍々重くすること、且つ納税に使用し得可きものとする。先づ試みに百萬元を鑄出し、其流通圓滑なるに於ては直に五百萬元を鑄造すること。

廣東に於ける鑄造が今後果して成功したる場合には、彼は天津に造幣本廠を開設することに就き、戶部に呈請す可きこと、其他の事項を叙説し、且つ一年百萬元を鑄出するものとすれば、新通貨は立ち所に市場に充滿するに至るであらうとの旨を陳述した。此の上奏文は其後戶部の覆議に附せられたことは明であるが、果して九〇年銀元は一八八〇年廣東に始めて鑄されたに於て、光緒十六年（一八九〇年）夏、廣東に造幣廠（廣東銀元局）を開設して、翌年より銀元並に小銀貨を鑄出せしめたのであつた。是が則ち支那が銀元を鑄造した嚆矢である。名付て「光緒元寶」といひ、量目は庫平七錢二分、品位は九〇〇位であつた。次いで光緒二十一年（一八九五年）彼は兩湖總督に轉じたが、間もなく武昌にも銀元局を開設した。二年後の二十四年に至つては、各省政府も之に仿つて續々として造幣廠を開くことになつた。

廣東造幣廠	一八九〇年
武昌造幣廠	一八九五年
天津造幣廠	一八九六年
福州造幣廠	一八九六年

南京造幣廠	一八九八
杭州造幣廠	一八九八
安慶造幣廠	一八九八
奉天造幣廠	一八九八
吉林造幣廠	一八九八
成都(計畫)	一八九八

銀元の量目は幾多造幣廠の活躍に従つて日に衆きを加ふるに
 かくて銀元の鑄造は幾多造幣廠の活躍に従つて日に衆きを加ふるに
 成色の量目 かくて銀元の鑄造は幾多造幣廠の活躍に従つて日に衆きを加ふるに
 定は何等の規 かくて銀元の鑄造は幾多造幣廠の活躍に従つて日に衆きを加ふるに
 だ無かつ かくて銀元の鑄造は幾多造幣廠の活躍に従つて日に衆きを加ふるに
 めとし、其他鑄造に關する諸般の事項に就き、全國一様に遵行せらる可き規定は未
 だ制定されなかつた。凡て此等の事項は各造幣廠が自由に裁量したのであつて、
 其間何等の統一がなかつたのである。然るに光緒の末葉、銀元に統制あらしむる
 の必要が政府當路者間に一般に認められ、朝廷も二十九年三月二十五日の上諭を
 以て

「時局難難。財用匱乏。國與民俱受其病。自非通盤籌畫。因時制宜。安望財政
 日有起色。即如各省所用銀錢。式樣各殊。平色不一。最爲商民之累」
 と指摘し、更に進で、銀元の量目成色を明に劃一し、國都に造幣廠(本廠)を設立し、全國

に新銀元の流布するを俟つて、凡ての租稅收入は新銀元にて計算すると、し、銀兩
 を以て計算する場合に行はれたる銀錠間の割増割引等の弊害を一掃し、以て中央
 地方の收支計算をして一律に歸せしめ、且つ各種の理由の下に通貨の換算を紛雜
 ならしむることを禁じ、通貨の整齊に務む可きであるとの旨を論じた。而して一
 方朝廷は軍機大臣慶親王及び瞿鴻機に對し、諸般の財政事宜——殊に幣制——に
 就き戸部と會合の上協議す可きことを命ずるなど幣制統一に對する熱心なる希
 望を示めすに至つた。於此乎、三月以來「財政處」なる特別機關が設けられ、總裁
 慶親王の下に幣制に關する調査研究の歩が進められることになつた。

財政處の鑄 財政處は先づ、上掲の上諭に基いて造幣總廠の設立に就き協議を始め
 元統一に關 する意見 た。結局、國都北京は鑛山を離るゝこと遠く且つ水運も不便にして造
 幣本廠地なるに不適當であるといふに意見が一致したので、天津を以て本廠地と
 するに決定した。二年後の三十一年に天津銀元局が「戸部造幣總廠」と改まり、
 造幣本廠となるに至つたのは此の決定に基いたのである。次いで財政處は銀元
 問題に就いても協議する所があつたが、是に對して如何なる見解を持つてゐたか

といへば、三十一年七月二十二日財政處が戸部と共同して奏定したる「整頓國法章程」が能く之を示めしてゐる。則ち北洋、南洋、銀元局並に廣東、湖北の銀元局都合四局を以て天津總廠の支廠たらしめ、本支廠相互に協同して一様の量目成色と特定の意匠とを有する銀元を鑄造し、是を以て銀元の統一を計らんとする方策を規定したものであつた。然るに當時、銀元の量目其ものに關しては當路者間に或は一兩説あり、或は七錢二分説があつて、終ひに意見の一致を見る事が出来なかつた。光緒三十一年の銀幣分量成色章程 致せしむるに至つた。さうして財政處は十月二日附を以て「銀幣分量成色章程」なるものを奏定してゐる。該章程は後に幣制改革の歴史を叙するに當て詳述するが、要する所、化淨純銀九錢六分に淨銅一錢を配合して庫平足銀一兩とし、是を以て本位貨幣たらしめ、別に特定の混合割合を以て量目五錢のもの、二錢のもの、一錢のもの三種の補助貨を造り、本位貨に對し五錢銀貨は二枚、二錢銀貨は五枚、一錢銀貨は十枚を以て換算するものとし、且つ受授の公私たるに論なく、凡て此の計算に照據せしめ、犯す者は嚴重に處罰するといふのが其の要旨であつた。

若しも幸にして本章程が當時多少なりとも實行されてゐたならば、其後幣制の改革に關する諸般の計畫は一層容易に立案する事が出来たことであらう。然るに本章程は其後、實行への着手すらも見ずして終つて了つた。勿論此のことたるや章程の制定後約一年半の間、政府は憲政樹立の政治的運動に動かされて、或は財政處を撤裁し、或は戸部を改めて度支部とするなど、各般官制の改革（光緒三十二年の大改革）に忙殺された結果、自然幣制問題に注意を集中することが出来なかつた爲めでもあるが、當路者が、當時實行への誠意を缺いてゐたことも亦其の責を負はねばならない。例へば該章程が制定された同十二年の十二月に、雲南總督が舊式銀元鑄造の准許を呈請したるに對し、政府は之を拒絶して新章程の實行に就き堅き決心を有することを示めしたにも拘らず、翌三十三年閏四月には終ひに之を認許して其の決心を翻へしたるが如きは、明に當路者の無誠意を語るものである。

三十三年の
分量成色章
程
然るに二年後の三十三年三月、度支部は前掲章程に規定されたる銀元
の量目を七錢二分に改たむるの必要を上奏するに至つた。曰く、「先

きに規定せられたる一兩銀元は各省舊鑄の龍元銀元と重量同じからず。奏定まつて以來民間多く不便なりと爲す。而して湖北造幣廠の如きは既に一兩銀幣を試鑄したりしが未だ多く流通せざるに直ちに回収して熔毀したり。元來各省鑄るところの龍圓銀元は、沿江沿岸の地方之を習用する已に久しきなり。故に新銀元にして此等に照らして鼓鑄せば自ら滯疑の虞なからん。即ち大銀幣一圓は二分二厘の小銀幣十角十枚に、小銀幣一角は十文の銅幣銅元十枚に、銅幣一枚は制錢十文に當るものとし、均しく十を以て位を進めしむれば亦操縦に易からん。七錢二分の制に改め以て推行に便ずるに如かず云々と。上奏は直に准許せられ、其結果同年七月「新幣分量成色章程」なるものが制定されて、銀元の量目は茲に七錢二分と定めらるゝに至つた。然るに本章程には、後に述ぶるが如く、天津造幣本廠は各省の依頼に應じ、各省より銀地金の交付を受けて、新銀元を代鑄することが出来る旨の規定があつたので、天津本廠は各省の需に應ずるを名とし、自家新鑄の銀元を以て銀地金を買入れ、切りに銀元を鑄造しては鑄造利益を收得した結果、勢ひ新銀元は濫鑄に陥り、銀地金と一般市價に因て左右せらるゝに至つた。また、是

も後述する如く、該章程は新に銀補助貨を定め、凡て十進を以て進位するものとし、且つ之が受授を拒み又は割引を加ゆる者に對しては嚴重に處罰する旨を規定してはゐるが、其鑄出額に就いては何等の規定をも設けなかつたので、鑄造利益の收得にのみ没頭したる造幣本廠は殆ど無制限に新補助貨を濫鑄するに至つた。從て中央銀行たる大清銀行を始めとし、其他の官立銀行すらも、此等の補助貨に對しては實價を基礎として取扱ふに至り、該章程の規定せる十進法は全く維持されぬ。宣統二年のことゝなつた。かやうにして政府の態度は甚だ疎懈を極めてゐたが、宣統二年(一九一〇年)四月度支部は再び「釐訂幣制酌擬則例」を奏定し、量目七錢二分の銀元を以て本位貨とし別に補助貨を定め十進法に因る旨を規定するに至つた幣制改革の條に詳述する。而して翌三年には南京及び武昌の二造幣廠は是れに基いて「大清銀幣」の鑄造を開始したが、其他の造幣廠は十月を以て新銀元を一齊に流布し、以て該則例の實行を期する手筈であつた。時、會ま武漢に革命の動亂が勃發した。清の社稷は旋屋した。そうして革命政府は軍費支給の必要上、既に鑄造されてゐたが、未だ市場に流布されなかつた銀元を使用した。

「宣統元寶」といふものは是れである。

民國三年の 國幣條例 造幣廠は「大漢銀幣」等を鑄造し別に革命政府は一時「開國紀念」

銀元を鑄造したてゐたが、民國三年二月政府は「國幣條例」を制定し、十二月以來新銀元(袁世凱の肖像あるもの)を鑄造し始めた。然るに中國、交通の兩銀行は成色の高き新銀元を、成色低き舊銀元とし同價を以て受授したので、良質たる新銀元は流通外に姿を隠す傾向を表はした。そこで政府は新銀元の品位九〇〇なるものを八九〇に引き下げ、一つには流通外への驅逐を防止すると同時に二つには鑄造資本の節約を計るに至つた。而して今日に及んでゐる。

支那銀元の 概算 從て、現在の銀元は「幣制節略」の指摘したるが如く「各種銀元之重量成色。粉雜不一。近合法定者。十之一二。超過法定者。十之三四。不及法定者十之六七。」であつて、しかも「歷來所鑄各種銀元。由造幣總廠賣出。隨市價爲高下。仍成爲貨物。而不能爲衡量百物價值之準則。外國銀行及華洋大宗貿易。仍以銀兩計算焉」といふ姿なのである。今幣制節略載せる所の數字に

從へば、國幣條例に由る新銀元以外の各種舊型銀元は大約二億五千萬円で、内譯は

廠別	開鑄期日	結算期日	總額
天津本廠	光三十年	民五年末	七七、一五三、〇四二
南京支廠	光二十九年	民五年末	六八、〇二一、〇四二
武昌支廠	光二十八年	民五年末	一一、五〇二、一七七
廣東支廠	光十六年	民五年末	一八、八〇九、〇一〇
成都支廠	光二十九年	民六年十一月末	三九、五一七、〇〇〇
雲南支廠	光二十四年	民六年八月末	二、九五〇、一五七
奉天支廠	光三十一年	民六年未	一一、七〇九、二五九
停止せる各廠			四、七三四、七一七
合計			二三五、三九八、〇五〇

といふのである。而して國幣條例に由る新銀元は

廠別	鑄造期日	結算期日	總額
天津本廠	三年三月	七年三月	八四、六九八、五五四
南京支廠	四年二月	七年三月	七五、四三〇、五〇〇
廣東支廠	四年八月	七月三月	五、八三五、九三三
武昌支廠	四年十一月	七年二月	一八、九八一、五〇〇
合計			一八四、九四六、四八七

である。

貨幣

一八五頁による)しかも「大抵行之此省者。不能行之彼省。幣制之混亂。流通之阻礙。爲世界所未聞。財政當局。以年來歲出入不敷甚巨。幾瀕破産。亦無意爲此久遠之圖」(同氏同文)といふ姿で、清末の狀態と少しも變らなかつた。是等の事實は大體既に前述して置いた所であつて此の事たるや、墨銀が支那銀元開鑄後に於ても優越的地位を占めた理由である。

然るに一九〇四年墨西哥が從來の銀貨國より一變して金爲替本位制を採用するに至つたので、此時以來墨銀の供給は殆ど杜絶されることになつた。而して一方一九〇四年より一九一四年に至る十年間の對

外貿易は

年次	輸 入	輸 出
一九〇四	三四四、〇六〇、六〇八	二三九、四八六、六八三
一九〇五	四四七、一〇〇、七九一	二二七、八八八、一九七
一九〇六	四一〇、二七〇、〇八二	二三六、四五六、七三九
一九〇七	四一六、四〇一、三六九	三六四、三八〇、六九七
一九〇八	三九四、〇五五、四七八	二七六、六六〇、四〇三

一九〇九	四一八、一五八、〇六七	三三八、九九二、八一四
一九一〇	四六二、九六四、八九四	三八〇、八三三、三二八
一九一一	四七一、五〇三、九四三	三七七、三三八、一六六
一九一二	四七三、〇九七、〇三一	三七〇、五二〇、四〇三
一九一三	五七〇、一六二、五五七	四〇三、三〇五、五四六
一九一四	五六九、四二一、三八二	三五六、二二六、六二九

の示す如く常に輸入超過であつた爲め、銀錠と共に墨銀の海外に流出するもの多く(量目成色の一定せる墨銀は海外支拂の爲めには支那銀元に較べて便利なるが故、墨銀のみ流出したのである)墨銀の杜絶と相俟つて其在高をして漸時に減少せしむるばかりであつた。其結果民國二三年の頃より、國民經濟は鑄造の當初一般に歓迎されなかつた各省鑄造銀元を使用し流通せしむることによつて此不足を補はねばならぬ傾向を示めし始めた。既にかゝる事情が儼存したばかりでなく、支那銀元は墨銀の四一七七四グレインズ、九〇・一七位なるに對し、香港政廳が墨銀を香港の本位貨として定めたる所による、平均四一五〇五七一グレインズ、九〇〇

位(江南鑄造宣統通寶)前後に過ぎぬ爲め、其流通が旺盛となるに從て、良貨たる墨銀は熔解せられ、益々墨銀の在高を減少せしめてゐたのである。然るに民國三年十二月以來國幣條例に基いて新銀元(袁世凱銀元)が鑄造せらるゝや、此頃銀元は量目成色劃一であり、意匠も亦卓新であつたが爲め、全國到る處に於て歓迎され(上海の袁世凱に嫌焉たりし爲め之が流通を排斥した)、近來は商業の隆盛なる地方に於ては殆ど流通を見ぬ所がない迄に普及されるに至つた。從來絲繭の取引には必ず墨銀を使用したる無錫、紹興等すらも四年以來は新銀元を使用する事になつた程である。この事實に就ては吾が慶應義塾の出身にして現に中國銀行副總裁たる張公權氏が嘗て銀行週報に寄せた一文中に是を能く敘説してゐる。氏は先づ、張公權氏の

「民國三年十二月二十四日。天津造幣總廠開鑄袁世凱像新幣。江南幣廠繼之。此項新幣。花樣卓新。分量劃一。人民異常歡迎。近來不論通商口岸及內地各處。無不通行。從前無錫紹興等處。絲繭用款。均用英洋(墨銀)。近則均改用新幣。其他如天津漢口等處。本爲通用龍洋(支那銀元)之地。故推行新幣。尤爲容易。故英洋勢力。雖有二萬萬(二億)龍洋與之競爭。稍見減色。

然終未能消滅。自新幣發生。推測目下情形。大有取英洋而代之之勢。此爲吾輩所不可不注意者也。查國幣條例規定一元銀幣重庫平七錢二分。內含純銀九成十分の九をいふ。計六錢四分八。既鑄新幣。自宜遵照國幣條例辦理。但當時政府以財政困難。不願加重成色。且謂當時北洋幣流通甚廣。若須收回舊幣。改鑄新幣。而新幣成色較舊幣爲重。則政府被累太多。恐財政不足以濟之。於是即主張改爲按照北洋成色含純銀八九成銅二一成。即較之國幣條例。減低百分之一。(此の點は筆者も先に之を述べて置いた)惟公差仍照國幣條例。定爲千分之三。故新幣成色。即最高限爲八九二又六七。最低限爲八八七又三三。自津寧兩廠(天津、南京兩廠)開鑄之後。慚慚流通及於上海」(「中國今日之貨幣問題」轉載張氏の「論英洋龍洋之消長及英洋之自然消滅」一二三頁)と述べ別の箇所に於て、

「英洋之在中國。其情形與在各國相同(米國、日本、安南、新嘉坡等に於て嘗て流通したが、今日は跡を絶つたことを指す)。始則有各國洋元如本洋(西班牙弗)、杖洋(香港弗)、日洋(日本圓銀)等輸入中國。與之競爭。繼則各省自鑄銀元。人民均樂用中國

銀元。英洋勢力日漸衰微。今查中國各省中。北部各省如東三省直隸山東河南甘肅陝西山西等均用龍洋(支那銀元)。安徽本用本洋。革命之後。亦改用龍洋。貴州間存英洋。其數甚微。雲南四川亦用龍洋。雖間用英洋。其數亦不多。湖北亦通用龍洋。其英洋流通最廣者爲湖南江西江蘇廣東福建浙江各省。然比數省中近三年來。亦漸改用龍洋。如江蘇之江北各縣。已全用龍洋。即江南各州縣中如無錫蘇州。已有以新幣代替英洋之勢。其流通較廣者。唯上海附近各縣而已。浙江全省英龍勢力。約佔其半。一二年後。恐英洋均運至上海。將全省改用龍洋。廣東近來毫洋(小銀貨をいふ)充斥。所謂光洋即英洋。頗不易得。福建則有日洋及各種爛洋(Chopped dollarをいふ)。播滿全省故英洋之流通日少。湖南自紙幣充斥之後。所有現貨。均運往各省。流通者均係紙幣。雖民間猶有藏現英洋。而流通於市面者則爲數已不多。江西各州縣。固大平均用英洋。自日洋侵入之後。漸漸亦減去其勢力。此後大有漸漸改用斯幣之勢。由是觀之。英洋之在中國。其勢力較盛者。僅浙江江西及上海鄰近各地而已。願浙江江西。不久即將全用龍洋。且目下市面流通。爲數亦不多。故母寧謂今日英洋之勢根據

地。僅上海鄰近各縣而已。故予敢言今日英洋之在中國者。已不二萬萬矣(同書

一三〇頁)

と叙説して、今や支那銀元殊に國幣條例に由る新銀元が墨銀の勢力を覆倒し、之に代りつゝある事實を昭かにした。氏は進んで、墨銀の海外流出に言及し、民國四年には純輸出七、四二七、三五〇元、五年には二、六三三、五四七元の多きに上りたることを指摘したる後、上海の爐房(銀爐とも呼ばれ、銀を溶解して特定の銀錠即馬蹄銀に改鑄するを業とするもの)が墨銀を溶解したる概數は、民國三年には約五百五十萬元、四年には約五百八十萬元、五年には約二百五十萬元、六年には七月中旬迄に約五百五十萬元に上ほつたことも指摘し、且つ論を結んで謂ふ、

「是に由て知る可し、墨銀輸出の數、多きは七百萬元、少きは二百萬元、平均して之を計れば一年約四百萬元にして、熔毀の數亦多きは五百萬元、少きは二百萬元、平均して之を計れば一年約三百萬元にして、二者之を合計すれば毎年墨銀減少の數は約七百萬元なることを。若し全國の墨銀を二億元として之を計れば、三十年間にして必ず跡を中國に絶たん。此後若しも新幣(國幣條例によるもの)

の推行日に廣くして、墨銀の價、必ず日に賤すければ熔毀の數も更に多く消滅は更に速なり。故に消滅の期は恐らく必ずしも待ちて三十年後に至らざらん。夫れ、墨銀自然消滅の先例(日本米國安南等の)既に彼の如く、逐年減少の趨勢又此の如くんば墨銀の久しく存する能はざるや三尺の童子も之を知る、況んや墨銀と支那銀元との並用は、人民に在りては其複雑にして不便なるを嫌ひ、商家の進出に在りては多く區別する所にして(商人が支拂を爲す場合には實價多き墨銀を以てせず、實價少き支那銀元を以てするといふこと)銀行、錢莊に在りては一種の準備を多くし、其損有りて利無きは人々共に知るをや。」云々

と。かくの如く墨銀は、在高の減少と國幣條例に基く新銀元(但し、品位九〇〇位を八〇〇位に低下したるもの)の普及とにより、僅かに上海鄰縣を根據地とするのみにして漸時に流通外に驅逐され、遺憾なくグレシヤム法則の適用を受けてゐるが、然らば何故を以て上海及び鄰縣に猶ほ比較的優越な地位を占むることが出來たのであらうか。勿論、是には各種の理由があらう。殊に上海はその開港以來十九世紀後半に至る迄墨銀を以て外國

墨銀を以て上海を根據地として發行したるが、上海及び其附近に流通したるもの多く、今日に至るも猶ほ其餘勢を保つことなどは見逃す可からざる理由の一とつである。が、併し、其の最も重要な理由としては上海並に鄰縣の金融界に於て異常の經濟的勢力を占めたし又占めてゐるところの外國銀行が其の信用に基いて發行する紙幣は凡て墨銀を代表したものであるといふ事實を數へなければならぬ。民國八年二月中、上海の錢業公會(錢莊其他の錢業者の團體)が上海に於ては自今、墨銀と支那銀元とを同一市價を以て取扱ふことに就て協議した時、外國銀行團が是に反對の意見を表明して該協議が成立しなかつたことがあるが、是は即ち外國銀行の上海に於て發行する紙幣が凡て墨銀を代表したものだつたからである。徐永祚氏も此點を以て墨銀の上海附近に於ける優勢さの最大原因として「造成英洋在上海之勢力。其原因有種種。而歷來發行鈔票。均代表英洋。實爲其最大原因」と叙べてゐる(中國今日之貨幣問題、轉載、同氏著「上海中國銀行發行國幣鈔票感言」一六五頁)。

夫は兎に角として、國幣條例に由る新銀元は四年の頃より墨銀の根據地である

上海にも漸漸として流入し、廣く流通するに至つたので、中國及び交通兩銀行の上
海支店は錢業公所(錢莊の同業組合)と協商の上、錢市が從來の如く各種
の支那銀元個々に就き別々に建値するを廢し、國幣條例による新銀元
の一種丈けを以て建値することとし、別に湖南、湖北、廣東の鑄造に係か
る銀元並に宣統年間の大清銀幣の四種は新銀元と一律に通用し、其他の銀元は兩
銀行に於て隨時新銀元に兌換す可きことを定め、四年八月一日より是を實行する
ことになつた。從て此協定あつて以來、上海に於ては墨銀と新銀元の二種のみが
建値せられることになり、雜を化して整と爲す上に於て一段の進歩を示めすに至
つた。尤も當時中國交通兩銀行の希望は單に前記四種の銀元のみならず凡ゆる
支那銀元を新銀元と一律に通用せんとするので在つたが、錢業公所は凡ての支那
銀元を一時に新銀元と同一市價に於て一律に通用するものとせば、其結果、中交兩
銀行の行ふ新銀元との兌換は周轉しないことになるのを虞れ、先づ前記四銀元丈
けに、一律通用を適用し、其他の支那銀元は兩銀行が隨時新銀元に兌換し、新銀元が
市場に充裕するのを俟つて然る後に一律通用を適用す可きであるとの意見を持

つたので、兩者の協商は右やうに決定されたのであつた。(本協商に關し中交兩銀
行より錢業公所に致したる書面並に錢業公所の覆答に明白である。而して此等
の文書は銀行週報百四號並に前掲張公權氏の一文中に載せられた。猶「中國今
日之貨幣問題」一七二——三頁にもある。參照)。

かくて上海並に其の附近は勿論、其他の地方に於ても新銀元の流通は益々隆盛
に趨く筈であつたが、財政の涸渴は造幣廠をして舊銀元を回收し新銀元に改鑄せ
しむることが出来なかつたばかりでなく、他方に於て新銀元の市價が七錢五分以
上に達しない限りは鑄造費用を捻出することが出来ないといふ事情があつたの
で、勢ひ新鑄の數も極めて少く、從て其普及は未だ墨銀を全く驅逐するに足る程で
はない。上海に就て曰へば徐寄廩氏が前掲論文中に述べたところの、

現在造幣廠鑄造新幣。以南京一廠而論。幾以營業爲目的。每日鑄造十八萬元。
南京中交兩銀行各四萬元。上海中交兩行各四萬元。鹽業銀行二萬元。該行等
毎日運去現銀。掉回新幣。英洋厘(新銀元の銀兩を以てしたる市價)比錢市低減
一厘。以爲該行等之手續費。若洋厘在七錢二分四厘以下。收入利益。不敷鑄

本。即行停鑄。而遑論市面新幣之盈缺哉。且滬市(上海をいふ)爲我國首埠。每日區々十餘萬新幣。奚足支配。而造幣廠不顧也。而財政部不問也。而國家銀行之中交兩行。亦無能爲力也。

上海金融八年以來。月來支那銀行。及以前定額。用之協定。及以今日定額。及以今日定額。

といふ姿なのである。然るに民國四、五年以來、前段既に述べたる各種の原因により、墨銀の在 high は全國を通じて著しく減少し、上海も亦其の影響を蒙るに至つたので、八年二月、上海の錢業者間には(一)新銀元及

其他の支那銀元の普及は最早全國的であること(二)墨西哥が墨銀を停鑄して以來墨銀流通額の減少したるは自勢消滅的現象であること(三)近年墨銀と支那銀元との相場は漸時に甚だ接近し來りたること、等の事實に根據して、支那銀元と墨銀の兩者に市價の相違を認めないで人爲的に同一の流通價值を有するものとして取扱はんとする建築が討議せらるゝに至つた。當時、外國銀行が前記のやうに(本書三〇七頁)之に對して敢て賛同しなかつたから、議は終ひに實行さるゝに至らなかつた。然るに六月六日、かの山東問題の懸案を中心として捲き起された北京學生團の同盟休校は直に上海全市の總罷工を惹き起したが、其結果銀元は少なからず

姿を匿くし、罷工後墨銀其他の銀元に對する需要が勃興したにも拘らず、供給は之に應ずることが出来なかつた。外國銀行の如きも其發行せる紙幣に對して墨銀を以て兌換に應ずることの極めて困難たるを感得するに至つた。於此乎。上海の支那銀行公會(銀行の共同利益増進の爲めに存立する團體)は錢業公會と會同して、自今墨銀と支那銀元(上海が既に一律に通用してゐる五種の銀元)とは是を一律に通用し、市價を劃一にして其間何等の相違を置かざることに議定するに至つた。そうして直に外國銀行團の賛同をも得ることが出来た。外國銀行團への通告文に謂ふ

「滬埠英洋。逐年減少。推原其故。由於墨西哥國早既停鑄所致。吾國鼓鑄龍洋。藉資流通。比年以來。商界稱便。諒爲貴銀行所深悉。現因市上英洋。已屬少數。若英龍行情。再分上落。則英洋供不應求。今則弊同業公決。自今日爲始。無論英洋龍洋及各新幣一律並用。無分軒輊。用特專函奉達臺端。此後英洋行情。已歸取消。統希察照爲荷」(銀行週報百四號、徐氏同文に據る)

と。(尤も茲に曰ふ「無論英洋龍洋及各新幣」の龍洋とは四年度の取極に定めら

れたる銀元則ち湖南湖北廣東鑄造のもの並に大清銀幣を指すのであるし、各新幣とは國幣條例に基いて鑄造された新銀元である。その各としたのは當初に鑄造された九〇〇位のものがあつた後日改められて八〇〇位とされたものがあるからであらう。則ち上海に多く流通しない他の支那銀元は所謂「龍洋及各新幣」の内には含まれてゐないものであつたらしい。何となれば當時 Hong-kong Shanghai Banking Corporation は「北洋銀元」をも一律通用の中に加ふ可きことを要求したことがあるから。尤も此の要求に就ては、其後果して容れられたか否かは茲に明にし得ないことを甚だ遺憾とする。かくて八年六月以來上海の金融業者間に在ては墨銀と上海流通の支那銀元五種との間には何等流通價值の相違を認めず、一律に通用することとなり、上海は銀元の統一に向て事實上一步を進めた。業に上海が銀元の市價を人為的に劃一した以上筆者を以て見れば、支那銀元に比較して量目多く品位高き墨銀はグレンシャム法則の示すが如く、今後益々熔解され、或は海外に流出して必ずや遠からぬ將來に於て支那市場より影を没するに至るであらうことは最も昭である。内地は勿論、墨銀の根據地たる上海並に其鄰縣に於

てすら支那銀元殊に國幣條例によるものが墨銀に代はらんとする傾向がかくの如く顯然たるに至つたことは最も駭目に値する所であつて、一方「廢兩用元」論即ち秤量銀の使用を廢止し銀元を之に代ゆ可しと爲す所論が近時支那に於て有勢になりつゝあるは蓋し銀元統一の可能を示めす憊うした事實から生れて來たのである。而して廢兩用元問題に就ては後段幣制改革の章に之を述べる。

第五節 小銀貨

小銀貨は最も普通に「銀角」又は「小洋」と呼ばれる。官公文書の

小銀の名稱

多數は「銀角」の二字を使用するが「小洋」は市井の用ゆる俗名である。何故に小銀貨を稱して角とするかに就ては是を明にし得ないが、辭源には「俗に銀圓(銀元)十分の一を以て角と爲し、小銀圓を稱して角子と曰ふ」とあるから、是亦俗名に外ならぬやうである。その「小洋」と呼ばれるのは「小洋錢」の略稱で、銀元を世俗が「大洋錢」又は單に「大洋」(大型の銀貨と呼ぶに對し、小銀貨を「小洋錢」と名付けたのである。元來銀元も小銀貨も共に外國流入のものに端を發したのであるから、支那が是を鑄造し始めてからも、世俗は最初外國流入

銀貨に付した「洋錢」(外國銀貨)といふ呼稱を其まゝ使用し、以て今日に及んだのであるから大洋錢といひ小洋錢といふも必ずしも外國輸入の銀貨のみの俗稱ではない、凡ゆる銀元は大洋錢で、凡ゆる小銀貨は小洋錢なのである。徐滄水氏の論推行新銀輔幣之必要なる一文參看。銀行週報一百三十四號及び中國今日之貨幣問題二七二頁。其他「小銀元」「毛子」「毛錢」「毫洋」或は「双毫」「單毫」等幾多の俗名が付せられたが、銀角又は小洋の名が最も廣く使用されてゐる(銀貨の俗名並に是を以てする價格の表示其他に就ては谷喬木氏の一文「支那の銀幣に就て」が能く是を説明した。東亞經濟研究第五卷第四號二八—四五頁參看)。

小銀貨存在 一八八九年張之洞が開設したところの廣東銀元局が銀元の鑄造と共に理由に小銀貨をも鑄造したのが銀角鑄造の抑もの始りである。元來日常

の取引は、大なる商取引を別とすれば、金額極めて少額で、既に流通してゐた外國銀弗と雖も其價值寧ろ大に過ぎてゐた。従て國民生活の大部分は依然として不便なる銅錢に俟たねばならなかつた。そこで廣東の如きは既に一八八九年以前に於て香港より香港小銀貨(香港政廳は一八六三年以來引續き鑄造す)を輸入し、その

小額取引に於ける銅錢使用の不便から少なからず免れたのであつた。D. P. Min Report, 1890, p. 275 に據れば、一八八八年度の香港政廳の收入百五十五萬七千三百弗の内、七萬二千弗は九十一萬弗相當の小銀貨鑄造より收めたる收益であつたことであるが、一八八八年の一年度に於てかゝる鑄造收益を擧げることが出来た事實はやがて香港の支那人間には勿論、廣東方面に在ても如何に小銀貨が歡迎されてゐたかを語るであらう。しかも此等の小銀貨は勿論名目貨幣であつた。

實價との間に約一割二分五厘の差があつたにも拘らず、廣東は使用の便益なるが爲め銀弗シムフレイダーに對して略ぼ同價に於て是を通用せしめたのであつた(正金銀行調査

報告、田中氏著「支那幣制改革問題一斑」一四〇頁參看。尤も田中氏は Spalding: Eastman Exchange etc. p. 275. 香港小銀貨は

廣東に於て一時三割五歩の割引を受けたるも其使用の便益知らるゝに及んで終ひに可なり大なる打歩を附せらるゝに至つたとの趣が見えたるに述べられたが筆者の坐右にあるスボルテイン氏の二版本には此旨が見えてゐない。又當時廣東に於て香港小銀貨が果たして Silver dollar に對し殆ど同價に於て流通したか否うかに就ては是を知る正額な資料あるを知らぬ。田中氏は同價に流通したと述べられたし Weat-Pin-Wen (op. cit. p. 48) & Wang (op. cit. p. 53) も香港小銀貨は當時一割乃至二割の歩が附せられてゐたと述べたが孰れも何の資料に據つたのかわ明でない。が併し香港に於ては小銀貨は香港弗に對して勿論同價に流通したのであるから香港に隣接し、且つ離る可らざる商業的關係に在る廣東に於ても此等の小銀貨が銀弗に對して同價に通用しなかつた筈はない。

慙うした事實を目睹したる廣東銀元局が其設立の當初より香港小銀貨の側に

程」を制定し、七錢二分の本位貨(銀元)に對し補助貨を

小銀貨	量目	純銀	淨銅
五角	〇・三六	〇・三〇六	〇・〇五四
二角	〇・一四四	〇・一一八四	〇・〇二五六
一角	〇・〇七二	〇・〇五九四	〇・〇一二六

の三種とし、一回の受授額を十圓(元)とし、量目成色の公差を千分の三とし、且つ十進を以て進むことを規定して、銀元と共に小銀貨の統一を計からんことに勉めた。而して天津總廠だけは此規定に基いて銀角を鑄造したが、既に指摘したるが如く、該章程は銀角の鑄出額に就き何等の制限を加へなかつた爲め、結局は濫鑄の結果に陥り、十進法は空文に終つて了つた。(本書二九四—二九五頁參看) 其後宣統二年(一九一〇年)四月度支部は「釐訂幣制酌擬則例」を奏定し、補助銀貨を五角銀幣、重三錢六分、銀八銅二、純銀二錢八分八厘、二角五分幣、重一錢八分、銀八銅二、純銀一錢四分四厘、一角銀幣、重八分六厘四毛、銀六五銅三五、純銀五分六厘一毛一絲とし、十進位を以て進むものと規定したが、時適ま革命に値ひ、實行されずして已んだことは

既に述べた通りである(本書二九五頁參照)。

國幣條例と 民國に入つては三年二月に「國幣條例」が制定された。而して本條

補助銀貨 例は補助銀貨の種類量目成色を

- (一)中元銀幣 量目庫平三錢六分 銀七銅三 純銀二錢五分二厘
- (二)二角銀幣 量目庫平一錢四分四厘 銀七銅三 純銀一錢〇〇八絲
- (三)一角銀幣 量目庫平七分二厘 銀七銅三 純銀五分〇四絲

と定め、且つ第四條に「國幣計算均以十進。每元十分之一稱為角、百分之一稱為分。十分之一稱為厘。公私兌換。均照比率」と規定して國幣は一律に十進位を用ゆる旨を定めたのであつた。然るに當時中央政府の財政は革命の後を受けて甚しく竭蹶し、條例の實施に必要な財源を索むることが出来なかつたので、當局は逡巡畏縮敢て實行に着手しなかつた。さうして徒に二年の日月を經過して了つた。然る所、民國五年中國交通の兩銀行が紙幣の兌換停止を行つたので、其結果北支那一帶は硬貨の缺乏に著しく悩まされた。そこで財政當局者間に補助銀貨を鑄出して硬貨の不足を填補す可しとの議が起り、同年五月以降天津總廠は國

幣條例に基いて補助銀貨(袁世凱の肖像を刻んだもの)の鑄造を開始し、中國交通の兩銀行をして、新銀角を交付する者に對しては銀行は何等の割引を加ゆることなく無條件にて銀元に交換する旨を聲明せしめた(當時上海には銀貨の銀角が充斥し、是がたが、香上銀行支配人の *Mr. Smith* 氏は工部局上海市政廳に對し工部局自身に於て上海通用銀角を鑄造ししと建議して、太く支那當局の心腹を寒からしめた。ステフェン氏の議に怖れた財政部は取急ぎ補助銀角を鑄造することに決した)而して中交兩銀行は其聲明を忠實に實行した爲め、新銀角の普及せる天津北京方面には爾來、新舊銀角が並び行はれることとなつた。則ち舊銀角は十一角餘を以て銀一元に換へられたが、新銀角は單に十角にて一元に通用し、銀一元が銅元百三十枚に換へらるゝならば、新銀角十角も亦銅元百三十枚に兩替されたのであつた。かやうにして天津北京に在ては新銀角は國幣條例の規定通りに十進位の下に流通し、幣制の整齊上一段の進歩を示めしたのであつたが、脚一度他の地方に入れば、此等の新銀角は舊銀角と一般、實價を基礎としての流通價值を有するに過ぎなかつたし、今日も過ぎぬのである。何故に天津北京地方に於てのみ新銀角の十進的價值が維持せられ、何故他の地方に在て維持せられないのか。是れ、筆者の所謂 地域的制限 の致す所であつて、本と新銀角は天津總廠のみ

が是を鑄造し天津に限て之を流布したのであるし、且つ北京天津は中央政府の命令が最も宜く行はるゝ地方であるから、此地方にだけは新銀角の十進法が維持されたのである。(尤も六年六月以後南京支廠も新銀角を鑄造したが、其他の造幣廠は全く鑄造してゐない。鑄造總額は幣制節略の附表に明である)。その天津北京以外の地方に在て國幣條例の規定が少しも實行されないのは全く是と反對の理由に基くのであるが、猶ほ其上、第一に新銀角は舊銀角に比較して品質が著しく劣小であるが爲め、各地は一般に是を歓迎しないこと、第二に久しき以前より十角以上の取引には必ず銀元を使用するの慣例が儼存する爲め、國幣條例の規定と雖も猝かに之を打破し得ない事情のあること等も主なる原因である。

新銀角は天津にのみ
津北の法律は天
規は法にのみ
規定は他り
地用し他
實方にし
と價を流
すしを基
運は

第一に就て是を謂へば、舊五角銀貨の中成色最も高きものは東三省鑄造の純銀三錢二分二厘六絲で、最低は北洋の純銀三錢〇四厘であるが、新銀角の「中元」銀貨は僅に純銀二錢五分二厘であるから、是を東三省銀貨に比較すれば七分六絲の開きがあるし、北洋銀貨に對してすら五分二厘の差がある譯である。又、舊二角銀貨は東三省の純銀一錢三分〇七絲が

最高で、北洋の一錢一分四厘一絲が最低であるが、新二角銀貨は純銀一錢〇〇八絲であるから、東三省のものに對しては二分九厘九絲の差があるし、北洋二角銀貨に對しても亦一分三厘三絲の差がある。一角銀貨に就ても略ぼ同様であつて、新一角銀貨(純銀五分〇四絲)は舊一角銀貨中、成色最高の東三省一角銀貨(純銀六分一厘九絲)に較らべて、一分一厘五絲の差があり、成色最低の廣東一角銀貨(純銀の五分五厘一絲)に對しても猶ほ四厘七絲の開がある。恚うしたわけで、天津以外の地方は何ずれも依然として舊銀角を歓迎し成色低く且つ市場に多く流通してゐない新銀角を喜ばないのである(徐寄塵氏「論推行新銀輔幣之動機」銀行週報一百二十七號參着)。更らに第二の點に就て謂へば、後段述べるが如く、小取引には大洋堪定、小洋堪定とも稱す可き慣例があつて、九角九分以上は必ず大洋堪定に於て取引せらるゝの常であること、例へば一元四角の支拂を爲す場合には其一元丈だけは必ず銀元(大洋)を以て支拂はねばならぬのであつて、此場合大洋一元と又は大洋一元相當の銀角即十一角餘銀角四角とを支拂ふのである。故に假令、國幣條例が十角を以て一元とすることを規定したとはいへ、新銀貨の多く流通せざる地方に於て一

元四角の支拂を受くるに新一角銀貨十四枚にて是を甘受するの道理がない。此等の事情が彼此相俟つて新銀角は北京天津等を除いては國幣條例が規定したる流通價值を持ち得ないで、全く他の舊銀角と同様に實價を基礎としての流通價值を有するに過ぎぬのである。

前段述べた所に由て觀るに、前清以來政府の銀角に對する方策は、朝令暮改一として完全に實行されたものが無かつた。而して各省政府は鑄造收益を以て大宗とし、此の見地の下に依然として自由に鑄造することを休めなかつたので、銀角は他の通貨と一般、全く無統制に陥り、量目成色の如きは互に之を異にしたのである。張公權氏の論文(中國今日之貨幣問題二四頁)が載せた所に據れば前清時代の銀角は下の如くである。

地名	種類	量目	純銀	純銅
廣東	二角	〇・一四三〇三	〇・一一五〇二	〇・〇二八〇一
同	一角	〇・〇七一〇五	〇・〇五五〇一	〇・〇一六〇四
湖北	五角	〇・三五三〇五	〇・三〇五〇三	〇・〇四五〇二
同	二角	〇・一四一〇五	〇・一一六〇〇	〇・〇二五〇五

支那經濟事情

湖北	一角	〇〇六八〇四	〇〇五六〇一	〇〇一二〇三
江南	二角	〇一四二〇八	〇一七〇〇二	〇〇二五〇六
同	一角	〇〇七〇〇六	〇〇五八〇二	〇〇一二〇四
北洋	五角	〇三六一〇五	〇三〇四〇〇	〇〇五七〇五
同	二角	〇一四〇〇九	〇一四〇〇一	〇〇二六〇八
同	一角	〇〇七一〇五	〇〇五八〇一	〇〇一三〇四
東三省	五角	〇三六二〇五	〇三二二〇六	〇〇三九〇九
同	二角	〇一四六〇八	〇一三〇〇七	〇〇〇六〇一
同	一角	〇〇六九〇三	〇〇六一〇九	〇〇〇七〇四
吉林	二角	〇一四一〇四	〇一四〇〇五	〇〇二六〇九
同	一角	〇〇六九〇五	〇〇五六〇八	〇〇一二〇七
總廠(天津)	二角	〇一四三〇三	〇一八〇〇二	〇〇二五〇一
同	一角	〇〇七二〇五	〇〇五九〇九	〇〇一二〇六

而して此外、民國五年八月以來鑄出された新銀角の成色が此等の舊銀角に比較して劣小であることは既に之を述べた。

名目貨たる銀角は、現時流通の銀角である。従て今日は夫の「幣制節略」に近き流通價值に於て通用するのである。民國四年財政部泉幣司の調査した所によれば、

るに過ぎない。供求之相劑定焉」といふ有様で、しかも一種の物品たる銀角は其實價に近き流通價值に於て通用するのである。民國四年財政部泉幣司の調査した所によれば、

地方	銀元一個に對する小銀貨	調査月日
北京	一一・九一	四月上旬
天津	一一・九四	三月十日
奉天省城	一一・	三月十日
吉林省城	一一・	二月二日
黑龍江省城	一一・	三月十日
開封	一二・八七一	二月二十日
南京	一一・二九	四月十一日
安慶	一一・四七	四月二十八日
南昌	一〇・九六	四月四日
長崎	一一・一〇	三月三十日
福州	一一・〇二	一月二十四日
太原	一一・九八	三月二十九日
成都	一〇・	三月十五日

廣州	一一三二	三月二十一日
雲南	一〇・	一月二十五日
平均	一一・四五	

で、今日も猶大約十一角餘の換算率である。則ち十一角餘といふ數字は銀角の流通價值が、其實價に近き點まで下落したことを示めすのであつて、今ま數字を以て之を明にすれば

江南(南京)鑄造の一角銀貨一枚は

純銀	八二四・三二三(每千分中)
銅竝に雜分	一七五・六七七(每千分中)
量目	〇・〇七〇六
含銀量	〇・〇五八二
含銅量	〇・〇一二四
純銀	八九〇・〇〇〇(每千分中)

で、光緒三十三年鑄造の北洋銀元一個は

銅竝に雜分	一一〇・〇〇〇(每千分中)
量目	〇・七三九六
含銀量	〇・六五八二
含銅量	〇・〇八一四

なるが故に、北洋銀元一個の含銀量は江南一角銀貨十枚の含銀量に比較して猶ほ〇・〇七六二丈け多量である。依て〇・〇七六二の銀は江南一角銀貨幾枚に當るかとするに

$$\text{北洋銀元含銀量} 0.6582 = (\text{江南一角含銀量} 0.0582 \times 10)$$

$$\text{江南一角含銀量} 0.0582$$

則ち一枚餘である。故に北洋銀元一個は江南一角銀貨十一枚餘に換算されるのである。

右は特定の銀角と銀元とを比較したのであるが、更に多くの銀角、銀元に就き量目成色を平均して一般的に考察すれば

一角銀貨十枚	重量七錢二分	品位八百位
--------	--------	-------

銀元一個 重量七錢二分 品位九百位

であるから、一角銀貨十枚は銀元一個に對し

$800 : 900 = 0.72 \text{ Tael} : x$ 則ち

0.09 Tael 丈の銀を不足とする。故に $.72 \text{ Tael} + 0.09 \text{ Tael} = .81 \text{ Tael}$ の銀ならでは九〇〇位の銀元一個に當らぬ。然らば $.81 \text{ Tael}$ の銀は一角銀貨何枚に相當するやといふに

$.72 \text{ Tael} : .81 = 10x : x$

則ち11枚25に當るのである。

銀角の市價は銀角が今日實價に近き流通價值に於て通用することは大體右やうの次第であるが、其市價は大都市の錢市に於て毎日銀兩建の相場が建てられる市場に於ける需要供給の變動につれて騰落するものであることは言ふまでもない。最近二三年間、上海においては毎十角(上海にては江南銀角廣東銀角を以て建値す)は約上海兩の六錢一分より三四分の間を往來して居る。(江南一純銀量は庫平五分八厘二毫、一角の含銀量は五錢八分二厘であるにも拘らず上海に於ては上海兩の六錢以上に通用するは銀角が實價以上の價值を附せられたのであると論者が言ないでもない。)

銀角が今日多少實價以上の貨幣價值を有することは勿論であるが六錢一分前後の相場であるならば夫れは殆ど實價に近き貨幣價值を必ずしも實價以上の價值であるとは謂はれない。何んとなれば庫平一〇兩は上海兩の一〇九六〇(九八規銀であるから江南銀貨十角の純銀量、庫平五錢八分二厘は上海規銀の六錢前後に當るからである。六錢前後の相場を示めしただとて實價以上であるとは謂はれないのである)なり矣。銀角は地方政府の濫鑄と中央政府の無方策とに従て一種の物品となり終に市價を生じるに至つたのである。然も輓近督軍其他の軍閥が地方に蟠居して横暴専恣を極むるに至るや、渠等は軍事費の源泉として、或は地方財政の收入として、輕量惡質の銀角を無節制に濫鑄し始めた。民國五年の當時上海に惡質の銀角が充斥し、香上銀行支配人 *Seiphen* 氏をして工部局に上海通用銀角の鑄造を建築するに至らしめたとは既に述べた所であるが、此外か最近一、二年間、地方軍閥濫鑄の惡貨が盛に上海に流入し、其爲め上海經濟界に物議を醸もした例は決して少くない。たゞ現時の政局を以てしては是亦奈何ともする事が出来ないであつて、彼等軍閥は *Sortengeld* の状態をして益々惡化せしめてゐる。

大洋塔定と 銀角は右の如く實價を基準とし、且つ需要供給に従つて市價が騰落す小洋塔定と るのであるから、鑄造初期の狀況を暫らく別とし、現状を以て是を觀れ

ば、本位貨國に於ける小銀貨とは異なり、單に夫れは銀元に對して補助貨的關係に立つに過ぎないのである。則ち銀元は其貨幣價值大に過ぎ之を以てしては取引に不便であるといふ場合に、銀角が代つて交換の媒介物たる職分を果たすのであつて、兩者は計算の同一系統に屬する通貨ではない、互に獨立して獨歩する通貨なのである。この故に此等の貨幣を以てする價格には、銀元ならば幾何、銀角なれば幾何、といふ別個の表示が自ら生れて来る。前段一言したる大洋堪定、小洋堪定とも稱す可き價格計算上の相違が則ち夫れで、詳言すれば價格の計算に銀元又は銀元の實價に相當する丈けの銀角を使用するか、或は銀角を表面價值に従つて個數計算の下に用ゆるか、其熟れに由るかの相違なのである。而して現今一般の慣例は價格「元」に對しては必ず大洋を以て堪定し、銀元を受授するか、又は銀元の實價に相當する銀角、別言すれば銀元に對する市價に基いて計算したる銀角——例へば兩者換算の市價が銀一元〓十一角なるに於ては銀角十一枚を——以てすることになつてゐるから、大洋堪定、小洋堪定の相違が起る場合は必ず元以下の端數に限られる。例へば一元又は五元の支拂を爲すには銀元一個又は五個を支拂

ふを普通とし、若し代ゆるに銀角を以てする場合には銀角の市價に従つて銀元相當の銀角則ち一角銀貨十一枚又は五十五枚(銀一元〓十一角を市價とすれば)を支拂へば夫れでよい。が、併し茲に一元五角の支拂を爲す場合を採つて見ると、一元丈けは勿論銀元一個か又は一角銀貨十一枚(市價にて足るのであるが、五角に就ては大洋堪定の場合と小洋堪定の場合とがあつて、従て一元五角の支拂を爲すに就ては

I. 1元5角 = 1元(銀元1個) + 5角(十角銀貨5枚)

II. 1元5角 = 11角(1元 = 11角トシテ) + 5角(5枚) = 16角(十六枚)

III. 1元5角 = 1元(又ハ11角) + 5.5角(銀1元 = 對スル銀角ノ市價) = 1元5角5分

の三様の方法がある。IとIIは「一元五角」の五角に就て、十角銀貨五枚を以てし、銀角の表面價值に基いて計算せらるゝが故に小洋堪定ともいふ可き場合であるが、IIIはこの五角に對して五角五分を支拂はねばならぬ場合で、つまるところ、此場合「一元五角」の五角は銀一元の實價の二分の一丈けの價格を表示するのである(五分は銀角に對する銅元の市價に従て、銀角五分に相當する銅元を添ゆる)。

則ち五角は小銀貨でなく、銀元を以て計算するのであるから、大洋堪定とも稱す可き場合なのである。徐滄水氏が此間の事情を説明して

- 一、小洋(堪定をいふ)係以枚數爲計算標準。當能維持其十進制度之形式
- 二、大洋(大洋堪定をいふ)係以秤量爲計算標準。實係破壞其十進制度之內容(同氏)論

推行新銀幣之必要——銀行週報百三十四號

としたのは最も要を得てゐると思ふ。元來、大洋とか小洋とかは一つは銀元、他は銀角の俗稱で、兩者の相違は僅かに形態上の相違に外ならない。然かるに兩者の間には本位貨補助貨の關係無く兩者は互に獨立して流通するところから、本來なれば形態上の相違を示めず、「大洋」「小洋」の相違が、一變して銀元と銀角との實價的相違をも示すに至つたのである。

愆うした有様で、等しく一元五角の價格も時に一元五角のことあり、一元五角五分の場合もあつて、「元」以下の端數即ち九角九分九厘以下の價格にあつては銀角の計算は頗る煩はしいのである。が、大體から謂へば、國產の取引に在ては「元」以下の計算には小洋堪定を用ひ、棉絲布、雜貨等外國輸入品の小賣には大洋堪定を

使用するのが一般普通のやうである。

銀角が恰かも貨物の如く、市價の騰落に従つて受授せられる以上、上掲の大洋堪定小洋堪定の相違を度外視するも、各人は常に市價の變動に着目し、銀角の受授に由て意外の損失を招かざらんことに留意しな

ればならぬのは當然のことである。今日各地の都會にて、稍々「良賈」に近い商店の殆ど何ずれもは店頭に必ず、「進出一律大洋小洋照市貼水」(大洋小洋の受授

は一律に市價に照らして行ふ)と揭示するの常であるが、此如きは則ち此種の注意

を故らに顧客に示めしたものである。が、併し、各人殊に一般消費者が銀角(並に其

他の通貨)の市價に不斷の注意を拂ふことは煩瑣にして到底耐へ得可きことでは

ない、かくの如きは曰ふ可くして行はれぬ所であつて、しかも是が爲め取引の敏活

を著しく阻害することは明白である。故に大都會の一般取引に在つては、錢業者

が必ず日毎に變動する市價に基いて銀角を受授するにも拘らず、かゝる不便を幾

分なりとも免かれん爲め、著しく市價が變動せざる限り、銀角の銀元に對する一定

の換算率をかなり長期に亘つて取引に使用するのが普通である。上海の各銀行、

(外支とも)外國商會、大會社、電車公司、滬甯鐵路局、滬杭甬鐵路局、電報局、郵政局及び税關並に税局(稅務署)等に至ては皆十角を以て一元と計算し、市價に準據せずして銀角を受授し(中國今日之貨幣問題、二六八頁)以て銀角計算の困難から免かれてゐる(大洋堪定小洋堪定に就ては同書二六九頁以下參着)。

以上は銀角が補助貨的職分に於て流通する地方——而して夫れは殆ど全國一般の現象である——に於ける銀角流通の状態であるが、地方に由つては銀角は補助貨的ではなく、殆ど本位貨的に流通する所もない。廣東及び其附近の如きは即ちさうである。此等の地方に於ては銀元は所謂「爛板」で、多くの場合秤量に由て受授せられ、其流通額も他省に比較して稀めて少ないが、銀角に至つては數字こそ茲に明にすることが出来ないが、其流通は最も旺盛である。小取引には「重毫」と稱せらるゝ磨損少なき銀角を個數計算に於て使用し、大取引には凡て秤量に由て兩計算を單位として用ゆるのである。從て他の地方に見られるやうな銀元と銀角との關係は此處には發生してゐない、銀角は全く本位貨的職分を持つのである。

如何なる原因があつて、廣東にかゝる現象が生まれたか。一言を以て是を謂へば、廣東省政府が銀角の普及に盡瘁した結果銀角の在高と勢力とが銀元の夫れ等に比較して多く、且優勢となるに至つたからであらう。一八八九年開設の廣東銀元局は、既に其當初より鑄造收益を銀貨鑄造の原則としてゐたから、銀元に較らべて遙かに收益多き銀角の鑄造に全力を傾けたのであつた。而して最初の九年間には先に言及したるが如く既に鑄造總額の九割五分相當の銀角を鑄造したのであつたが(本書三一六頁)其後も依然として銀元よりも主として銀角の鑄出に盡め光緒十年より民國五年末に至るまでの間に、

五角	二二九、一〇〇
二角	九三八、九八九、四〇〇
一角	一二八、一三八、八五〇
五分	二、六二二、〇〇〇

則ち十角一元換として二〇〇、八五七、四一五元相當の銀角を鑄出してゐる(幣制節略附表に據る)。今是を同じ期間の銀元鑄出高一八、八〇九、〇一〇元に比較すれば

銀角は一億八千二百四萬八千四百五元丈の數字的優勢を持つわけである。單に夫ればかりではない、廣東の對香港取引が隆盛に趨くにつれ、香港小銀貨の此れまで流入したものは恐らく巨額に達したことであつたらう。かくて初めより數字上優勢であつた銀角が、初めより劣勢であつた銀元を流通上壓迫し、終ひに本位貨的に使用されるに至つたのは洵に自然の趨勢である。

而して最近一二年間に於て廣東鑄造の銀角は著しく品質不良で、上海の如きは其排斥に喧騒したともあるが、此等の例を除けば、廣東銀角は大體に於て品質に大差なく、臺灣銀行の調査に據れば、光緒宣統民國二三年を通じて品位八〇五乃至八〇六・四を有し、量目に於ても大差がないとのことだ。從て民間一般の信用を維持することが出來たのであつた(田中氏報告一四六頁)。勿論此事たるや廣東政府をして多々益々銀角の鑄造に傾注せしめた所以であるが、しかも銀角は鑄造の時を異にするに從て品位量目を異にした其上に、通用最輕量目に關する規定を缺いたので、流通により磨滅毀損したるものが大小相混交して流通したし、又してゐる。而して廣東其他の南支那は唐代の頃より既に銀を秤量して交易に使用する風習を有した地方であるから、此風習は銀元及び銀角に品位量目の統一なく、且つ

通用最輕量目に關する國家的施設の皆無なる右の事實と相俟つて、是等の鑄造貨幣をも凡て秤量制度の下に使用するに至らしめたのである。

猶ほ、廣西省の柳州では銀角は銀元に對して同價に通用し、潯州にては銀元は却つて割引されることであるが(支那省別全誌廣西の部)恐らく此等の地方に於ても銀角が本位貨的に流通するが爲めであらう。

最後に附言するが、此等の銀角の外に地方に由ては外國小銀貨が之に混交して流通する所もある——勿論其の數は少なく、勢力たるや微々

たるもの、敢て特筆す可き何物もないが、左に種類と流通地方とを記するに止どめる。

香港小銀貨	香港 政廳鑄造	廣東竝に其附近に流通す。
佛領印度支那小銀貨	ピアストルの補助費	廣西一帶竝に雲南に流通す。
日本小銀貨	舊鑄の十錢二十錢	滿洲方面に流通す。
舊獨逸鑄造のニツケル貨	一角及び五十文	青島並に其附近に流通せしむる爲めに鑄造す。今は殆どなし。
舊露國小銀貨		滿洲地方に流通す。今は殆どなし。

第六節 銀錠(銀兩)

漢代既に銀が貨幣として用ゐられたことは、史記の「虞夏之幣。金爲三品。或黃或白或赤」として白の金即ち銀は此時代既に貨幣として使用されたやうに叙してゐる。而して後代の學者も亦「古者金三品」などと稱して此説を認むる者が少なくはない。けれども支那に貴金屬が尊長され、財としての高き價值が一般に認められたのは、早くとも周以後のことであらうことは曩に吾人が想像したところである(本書一一九—一四五頁)。果して然らば銀は周以後何れの時代から交換媒介物たるの職分を有するに至つたであらうか。此問題は精細なる今後の研究に俟たねばならぬ。が、今のところ吾人が文獻上知り得たる所に於ては、漢の武帝元狩四年(一一九 B.C.)以前には未だ銀はかゝる職分を持つてゐなかつたやうである。

趙翼が管子國蓄篇の「以珠王爲上幣。黃金爲中幣。刀布爲下幣」や、「無金則用其絹。絹三十三當金一鎰。無絹則用其布。布百兩當一鎰」を引用し、更らに國語の「晉夷吾求入國許。賂秦公子繫。黃金四十鎰。」により、別に戰國策に謂ふ所の「秦使唐雎以五千金散之人。不及三千而天下之士爭鬪矣」をも引用して是春秋戰國時。所用惟黃金刀布也(該餘叢書卷三十)と論斷したやうに、春秋戰國の時代には銀は未だ貨幣として使用されなかつたと判斷される。秦代は如何といふに是に就ては漢書食貨志は明白に秦并天下。幣爲二等。黃金以鎰爲名上幣。銅錢質如周錢。文曰半兩。重如其文。而珠玉龜貝銀錫之屬。爲器飾。室藏不爲幣と記したのみならず、外に秦代に在つて銀が交換媒介物として使用されたことを暗示する資料が皆無である所から看れば、此記録には疑を狭む餘地がない。銀はたゞ裝飾に用ひられたばかりである。降つて漢に入つては先に一言した如く武帝時代に「白金三品の」銀貨が一時鑄造されたことがある(本書一六三頁)。漢書食貨志に造銀錫白金。以爲天用莫如龍。地用莫如馬。人用莫如龜。故白金三品。其一曰重八兩。圓之其文龍。名白撰。直三千。二曰以重差小。方之其文馬。直五百。三曰復小楮之。其文龜。直三百

とあるのが即ち是れである。然るに官民中之が私鑄を爲す者續々輩出するに至つたので、歲餘にして廢止されて了つた。次いで王莽は大小の銅錢と共に「朱提銀」「它銀」の二種の銀貨を鑄造し、(本書一六四頁)。前者は銅錢(小錢)一千五百枚に、後者は一千枚に當るものとしたが、しかも民間に於ては一般に「五銖錢」を使用し、銀貨は多く流通しなかつた。

其後、梁に至る迄銀が貨幣として使用されたことを示めず文献は殆ど見當らない。此時代は主として五銖錢が行はれたのであつた(本書一六五—一六六頁)。然るに通典には梁初に就き、

唯京師及三吳荆郢江湘梁益用錢。其餘州郡。則雜以穀帛交易。交廣之域。則全以金銀爲貨。

と見えるから、梁代(五〇二年以後)の南支那一帶に於ては銀は金と共に既に交換の媒介物たる職分を持つてゐたと考えられる。

唐に入つては廣東廣西等、南支那は勿論、此等の地方より銀を移入した少なからざる地方に於て銀は貨幣たるの職分を持つてゐた。日知錄が敘ゆるやうに、韓退

之の奏狀「錢重物輕」狀には「五嶺買賣。一以銀」(韓昌黎全集三十七卷)とあり、連昌宮辭に名高き詩人元稹(七八〇—八三〇)の奏狀には「嶺より以南は金銀を以て貨幣とし、巴より以外は鹽帛を以て容易を爲す」と見ゆるとのことであるし、更に又、趙翼に従へば、張籍の送南遷客といふ一詩の中に「海國戰騎象。蠻州(南支那をいふ)市用銀」(陔餘叢書卷三十)とあるが、是等は則ち嶺南(南支那)に銀が貨幣として使用された事實を示めすものである。而して通典は當時南支那の各地が「貢銀」として少なからざる銀を毎年朝廷に獻貢した趣を載せたから、此等の銀は他の地方にも相應に流布されてゐたことも敢て想像するに難くない。憲宗の元和三年(八〇八年)に

「天下有銀之山必有銅鑛。銅者可資於鼓鑄。銀者無益於生人」

といふ理由に基いて銀坑の採掘を禁止するの詔敕を發したるが如きは一面に於て民間用銀(貨幣として)の風習が旺盛であつたことを語るものであらう。趙翼が唐代用銀の傾向を論じて、

然唐書齊映傳。藩鎮初獻銀瓶。高五尺。李兼鎮江西。始獻六尺。玉映又獻八

尺。太平廣記。御史蘇某。以洛陽寺中有銀佛遂取以歸。時人謂之蘇扛佛。則是時雖不用銀。而已競相貴重。競相貴重。則漸用之於市易亦勢所必然。顧寧人(日知錄、銀に見えたり)以金哀宗正大中。民間但以銀市易。後世上下用銀之始。而不知亦非也(同書、「銀」)

とし、顧炎武の所説を駁したのは確かに正鵠を得てゐる。

五代に入つては怎うであつたか。五代史に據れば後唐の莊宗(九二三—九二五年)が後梁との戦争に敗れんとしたとき、軍士に對し、若し戰捷を得るならば「金銀五十萬兩は當に悉く爾等に給す可し」と獎勵したとがある。又同じ五代史には李繼韜が莊宗に降つた時、彼は彼の母が蓄財したる銀數十萬兩を齎らし、京師に至つて莊宗の宦官や伶人を厚く賂ひしたと見えてゐる。更に又、當時民間には「鐵胎銀」と稱して、「鐵を以て質と爲し、銀を以て之を包みたる僞銀」が使用されたことも見えてゐる。してみれば、當代用銀の傾向は少なからず旺盛であつたことが窺はれよう。

宋金以後の銀使用に就ては既に稍々詳述して置いた。茲に敢て繰り返へずとをしないが、却説此等の銀は武帝の「白金三品」竝に王莽の銀貨を別とすれば(此等銀貨は政府鑄造のもので、秤量に由り、何時の時代たるかを問はず、秤量制度の下に通受の授されたものではなかつたであらう)何時の時代たるかを問はず、秤量制度の下に通

用し以て今日に及んだのである。

抑も金屬を秤量して交換の媒介物たらしむる制度、詳言すれば、貨幣として金屬を使用する爲め直接の使用價值を有せざる物件例へば棒形、輪形、延板等に之を製造し、受授の際品質を檢定したる後、適宜に分割して之を秤量し、品質と量目とを照合して其價值を決定し、之に準じて貨幣の用を盡くさしむる制度は、是を一般貨幣史に徴すれば、金屬貨幣時代開始後の第二期に屬する。而して支那に在つて銀の秤量制度が比較的廣く行はれたのは、文獻から謂へば、前述したやうに、梁初以後のと看なければならぬが、果して

梁以前に此事實はなかつたのであらうか。此點に就ては多少の疑問がある。前掲漢書食貨志の一節は

秦并天下。×××而珠玉龜貝銀錫之屬。爲器飾寶藏不爲幣

と記るして、銀は秦代に在つては裝飾用其他の器具として使用せられ、然かも之等

は貴重品として家に藏せられたことを述べてゐるが、此點から按ずるに、譬へ銀が秦代に貨幣として使用されたことを照かに立證する文獻が皆無であるとしても、恰も印度内地の農民が今日農作物の代金として受け入れたる銀貨を裝身具其他の器具に製造し、必要に應じて之を交換の媒介物たらしめる風習を有するが如く、秦に於ても貴重品として高き價値の認められた銀器は平素裝飾其他の目的使用され、必要に際して直に交換媒介物として使用されたことが無かつたとは必ずしも斷定し得ないであらう。秦代は、銀に就て曰へば一般泉幣史が謂ふ所の第一期にあつたらうと謂ふもさのみ不合理ではないやうである。

春秋戰國に銀貨が流通したる點を考へたか、疑問がある。

が、茲に今ま一つの疑問が起る。秦代に銀器が使用尊長されたこと漢書の傳ふる如くである以上、夫れ以前の戰國又は春秋の時代にもさうした事實はなかつたらうか、而して時としては交換の媒介物にも用ひられたことがなかつたらうか。春秋に在つては銅器及び銅は勿論、金は財としての高き價値を有し、恩賞、報酬、贈賄、禮物等の物件として用ひられたことは當代の史實を語る國語や左傳に昭であるし、戰國に入つては金地金が貨幣として使用さ

れたことは明に戰國策に見られる。例へば國語に

願以金玉子女賂君之辱。請句踐女女於王。大夫女女於大夫。士女女於士。越

國寶器畢從(越語上)

とあるが、此「金玉」は則ち寶器であつて、玉器と金器とである。而して金器は恐らく鼎鐘等の銅器であつたらうから、此一文は銅器が賂として用ひられたことを示めすものである。又例へば左傳の一文

鄭伯始朝于楚。楚子賜之金。既而悔之。與之盟曰。無之鑄兵。故以鑄之鐘(僖公十八年の條)

も其謂ふ所の「金」は銅で、楚子は其與へたる銅を以て武器の作製を禁じたのであると一般に解釋されてゐるが、(顧炎武も日知錄に於て、杜氏の原注「古者以銅爲兵、兵器を以て兵事」と注して左傳本文の「金」を以て銅と解釋することゝ承認してゐる。)是なども銅が贈物として用ひられた事實を語る文獻である。

而して金に就て見れば國語の晉語二に、

〔公子夷吾曰〕黃金四十鎰。白玉之珩六雙。不敢當公子。請納之左右。

とあるから、金が時に贈與の目的であつたことは明かである。猶ほ左傳に見ゆる「九年春。毛伯來求金」(文公九年)や「毛伯衛來求金。非禮也」等に謂ふ所の金は恐らく銅であつたらうと考へられるが、若し之が金であつたとすれば、是亦金が贈與の物件であつた一例となるであらう。

轉して戰國時代は如何と看るに、戰國策に

一、公孫衍曰。王與臣百金。臣請敗之。王爲約車齋百金(魏一)

二、梁王虛上位。以故相爲上將軍。遣使者黃金千斤車百乘。往聘孟嘗君(齊四)

三、趙王乃封蘇秦爲武安君。飾車百乘。黃金千鎰。白璧百雙錦繡千純。以約諸侯

(趙二)

などとある如く金は明に貨幣として使用されてゐた。

然るに銀器並に銀に關しては此等の文獻には少しもかうした事實が暗示されてゐない。故に銀器が尊長されだしたのは、而して又時として交換媒介物に用ひられたとあるだらうと想像し得る時代の始まりは先づ秦を去ること餘り遠くない時代であると看なければならぬやうである。尤も強ひて疑問を起せば、古書

に曰ふ「金」には金銀銅の三品があることは漢書を始めとし(食貨志に金有三等。黃金爲上。白金爲中。赤金爲下。とある)一般に認められた所、學者は古書の「金」字を文獻の前後より判斷して或は黃金とし、或は銅(赤金)と讀むのであるから、別言すれば「金」は廣く金屬を示めしたのであるから、戰國策に見ゆる「金」字の中或は銀(白金)を指すものがないとは必ずしも謂はれない。殊に戰國「金」字と「黃金」とを別々に使用したばかりでなく、前者を用ひた場合には必ず百金とか三十金とかしたに反し、後者を用ひた場合には「黃金千斤」とか「黃金千鎰」(鎰は二十斤)とかして、文字の用法を異にしたが如きは此種の疑問を起さしめる有力な動機である。前掲戰國策の(二)(三)は明に黃金であらうが(一)に謂ふ所の「百金」や其他

イ、衛嗣君時胥靡逃之魏。衛贖之百金。不與(燕三)

ロ、妾聞對軍之晉國。偶有金千斤。進之左右。以供芻秣。鄭襄亦以金五百斤楚

(三)

に謂ふ「金」は黃金ではなく、銅又は銀であつたのかも知れない。今日の習慣に

於ても銀千元を「千金」と記すことがある。若し戰國策の「金」字が時に銀を指したものであつたらうと想像し、しかも夫れが甚しい不合理でないならば、銀は戰國時代にも貨幣たるの職分を持つてゐたことになるであらう。暫らく記して疑問を懸けて置く。

秦より漢に至る間に漢の風が發したらしい。

前段述べたやうに、銀器が尊重されたのは、言ひ換へれば、銀貨幣發達の第一期が始まつたのは、今の所、秦代に在るものと看するのが安全のやうであるが、夫れより約八十七年を経た漢の武帝元狩四年に銀貨が國家に由て鑄造されてゐるから、此の點から考察すれば、銀を貨幣として使用する風習は此の八十七年の間に民間に在つて相應に發達しつゝ、あつたものと看られるであらう。何故なれば、元狩四年に國家が銀貨を鑄造したといふことは、要するに銀が貨幣として適當な金屬であることが認められた結果に外ならぬのであつて、銀の適當さが認められたといふことは、蓋し銀若しくは銀塊が、普遍的ではなくとも、相應に廣く貨幣として使用されることがあつたことを前提としなければ到底あり得ないから。而して漢より梁に至る約二百五十年の間、銀が貨幣として使用されたこと

を示めず文獻は前記の如く殆ど皆無であるが、此事たるや銀産額不足の爲めか又は其他の理由に由つて、用銀の風習が多く發達しなかつたことを語るものであつて、必ずしも銀の秤量制度が此時代に無かつた爲めではないであらう。要之、文獻にのみ基いて曰へば銀の秤量制度が發達し來つたのは梁初からとせざるを得ないが、しかも以上の如き推察を以てすれば、漢武の頃に始まつたとも看られぬことはなす。

銀は何時か使ら納税にも使われたか。

翻て明末より清の全朝を通じて秤量銀が貨幣として占めたる地位を顧みるに、銀は銅錢と共に納税に用ひられ、國家の收支は殆ど凡て銀を以て計算されたばかりでなく、贓犯の輕重を決定する標準の計算にも之を使用し、且つ大清律は銅鐵、錫、鉛、水銀等にも銀錠を偽造した者に對する刑罰を規定するなど、恰かも秤量制の下に於ける銀本位制の如き有様であつた——勿論清朝と雖も歴代政府の如く銅錢を以て通貨の基礎たらしめんと試みたのではあつたが、而してかゝる状態は十年前の民國二年に至る迄一貫して繼續されたのであつた。然らば、銀は何時の頃から納税にも用ひられるに至つたかといふに、此問題にも多

少の疑問があるけれど、先づ宋の仁宗景祐二年(一〇三五年)に始まつたと見るのが安全のやうである。曩にも引用したが、宋史仁宗紀に見ゆるところの

景祐二年。詔諸路歲輸緡錢。福建二廣易以銀。江東以帛。

の一條は則ち其の文獻で、福建、廣東、廣西地方に先づ始まつたのである。いつたい租税は古來、米、麥、綿、帛等の物納を常としてゐたのを、東漢の桓帝が延熹八年(一六五年)に地租の徵税に於て銅錢を他の物納と共に徵收することを命じたので、此時以來、貨幣を以てする納税の制度が生まれたのであるが、之を、史に徵するに、漢より廣を通じて國家が貨幣を以て徵税したる場合其收入は(唐初租は米穀であり、庸は絹)必ず之を記するに錢若干貫とし、銀何兩とは記するしてゐない。若し此期間に銀を徵税したことがあつたとすれば、租税收入に就き銀若干兩と記るされた筈である。

しかも之が皆無であるところから見れば、仁宗以前には銀の徵税は全く行はれなかつたと解す可きであらう。而して租税收入に銀兩の一項が記るされたのは神宗以後の夏秋二税に就いてゐるから、此點から判斷すれば、仁宗の代には南方支那にのみ行はれたに過ぎないところの銀の徵税が、神宗以後に至つて全國一

般に行はれることになつたと看ざるを得ない。勿論夫れは銅錢、米、綿、帛、草等の物納と並行して行はれたのであるが、夫れでは宋以後清に至るまで常に一貫して銀の徵税が行はれたかと曰へば、決してさうではない。銀納の制が確立されたのは明の中葉以後のことである。先づ金に就て曰へば、既述の如く章宗の承安五年「承安凡寶貨」そ五等の銀錠が鑄造されてゐるが、夫れは金史食貨志の

〔大定二十三年〕十一月尙書省議謂。時所給官兵俸及邊戍軍須。皆以銀鈔相兼。舊例銀每錠五十兩。其直百貫。民間幾有截鑿之者。其價亦隨低昂。遂改鑄銀。各承安寶貨。××××。

といふ一條に明なるが如く、從來流通した五十兩の銀錠——それは、民間に於て屢々截鑿を蒙つたから——を改鑄したのであつて、承安寶貨以外に五十兩の銀錠が流通(勿論拜量制の下に)してゐたことは明白である。又宣宗時代(一二一四——一二二三年)には贓犯の輕重を論ずるに銅錢を以てした舊制を改め、銀を以て計算するに至つたし、(餘餘叢書卷三十)哀宗の正大年間には銅錢、紙幣等は多く流通せず、銀錠のみが貨幣として使用されたほど、(金史食貨志三、錢幣)銀錠は金を通じて

廣く貨幣たるの效用を盡くしたのであつたが。夫れにも拘らず、納税に銀を用ゆることは全く無かつたやうである。夏秋税は常に麥、粟、草等の物納で、政府は時に銅錢を之れに代ゆるを許るしたと折納といふがあるけれども、銀納の例は金史には見えてゐない。たゞ大定三年以來政府は金銀坑の民間採掘を許可し之に金銀税を課したに過ぎないのである。(大定三年の制は二十分以上の金銀に對して百分の一を課税したのである。併し其後屢々變化があつた。)元は如何と曰ふに元初憲宗一二五一—一二五九年は一時、漢民族に對する銀納の強制を試みたが、延臣張晉亨なる者が「五方土産各異。必責以輸銀。有破産不能辨者」として銀納の不可なるを論じた結果、爾來銀納は全く廢されて了まつた。又趙翼も指摘したやうに續通考には文宗の天歷元年一三二八年に天下の課税は金二萬四千四百三十兩、銀七萬七千五百十八兩であつたと記されてゐるが、是は金銀坑に對する課税や金銀産地より徵收したものであつて一般の賦税ではない。要するに元を通じて租税の銀納は行はれなかつたと謂はねばならぬ。明初租税は大概穀物納か又は銅錢紙幣等を以てした。明史に洪武の初め天下の田賦、夏税は米麥四百七十一萬二千七百石、錢鈔三萬九千八百錠、絹二十八萬八千

四百八十七疋、秋糧は米二千四百七十三萬四千五百五十石、錢鈔五千七百三十錠、絹五十九疋であつたと見えてゐるが、是に由れば洪武の初年に在つては徵税は米麥錢鈔及び絹等の財を以て行はれたのであつて、銀が納税に使用されなかつたことは明である。のみならず、既に言及したやうに(本書一八四頁)洪武八年、太祖は所謂用銀之禁を嚴重にし、金銀を以て交易を爲す者は之を嚴罰に處し、是が告發者に對しては其金銀を全部與えて報酬とする旨をえさ告示したことがあるから、洪武元年より八年に至る迄は政府は銀を以て徵税する意思を全く持つてゐなかつたと謂はねばならぬ。洪武九年(一三七六年)以來太祖は數回に亘つて折銀(銀納)を許可するに至つたが、(九年の規定に據れば銀一兩、錢千文は各々米一石に換算とれた十八年には改めらるゝ。一疋は米一石に、苧布一疋は米半に當るものと爲され三十年又改められて金一兩は米二十石、銀一兩は四石、絹一疋は一石二斗、棉布一疋は一石、苧布一疋は七斗、棉花一斤は二斗に換算するものとされた。)何時の場合に於ても一時的に許可したのであつて、且つ折銀を以てするか本色によるかは全く納税者の自由撰擇に委かされたのであつた。其後永樂年間政府は紙幣の流通を強制する爲めに再び金銀を交易に使用することを禁じ、犯かす者は姦惡を以て論じ、其逮捕者には該金銀を賞として與ふることとしてゐたから、永

樂年間には銀の徵税が行はれなかつたことは明白である。折銀制—夫れは全國に普遍的ではなかつたが、しかも洪武年間の如く一時的ではなく、認められたる地方に在つては永續的のものであつた—が認められだしたのは先に言及した如くやはり正統元年(一四三六年)以後のことであつて(本書一八五—八六頁參着)夏税が全國一般に銀納に據るに至つたのは隆慶一五六七年以後以後のことに係かるやうである。趙翼は此點に言及して、

明史韋商臣傳。國初夏秋二稅麥四百七十萬米二千四百七十三萬。今麥損九萬米損二百五十萬。此係嘉靖間事。則正德嘉靖時所徵銀亦尙少。隆慶中萬守禮言。近乃爲一條鞭法。計畝取銀。則夏稅一概徵銀實起於隆慶中

と論述したが、吾輩も亦しかく觀察したい。爾來明未全清を通じ納税に銀錠を使用すること一貫して行はれ、民國二年納税は凡て銀元に據ると改められた時まで及んだのである。

銀錠の型體 銀を秤量して交換に使用するに當り棒形、輪形等各様の型體に鑄作することは何ずれの民族にも共通せる所。支那に在つても古くより特定の型體に

鑄作されてゐる。恐らく舊唐書哀帝紀に見ゆる「方圓銀」なるものが貨幣として鑄作された銀錠中最古のものであつて、今の處是より古いものは交獻に見當らない。顧炎武も是に言及して

舊唐書哀帝紀。內庫出方圓銀二千一百七十二兩。充見任文武常參官救接。是知前代(唐代をいふ)銀皆是鑄成者也

とした如く用銀の傾向が盛になつた唐の中葉以後に於ては貨幣としての銀は大體、方圓の型體に鑄作されてゐたのであろう。たゞ夫れが今日の如く民間の鑄銀專業者の手に成つたものであるか或は又朝廷が鑄作したものであるかは全く不明である。強ひて推測すれば、哀帝紀の文面に「內庫出方圓銀二千一百七十二兩××」とあるし、且つ金元時代には朝廷が自ら銀錠を鑄作したことがあるから、方圓銀も或は朝廷が鑄作したものであつたかも知れない。ともあれ文獻から推せば銀錠の鑄作は唐末哀帝(九〇四—九〇六年)以前に遡ることが出来ないのである。然らば現に流通せる銀錠の型體は如何といふに凡そ三種目ある。(一)「元寶」と呼ばれ量目五十兩内外にして支那婦人用の靴に髣髴たるもの(二)「中錠」と稱せられ量目十兩

内外にして其狀衝錘の如きもの(三)「鏝子」と呼ばれ五兩内外にして其形饅頭に似たるもの。是で、其他小粒の銀塊及び銀の斷片等も小取引に使用される。重目は三、四兩なるあり、一兩以外のものもあつて、一定してゐない、銀の斷片などに至つては受授に不便なるが爲め紙片を以て是を包み價格を明記してゐる。而して第一の元寶は馬蹄にも似たる所から、吾國では是を「馬蹄銀」と呼び外人は稱して「Shoe silver」(支那婦人靴)とするのであつて、大體そうした形狀を有するのであるが、中には「江西方槽」の如く方槽形のものもある。普通に元寶と云へば此種五十兩内外のものを指すのである。第二第三の中錠、鏝子は共に「小元寶」と稱せられ、第一の元寶と共に世俗は總稱して「元寶」又は「銀子」と呼んでゐる。外人は時に之を呼ぶに「Sycee」の文字を以てするが、是は「細絲」の發音則ち「Sze see」の廣東音であつて、一説には銀錠の斷面を凝視すれば細き絹絲やうのものを無數に認めることが出来るし、且つかゝる模様があればあるほど銀質は一層優良であると爲されてゐる所から優良なる銀錠との意味から細絲の文字が起つたのだといふことである。然らば支那人は何故銀錠を稱して「元寶」とするか、又何時の頃から此の名が起つたか。

元寶の名は何時に始まつたか

かといふに第一の點に就ては外人中或は之を直譯して「Prime treasure」とする者あり(例へば Spyling の如く)「round ingot」とする者もある(Morse)。「元」は「圓」と同音であるし、銀錠は方圓形のものが多い所から、元寶を譯して「round ingot」とするは必ずしも理由の無いわけではないが余輩は寧ろ Prime treasure に組みたい。ナゼかなれば「元寶」の二字は元と錢文であつて、唐の武德四年に鑄作された銅錢「開通元寶」を其始めとし(開通元寶は開寶元通とも讀み、得ることに就ては既に述べた)、普の天福三年には「天福元寶」あり、宋の太宗の時にも「淳化元寶」があるし、仁宗の時には年號が寶元といふのであつた爲め錢文を寶元元寶とするは面白くないので、「皇通宋寶」と改めたと傳えられてゐる所から看れば元寶の字義は明に第一の寶則ち貨幣といふことに外ならぬのである。而してその銀錠を元寶と呼ぶに至つたのは「揚州元寶」や「遼陽元寶」の如く元代に始つたのであつて、夫れ以前には無かつたやうである。陶宗儀の輟耕錄を接するに銀錠上字。號揚州元寶。乃至元十三年平宋回至揚州。丞相巴延令搜檢將士行李。所得撒花銀子。銷鑄作錠。每重五十兩。歸朝獻納。世祖宴會從而頒賜。或用貨買。所以民間有此錠也。後朝廷亦自鑄。至元十四年者。重四十九兩。

十五年者。重四十八兩。遼陽元寶。及至元二十三年。征遼東所得銀子鑄者。

×××

とあるし續文献通考錢幣考三にも

至元三年始鑄元寶。諸路交鈔都提舉揚上鈔法便宜事謂。平準行用庫白金銀てある。出入有偷盜之弊。請以五十兩鑄爲錠。文以元寶用之。便從之

とある如く銀錠は元代では既に元寶と一般に呼ばれたのであつて恐らく錢文の元寶が其オリヂンなのであつたらう。

銀錠は民間 銀錠は今日民間の鑄銀專業者の手に於て鑄作される。夫の方圓銀は國に在つて鑄 家が鑄作したものであるか、或は民間の鑄作に係かつたものであるか

全く不明であるが、金の承安寶貨を始めとし元代の元寶は明に政府(即朝廷)が鑄作したものであるやうに、政府は時に自ら銀錠を鑄作したことがないでもない。

清朝に入つても地方官廳が、官廳自身の用に當る爲め自ら鑄銀することは全國を通じて屢々行はれてゐた。山東省に流通する「白寶銀」は芝罘東海關が鑄造したものであるし、蘇州附近にある「蘇它銀」は蘇州稅關が、廣東の「廣東方槽」は廣東稅關が

江西省の「鏡面」は布政使司が鑄造したのである。が併し僅に章宗の場合を除いては何すれの時代と雖も國內全般に普及せしめる通貨として鑄造したのではなく民間用銀の趨勢に押されて國民と同じく政府も自身の用を便ずる爲め銀錠を鑄造したのに過ぎぬのである別言すれば此場合の政府は銀錠の鑄作を其專業者に依頼する一般國民と全く同一の地位に立つてゐたのである。既に泉幣史に明なる如く、何すれの時代に在つても政府の政策は銅錢を以て通貨の基礎たらしめることにあつたので、從て屢々「用銀之禁」すら斷行したほどであるから、政府は國家鑄造の統一ある通貨として銀錠を鑄作したことは全くないのである。銀錠は民間用銀の風盛なるにつれて國民が自由に鑄作したのである。

銀爐と鑄錠

民間に在つて鑄銀を專業とするものは今日「銀爐」又は「爐房」と呼ばれる。上海では「傾鎔廠」といふ。何時の頃からか、る專業者が現はれ

て來たか、今の所之を明にし得ないが、用銀の發達が鑄銀專業を生むは自然の理數にして、唐代既に是が發生を見たことであつたらう。現に開店せるものは大概ね前清時代から營業せるもので、民國以後開店したものは殆どないやうである。詮

まり鑄銀には必ず永き經驗に基いた特種の技能を必要とするから、他の一般商店の經營に比較して容易に營業し得ない事情がある爲めでもあろうが、此の外一つには一地方の銀爐は同業組合を有し鑄銀上、傳統的排他的城廓に據り他の新開を喜ばぬ傾向があるし、二つには近時銀元は國內一般に普及せられ、其流通力益々旺盛となり漸々として銀錠を流通外に驅逐せんとする趨向の顯然たるものがあるに至つた爲めでもあろう。

銀爐の營業は民間に放任されてゐる

銀爐は普通數名の出資者の共同經營に係かり、資本は四、五千兩より三、四萬兩を擁するに過ぎない、五、六萬兩を有するものは稍有に屬することである。而して從來の銀爐中には官銀號(地方の官設銀行)に附屬してゐたこと例へば漢口の協成有成(共に家名)の二家が官銀號に附屬して道臺の監督の下に税關の税銀を取扱ひ之を一定の銀錠に改鑄する外、民間一般の需に應じなかつたやうなものもあつたが、是等は寧ろ特例で、普通に銀爐は民間の私營に係かつたのである。官銀號が兼營したものも民國の今日に在つては、納税の銀元制が認められたから(民國二年)最早や其存在の理由を失なつて了まつた。又開店に就ても

漢口の如く官廳の許可あるを必要としたり(領帳と稱して開店許可狀の下附を必要とする)或は北京の如く二十六戸の爐房以外には新に開店するを許さなかつたこともあるが概して是を曰へば政府は民間の自由に放任したのであつた。故に新に銀爐を開かんとする者は該地の同業組合に加入金を納附し、組合の法規に準じて開店すれば、以て足りたのであつて何等官廳の干渉を蒙らなかつたのである。

上海には外設銀行が設立せしめられたる

近時上海に在つては外國銀行が後援して開かした銀爐が少くない。則ち外國銀行は近來著しく其業務を發展し支那殊に中部支那の金融を全く左右することになつたので、彼等は自ら銀塊を外國より輸入し、銀錠と銀元との相場の變動に乗じて是を銀錠に鑄作して多大の収益を擧ぐるに至つたが、輸入銀塊を銀錠に改鑄する必要からして、各銀行は自行の買辦(Compradore)と呼ばれるもの。先づ外國商會に願備された Business factotum ともいふ可きものである。而して Compradore は葡萄牙語で英語の purchaser に當る)をして銀爐を開店せしめたのである。大村氏に従へば(同書五五五頁)

久豊源

二者共に Hongkon gShanghai Banking Corporation の買辦

協泰豊

宏久 正金銀行買辦

勤泰 Banque de l'Indo Chine 買辦

同源 Chartered Bank of India, Australia, and China; Russo Asiatic Bank; Banque Bolgo

Pour l'Etranger 三行買辦合同

は其主なるものである。

いつたい、銀爐の業務が貨幣の鑄銀にある以上、其業務たるや國民經濟上最も重要なる地位にあることは言ふまでもない。従て國家は其資産状態を始めとし、其他鑄造上の事項に關し立法的制限乃至は監督を加ゆ可きであるが、かゝる對策は未だ嘗て行はれたことがない。銀錠の形狀、量目、純分、鑄出額、鑄造技術等凡て此等の事項は舉て銀爐そのものの慣習に委かされてゐる。勿論銀爐が自店の信用を重ずると、同業組合の制裁とにより鑄造上の不正が頻發することは聞かぬが、夫れでも清末、天津に於て銀爐が、銀質を檢定する機關(公估局といふ)の設け無かつた

のを奇貨とし銀質劣悪の銀錠を鑄出して天津經濟界を喧騒せしめたことがある。

銀爐の鑄銀

銀爐が銀錠を鑄造するには二つの場合がある。銀爐自ら各種の銀錠

技術

や銀貨銀塊を買入れ之を改鑄して價格の開きを收得する場合と他の

需に應じてその提交せる銀錠を改鑄し手数料を收得する場合とである。が、手數

料の如きは銀爐の収益の主なるものではない、其大宗は改鑄せんとする銀と改鑄

銀錠との量目の差を收得することである(例へば上海銀爐に就て見るに銀爐の改鑄率は時

て秤量したる百兩を上海流通の銀錠百十一兩二錢五分に改鑄することを出來るにも拘らず銀爐は百十一兩一錢五分を支拂ふのみであるから其差額二錢)。

然らば銀爐の鑄銀技術は如何。勿論近代化學を基礎としたものではない。極め

て原始的方法によるのであるが、永き經驗と熟練との結果其鑄出せる銀錠は何ず

れも量目純分共に大差なく外國専門家すら吃驚してゐる。J. C. Ferguson 氏此が嘗

て上海傾鎔廠(銀爐)に於て發表した敘説は余の親しく目撃した所に異ならぬから

是を譯出する。さて曰ふ

「傾鎔廠にては萬事が最も原始的態様に於て行はれる。其處には風櫃、坩堝、石片

等普通の鍛冶屋、銅匠の仕事場に見られるものが置かれてゐる。而して不注意と不精確とが熔化の過程のあらゆる階段であつて、恐らく傾鋸廠の行ふ仕事の中雖一の正確なる部分は銀を引受けた時に行ふ銀の秤量ばかりであらう。吾輩は秤が精密にして能く少量をも算定することを見た。併し乍ら一分以下の量目には何等の注意が拂はれてゐない。

傾鋸廠經理の談に據れば、熔化に當ては銅の粉末が銀五十オンス毎に約六オンスの割合で加へられるとのことである。

以上は僅に傾鋸廠の不精確を語る一證に過ぎぬのであつて、廠内の何人と雖も(一)委託された銀に就き幾何の合金が含有されてゐるか(二)幾何の合金が熔化中遊離したが又は加へられたか(三)傾鋸廠より市場に出されるものとして完鑄したる銀錠は果して幾何の合金を含有するか等の事項に就ては全く之を知らないと曰ふても言ひ過ぎではあるまい。

銀成色の概算は工人(上海にては打爐火土と云ひ北方にては銀爐倣伙と云ふ)に由て爲される。しかも彼等は觀察の永き經驗を基礎として之を行ふ外全く

等の途がないのである。而して合金の分量は熔化銀に加へらるゝ以前に豫め秤量することはない、たゞ工人が必要なりと認められた程度に多くも少くも容れ物から浚ひ出されるに過ぎぬ。此場合銀の成色に關する工人の意見が、眞を余り遠く離れぬことはあり得るとであるが、夫れは決して正額とは曰はれない。××鑄銀技術が幼稚粗暴であるにも拘らず、傾鋸廠が特定の品位を有すものと證明した銀錠は泰西研究所の専門家の注意深き化學的分析により殆ど誤なきことが立證されたのは洵に駭目に値することだ。外國銀行や其他の所にて數回に亘つて銀錠の鑑定が行はれたところ、何ずれも傾鋸廠の證明が殆ど正確に近いことを立證した結果、支那に在る外國銀行は傾鋸廠及び公估局が銀錠に與えたる價格を當地方の取引に用ひ得る正確のものとして承認するに至つた。×××(Chinese Banking System in Shanghai, Journal of N. C. B. of R. A. S. vol. XXXVII, 1906, P. 59.)

銀錠の鑄造は、悉うした有様で鑄造された銀錠は全國到る所に於て其まゝに受授せられるかといふに決してさうではない。銀錠の流通は地域的制限の

下に置かれるのであつて、大都市を中心としたる一地には必ず該地にのみ流通する個有の銀錠がある。

上海には上海元寶なるものがあるし、天津には化寶銀なるものがあるやうに一地方は必ず該地個有の標準銀錠——夫れは時として無形の理想的假設銀たるもある——を持つてゐる。従て銀爐が鑄造し又は改鑄するところの銀錠は凡て該地個有の銀錠なのであるが、夫れは必ずしも該地個有の標準銀錠に對し量目成色に於て寸分も異ならぬものではない。銀爐の鑄銀は多年の慣習に依て定まれる或る標準に基いて行はれるのである。例へば上海の標準銀錠は九四〇位(絞銀)の純分を有し且つ漕平なる秤にて秤量せる五十兩の銀錠であるにも拘らず、上海銀爐の鑄出するものは四十九兩八五乃至五十兩一のもの多く且つ品位も亦九九四位(二七寶)なるものが多い。則ち鑄銀に際し銀爐は必ずしも標準銀に則することとを期待しないのであつて、慣習に由て大體定められたる尺度に準ずるばかりなのである。故に銀爐の鑄出した銀錠は是を正確に曰へば該地の標準銀に照合し量目純分に就き差額を彼此加減し以て標準銀に引き直したる價值に於て始めて受

授されねばならぬのである。又前記の如く各地には各地個有の銀錠があるから、甲地の銀錠は乙地に其まゝ流通せず、是を流通せしむる爲めには必ず乙地の銀錠に引き直す必要がある。於此乎、一地方は該地の銀爐が鑄出したる銀錠と公估

局に引き直す必要がある。於此乎、一地方は該地の銀爐が鑄出したる銀錠を其標準銀に照合したり或は他の地方より流入せる銀錠の量目品位を鑑定して該地の標準銀に換算することを業とする銀質鑑定專業者のあることを必要とするのであつて、今日銀爐を有する程の都市には殆ど必ず此種の鑑定專業が開かれてゐる。「公估局」と稱するものが則ち是である。

さて一つの銀錠が銀爐の手に由て鑄出せるられと(銀爐は鑄造年月と店名とを刻印して銀錠に對する自店の責任を明にする)直に其銀錠は該地の公估局の鑑定に委ねられる。公估局は標準銀に照合して該銀錠に或は割増價格(申水といふ)或は割引價格(去水といふ)を墨汁を以て明記する。かくて一個の銀錠は始めて該地方の取引に使用されることになるのである。但し茲に一言注意しなければならぬが、公估局の銀質鑑定は洵に奇異なる慣習の下に行はれる。則ち銀成色の差は之を精密に論じ、申水、去水等を明記するにも拘らず、量目の差は夫れが余り大きくない

場合には敢て走を問はないのである。例へば四十九兩八五とか五十兩一とかいふ銀錠の如く標準の五十兩と大差なきものは一律に五十兩と計算して其差を全く不問に附したる成色の差のみを基礎として銀錠に流通價值を附するのである。公估局は時に官廳の許可に依て設立されたり或は芝罘の如く官憲の補助を受けるものがあるけれど而して又名稱こそ局と稱すれど普通には銀爐と一般民間私營に係かり、錢莊其他の錢業者の組合が銀質鑑定に就き技能と經驗上に富む専門家をして開かしたるものが多い。何時の頃より公估局が生まれたかは文献上不明であるが各地の公估局に關する報告に従へば公估局の制度は比較的新しいもので多くは七八十年前の頃に出來たものらしく、早やくも清の中葉以後のことであらしい。今日と雖も極めて少數ではあるが、銀爐のみで公估局のない地方も猶ほある。そこで公估局制の生まれる以前に於ては銀質の鑑定は何人が之れに當つたかと曰へば、恰も今日公估局無き地方に行はれるか如く、銀錠の鑄出者たる銀爐自身が銀錠に量目を刻印し又は書き付けて自らの銀錠に自らの鑑定を加へたのであつた。而して他地より流入せる銀錠は凡て之れを該地の銀錠に改鑄した

のである。一九〇七八年の頃天津に於て爐房銀爐が惡質の銀錠を鑄出した爲め之を防遏抑制する目的の下に公估局を開設せんとして經濟界に物議を醸したところあるが、此事實に由ても明であるやうに、公估局なるものは銀爐の鑄銀を間接に監督する地位に在るものと看られよう。

公估局の鑑定は専門家の肉眼による。公估局には必ず「管色的」と呼ぶ純分鑑定係と「看秤的」と名付くる秤量

秤的が量目を秤量し、然る後に看色的が銀質を鑑定し標準銀に對して申水、去水等を辨別し、記入係に墨汁を以て銀錠の凹部に量目と共に之を記入せしめる。而して驚く可きことには此場合看色的は單に肉眼に依て鑑定するのが常で、錐を銀錠に打ち込み内部を検することもないが、極めて稀であるといふ。鑑定手数料は時と所とに由て異にするが、今日上海の夫れは銀錠の大小に拘らず一個に就き銀二分である。

兩とは何ぞ 銀錠を秤量し、成色を鑑別照合して交換に用ゆる場合、別言すれば、貨幣として銀錠を受授する場合、是が計算の單位を「兩」といふ。錢、分、厘、毛等

十進を以て進む。支那にては *Liang* なるに世界は呼んで “*Tael*” とする。一説には印度語の *Tola* が馬來語に入つて *tal* に轉じ再轉して “*two*” と及ぶに至つたのであると曰はれ (Pere Richardo; H. B. Morse) 他の一説には暹羅語の *tiak(tiek) all* と發音すの轉じたものであるとも曰はれてゐる (E. H. Peters)。元と兩、錢、分、厘、毛等は重量計算の單位であつて、衡の物件が金屬たると其他の物品たるとを問はないのである。然るに銀を交易に使用するに當ては是を秤量するが故に、純分を鑑別照合して受授するにも拘らず、衡の單位たる兩を以て直に貨幣價值表示の單位に轉用したのである。別言すれば銀錠の貨幣價值を表示する兩則ち銀兩を構成する要素は該銀錠の量目と成色との二が夫れなのである。故に同じく兩といふも單に衡の兩を指す場合、英文を以て曰へば *Tael of weight* と、銀錠の貨幣價值としての兩曰は *Tael of Value*; *Tael of Currency* を示す場合とがあるのであつて、以下述べんとする兩は則ち後者で、世人は時に前者と區別する爲め是を呼んで銀兩といふ。

銀兩の地方 銀錠の流通が地域的制限の下に置かれてゐることは既に之を述べた。甲地の銀錠が乙地に流通せん爲めには乙地の標準銀錠(時として假説

的の)に照合して量目成色を鑑別し乙地の貨幣價值に引直ほすか或は銀爐の手を通して乙地の銀錠に改鑄せねばならぬことも既に之を述べた。然るに複雑は單に夫れのみには止まらない。同一地方に於ても或は取引の種類により或は取引者の郷土關係により銀兩の内容を異にするのであつて、其煩雜極りなきこと世界に類を見ないのである。Wen Pin Wei 氏が此點に就て、

「政府の對策が缺如してゐた結果、兩は永い間の中に目方に於て不正確のものとなつて了つた。銀塊の純分も亦各様のものが起るに至つた。かくて各重要都市に在つては商習慣が銀純分の或る成色を承認することになつた。しかも銀錠を秤量し銀質を鑑別することはたゞに時の損失たるのみでなく不精確の危険も伴ふのである。勿論西方の近代國民は此種の困難を鑄貨の方法に依つて免れた。則ち貨幣は國家が鑄造し一定の量目と不變の成色とを持つてゐるか、銀錠を使用することに伴ふ凡ての困難は全く消失してゐる。然るに支那の政府は近年に至るまで銀貨の鑄造を企たことがなかつた。」

と述べたやうに民間の「用銀」に對して政府が常に無爲無策であつたことがかゝる

煩雜を生むに至つたのである。茲に諸書が引用する倫敦タイムス紙の一記事を借りて銀兩の複雑さを窺はう。

『重慶にては銀を取引に使用する場合の兩の標準量目は五四三・七グレインズであつて、此の標準量目は銀の秤量に當て特種の秤(衡器)を使用すること銀兩の複
さ倫の教
イムス紙
地方の由
之を異に
るのみな
於ても亦
異相にすが特定されてゐない場合には凡ての取引の標準となるのである。併し、普通には重慶に往來する商人の家郷の地に基き、或は取引の商品に貴州と取引する重慶の商人は、必ずさうだと云ふのではないが、大體に於て五三七
二グレインズを以て一兩とする秤を使用する。又長江流域の一部にして重慶を
去る百哩にある桂府より來る者は五五〇・七グレインズの銀兩を以て取引する。
而して此兩者の中間には少なくとも十種の局部的の銀兩が行はれ、凡べて重慶の
通貨の如くに使用されてゐる。此等十二種の局部的銀兩の外に、其處には猶ほ商
品に關聯して起るところの他の銀兩がある。例へば四川省の最も量要なる産物
の一つは鹽であるが、此鹽の取引に在つては五四四五グレインズの量目が用ひら基いて此標準量目は變はる。則ち貴州より重慶に來る商人若しくは

れる。併し、其鹽が自沱井地方から來るものであるならば、此場合は五四五・七グレインズが兩の標準量目である。又棉布の取引は五四三・一グレインズの兩を以て決濟されるが、棉絲の取引に對する兩は五四四・一グレインズであるし、棉花取引に就ては五三六・〇グレインズの兩が用ひられてゐる。

憚うした事情は煩雜の如くに見ゆるが、併し夫れは單に夫れ丈で済むのではない。是まで敍べ來たつた所は單に銀秤量の量目丈に就てであるが、此外に支拂に使用される銀の成色如何といふ問題が起つて來る。重慶には三種の銀質が一般に使用される。則ち支那全土に一般に用ひらるゝ一〇〇〇位の足銀(“fine silver”)や、九九五位の『舊銀』(“old silver”)や、九六〇乃至九七〇位の間を往來する“trade silver”(行銀?)や、が是で、支拂は其孰れかに於て爲されることが定められるのである。以上三種の銀質に基いた兩の量目を數えるならば、此一都市に於て少なくとも六十種の銀兩を擧げることが出来る』(London Times, March, 13, 1905; H. B. Morse, The Trade & Administration of China, P. 145; Wen Pin Wei, op. cit., P. 37 etc.)

此如く、銀錠は地方を異にするに從て各々各異なるのみならず、同一地方に在つ

ても或は商品の種類に基き、或は取引商人家郷の地に基き、標準を異にするのであるから、茲に人あつて單に銀千兩といふならば、夫れは全く何等の意味を爲さない。何づれの標準量目により、何づれの成色によつた銀の千兩と曰ふて始めて銀錠の貨幣價值が表示されるのであつて、嚴密に曰へば行平化寶銀千兩といふ如く、化寶銀(成色九九二位)を行平てふ秤にて秤量したる千兩と表示せねばならぬのである。

果たして然らば、殆ど無數の相異なる銀兩(Seal of currency)を取引に使用するに當て銀錠の改鑄、相互の關係は是を如何にするのか。既述の如く銀錠が他の銀錠を標制と公估局の鑑定制、準銀錠に改鑄するか又は公估局をして標準銀兩に照合し、割増價格又は割引を加えしめて取引するか、孰づれかの二法によるのである。今日普通に行はるゝ所に據れば銀錠の改鑄は比較的少なく、公估局の鑑定に俟つことが多い。以下分項して各地に行はる銀兩中重要なるものを解剖し以て銀兩取引の態様を敘説しよう。

第一項 北京の兩

北京の兩則ち Seal of Currency には數種ある。取引の種類如何に由て標準銀兩を異にするからである。が、最も廣く行はるゝものに就て曰へば先づ(一)公砒平兩、(二)京市平兩、(三)京平兩を數えることが出来るであらう。いづれも公砒平、京市平、京平等の名稱ある秤にて秤量したる銀兩で、成色の標準はいづれも理想としては一〇〇〇位であるが、實際は九九二位内外のものである(後述す銀の品位が實際の標準成色である)。而して公砒平とは公法の定めたる平、則ち國家によつて一般に使用す可きことを承認されたる平との意味を有するのであつて、其一兩の量目は、一般の算定によれば五五七グレインスである。他の二者、京市平(一兩の量目は五五二・四グレインス)や京平(一兩の量目五四一・七グレインス)や共は共に北京の市場に行はるゝ平といふ所から起つた名稱に外ならない。然らば公砒平兩、京市平兩、京平兩相互の關係は如何、別言すれば公砒平兩を他の二者に引直し、若くは他の二者を公砒平兩に引直すには如何にするかといふに此三者は量目こそ各々異なれ、成色は何づれも一〇〇〇位(實は九九二位であるか)を標準とするのであるから、相互の比較は量目の差のみを算出すればよいのである。元來京市平は公砒平を準

とし、京平は京市平を準として各々量目が定められたのであつて、京市平には六厘平、七厘平、八厘平と稱せられ、公砵平の千分の六、千分の七、千分の八に當るものとされてゐるし、京平にも又六厘京平、七厘京平、八厘京平等があつて、京市平百兩の量目に較べて各々二兩小であるとせられてゐる。故に三者の比較は

北京公砵平足銀一、〇〇〇兩_〇〇六〇兩

同 一、〇〇〇兩_〇〇七〇兩

同 一、〇〇〇兩_〇〇八〇兩

同 一、〇〇〇兩_〇〇二六〇兩

同 一、〇〇〇兩_〇〇二七〇兩

となるのである。

右の如く北京には大體三種の標準銀兩が行はれるが、是に基いて受授される銀錠夫れ自體は如何と看るに最も廣く行用されるものに「十足銀」北京に存在する銀と松江銀と「江銀」と稱するものがある。前者は字義の示す如く重量は十兩にして、成色は足銀即ち一、〇〇〇位の銀錠として鑄造することを理想としたのである

が、夫れは鑄銀の技術上不可能事に屬するので、少なくとも是に近い九九六位前後のものとして鑄造されたのであると謂はれてゐるが、實は九九二位内外の成色を有するに過ぎぬものである。後者は重量五兩内外の小元寶で、成色は九七六位前後と謂はれたが、是亦實際は九七二位左右を出でない。勿論此等の銀錠は北京に流通せしむる目的の下に銀爐が鑄出したのではあるか、取引には各々個有の標準兩があるから、銀錠の受授は銀錠を標準兩に照合し、是に引直されたる價值に於て始めて行はれるのである。

北京内に於ける銀錠の受授は大體右やうの次第であるが、翻て他の地方に行はるゝ銀錠との關係は如何といふに、北京の對外省爲替は公砵平足銀を以て換算の基礎とするのが習慣である。今一二の實例を以て、北京の兩(公砵平足銀)と他地方の銀錠との比較を示めさう。先づ天津の兩と比較するに、天津の標準銀錠には北京の如く公砵平兩が最も廣く行はれ、外人との取引には行平兩なるものが用ひられるが、孰れも九九二位の化寶銀と稱する成色を以て銀質の標準としてゐる。さて北京公砵平足銀は先にも述べたる如く足銀を以て理想

の成色標準とするにも拘らず實際に受授される銀錠十足銀は九九二位内外であるから天津公砵平兩や行平兩の成色と全く同様である。故に兩者の比較は平の差則ち量目の差を求めれば夫れでよい。外國人の算定に由れば北京公砵平一兩の量目は五五七グレインスなるに天津公砵平一兩の量目は五五四・一三グレインスであるが支那人間に於ては

北京公砵平一〇〇兩 || 天津公砵平一〇〇三兩
 天津公砵平一〇〇兩 || 北京公砵平九九七兩

と算定せられてゐるから、

北京公砵平足銀一〇〇〇兩 || 天津公砵平化實銀一〇〇三〇兩
 となる而して支那人は

天津公砵平一〇〇兩 || 行平九九五兩
 天津行平一〇〇兩 || 天津公砵平一〇〇五兩

と算定するが故に

北京公砵平足銀一〇〇〇兩 || 天津行平化實銀九九八〇兩

と算定されるのである。

次に上海の兩と比較するに、上海に行はるゝ標準銀兩の秤は漕平と稱するもの天津兩と上海兩との比であつて、成色の標準は紋銀と稱する九四〇位の銀であるから、北京公砵平足銀を上海の標準銀兩に換算するには(一)兩者秤の差、(二)成色の差を算出して行はねばならない。北京公砵平一兩の量目は前記の如く五五五七グレインスにして、上海漕平一兩は五六五七グレインスと算定されてゐるから此數字より計算すれば

上海漕平一〇〇兩 || 北京公砵平一〇一七九九兩
 となる。然るに支那人は一般に

上海漕平一〇〇兩 || 北京公砵平一〇一八兩

として計算する故に一般の慣習に従て算出すれば

北京 101.8 : 北京 100 = 上海 100 : X

故に北京公砵平 100 = 上海漕平 98.32.

となる。然るに北京足銀は九九二位にして上海紋銀は九四〇位なるが故に兩者

成色の差を算定し、其差に相當する價格の打歩を上海紋銀に加へねばならぬ。打歩を加ふることによつて始めて北京公砵平十足銀を上海の兩に引直すことが出来るのである。如何なる方法により打歩を加へるかといふに此點に就ては先づ銀質の區別に關する支那獨特の方法を知らねばならぬ。

則ち支那人は品位九四〇位の紋銀を標準にとり、是に比較して銀質の優良なるものは是を紋銀品位に於ける銀の重量に換算し、之を實際の量目に加算して「實」の名を附し、以て銀の種類を區別して

清平五十對して加へらる、申水(打歩) 銀の種類

- 二四 二四五
- 二五 二五五
- 二六 二六五
- 二七 二七五
- 二八 二八五
- 二九 二九五
- 三〇 足銀

- 二六五 二六五寶
- 二七 二七寶
- 二七五 二七五寶
- 二八 二八寶
- 二八五 二八五寶
- 二九 二九寶
- 二九五 二九五寶
- 三〇 足銀

とし、更らに此等の寶の純分に就ては古來より足銀を標準とし紋銀を計算の出發

銀品位の算定に關する古來よりの計算法

足銀—足銀 × $\frac{6}{100}$ 紋銀 九四〇位

足銀—足銀 × $\frac{1.2}{100}$ 二四寶 九八八位

足銀一足銀 $\times \frac{1.0}{100}$	二五寶	九九〇位
足銀一足銀 $\times \frac{0.8}{100}$	二六寶	九九二位
足銀一足銀 $\times \frac{0.6}{100}$	二七寶	九九四位
足銀一足銀 $\times \frac{0.4}{100}$	二八寶	九九六位
足銀一足銀 $\times \frac{0.2}{100}$	二九寶	九九八位
足銀一足銀 $\times \frac{0.2}{100}$	足銀	一〇〇〇位

と計算してゐる（尤も近時銀貨の純銀は多少改善され科學的方法も幾分加へられるに至つた。又印度造幣局の検定は銀貨の定めたる所と少なからず異なる結果を示したので、勞々銀貨は實の品位を改定せざるを得ないことになつた。が併し異なる地方の銀兩を比較換算する場合には依然として舊則に據つてゐる）。

そこで、北京足銀と上海紋銀との成色の差であるが、是を算定するには右の計算に基いて行ふことが出来る。則ち北京足銀は實は九九二位なるが故に銀質は二

六寶に當るのであつて且つ二六寶は漕平五十兩の紋銀に打歩（申水といふ）二兩六錢を加へたものであるから、二六寶の百兩則ち北京足銀百兩は漕平百兩の紋銀に五兩二錢の申水を加へたものである。故に公砵平百兩を上海漕平に換算したる量目九八二三兩に對し申水の五兩二錢を上海漕平の重量に換算して加へれば、北京公砵平足銀百兩は上海漕平紋銀に引直されたわけである。

北公100 = 上漕98.23

故に北公100 : 申水5.2 = 98.23 : X

X = 5.103

故に 98.23 + 5.103 = 103.339

則ち北京公砵足銀一〇〇兩は上海漕平紋銀一〇三三三九兩に相當するのである。然るに上海に在つては後段上海の項に述ぶるが如く、一つの慣習として銀兩に對し $\frac{100}{98}$ を乘以て特別の流通價值を附與することになつてゐる。九八規銀と稱せられるものである。依て上海漕平紋銀一〇三三三九兩は此の慣習に基き 103.

$339 \times \frac{100}{98} = 106.43$ とされねばならぬ。則ち
 北京公砵平足銀一〇〇兩 \parallel 上海兩(九八規銀)一〇五四四八兩
 に引直されるのである。終りに附言するが北京に在る外國銀行は北京の各種の
 銀兩中、此公砵平足銀を以て北京の兩として計算することになつてゐる。

第二項 天津の兩

天津に在つて、一般に知られてゐる銀兩には約十種類ある。けれども最も廣く
 行平化寶銀 行はゝるものは行平化寶兩と公砵平化寶銀兩との二である。行平と
 と天津公砵 是商人の使用する秤との意にして公砵平は北京の夫れと同義である。
 平兩 前者は外國人との取引に使用され且つ他地方の銀兩との爲替の單位となつてゐ
 る。後者は支那人間に行はれ銀兩の中最も廣く用ひられてゐる。
 公砵平兩と 而して兩者の比較照合は兩者とも化寶銀(九九二位)を以て成色の標
 行平兩との 準と爲すが故に單に平の差を比較すれば夫れで足りる。その差は一
 般に
 天津公砵平一〇〇 \parallel 行 平九九五

天津行平 一〇〇 \parallel 公砵平一〇〇.五

と計算されてゐるから、天津公砵平一〇〇兩(ael of Currency)は行平兩 (ael of Currency) 九九五兩である。

天津の兩と 上海の兩と 今是を上海兩(九八規銀)と比較照合するに

天津行平 1 兩 = 556.88 grains (557.4 grains と計算するものもある)

上海漕平 1 兩 = 565.7 grains

と一般に算定されてゐるから、上海漕平一〇〇兩は

$$100 \times \frac{565.7}{556.88} = 101.58$$

則ち天津行平一〇一五八兩となる。依て

$$\text{天津行平 } 100 = 100 \times \frac{100}{101.58} = \text{上海漕平 } 98.44$$

である。又天津化寶銀は九九二位であるから銀質は二六寶である。故に前項と
 同じく申水 5.2 を上海漕平の重量に換算して上海漕平 98.44 に加へる。

$$5.2 \times \frac{98.44}{100} = 5.11 + 98.44 = 103.55$$

而して九八規銀の慣習に従ひ前項の如く

$$103.55 \times \frac{100}{98} = 105.66$$

とする。即ち天津行平化寶銀一〇〇兩は上海九八規銀一〇五六六兩に相當するのである。

天津に於て受授せらるゝ銀錠には化寶銀の外に九九七位の老鹽課銀あり、高足天津に存在する銀錠の銀と稱する一兩乃至五兩の小元寶もあるが、銀質の標準は九九二位の化寶銀であつて、凡ての銀錠は此標準に引直されるのである。但し夫

は化學的に九九二位の品位を有するのではなく、専門家の檢定によれば九八〇位内外のものが多し。而して化寶銀の品位に就ては先きにも一言したやうに一九〇八年當時少なからず物議を醸したことがある。詮ずる所、銀爐が其品位を故らに引下げて鑄出したからであつた。一九〇八年度の海關報告は天津通商の項に於て此間の事情を恁う敘してゐる。

「一九〇〇年以後天津に於ける銀錠の標準は明に低下し、九九二位と化寶銀成色
低下事件
せられてゐた成色は九六五位まで低下して行つた。事態は一九〇八

年二月に至つて危機に陥つた。則ち道臺は一つの布告を發し、關稅は凡て純銀にて納付す可きことは既に條約に由て定められた所であるから、三月一日以降は海關兩一〇〇兩は行平兩一〇五兩としたる從來の換算率を罷め、一〇七行平兩を以て納稅す可き旨を命じた爲めである。然るに各方面の外國商人の抗議が盛であつた結果同年九月二十八日道臺は更に布告を發して前布告を取消し、從來の如く行平兩一〇五兩海關兩一〇〇の率に據ることを許可した。

但し納附さる可き銀錠は凡ての公估銀(公估局の鑑定を経たるもの)たる可き旨を命じた。この事は一層の難澁を惹起した。といふのは外國銀行は普通の銀錠(公估銀に非るもの)のみを所有したので、公估銀を以て支拂に充當する手形を取扱はなかつたからである。そこで商人は關稅の支拂に著しき不便を蒙むらざるを得なかつた。則ち彼等は現銀を以て之を支拂ふか又は公估局に由て認められたる六個の銀爐より其發行にかゝる銀票手形をプレミアム附にて購入し之を以て支拂に充つるか、の孰れかの途に據らねばならなかつた。而して支

那官憲は飽くまでも商人は純銀 (pure silver) を以て關稅を支拂ふ義務を條約上負擔するにより、地方銀兩の標準如何に拘らず商人は必ず (pure silver) にて支拂はねばならぬと固執し、又商人側は、通貨の低價に對して當然責任を有するものは官憲であるから、低價に由つて生じたる損失は官憲が負擔しなければならぬと主張してゐる (H. B. Morse: op. cit. pp. 156—157 による)。

其後一九一〇年海關道臺は品位低下せる銀錠に就き凡て九九二位に改鑄す可きとを命じ且つ外國銀行所有の銀錠には凡て檢印を附することとし、檢印ある銀錠は行平一〇五兩を海關一〇〇兩として受取るも、然らざるものは改鑄料一分二厘手數料八厘を徵收することとした。然るに市場には檢印ある銀錠がなく、商民の不便不利著しいものがあつたので、官民交渉の繰り返へされた結果、官憲は行平一〇五兩、海關一〇〇兩の換算率を舊復するに同意し、事件は段落を告げたのであつた。此事件以來天津には公估局が設けられることになつたが、其以前はなかつた。天津銀爐は依然として有勢で、銀質の鑑定は殆ど凡て銀爐の定むる所に從ひ公估局は従らに形骸を留めてゐるに過ぎないとの事である。従て今日實際に九九二

位の成色を有する化寶銀は殆どあるなく、多くは九八〇位前後のものであるといふ。

第三項 上海の兩

上海の兩は普通に「九八規銀」と稱せられ、其貨幣價值は三個の要素から成立する。漕平兩 (haul of weight) を量目とし、紋銀を成色とし、別に九八兌と稱する慣習的計算を加ゆることに由て成立する。

漕平兩とは漕平てふ秤にて秤量せる兩を指すのであつて、漕平は元と漕糧米穀を以てする地租の行はれた時代に米穀の秤量に使用した所から、今日

も江蘇、浙江方面に多く行はれてゐる。漕平の名も是より起つたのである。而して上海の漕平は是を「申漕平」といふ。蓋し申とは上海の別名だからである。漕平兩は外國貿易の中心である、上海に行はるゝのみならず中部支那一帶の大都市や芝罘にも行はれるが爲め外國人に取つては漕平兩の量目を檢定することは頗る重要なことであつた。従つて今日數種の檢定が發表されてゐるが、公估局が鑑別して銀錠の上に明記せる量目を取つて檢定したのも其都度多

少の相異が起るのであつて、漕平一兩の量目は化學的に一定してゐない。申漕平兩に於て看るに、

海關の算定	申漕平一兩	五六五六三七五グレインズ
印度造幣廠	同	五六五六九七グレインズ
大坂造幣局	同	五六五七三グレインズ
滙豐銀行	同	五六四二二九グレインズ
同	同	五六五七三グレインズ

の如く數種の算測がある。此中最も普通に用ひられるものは印度造幣廠の測定で、計算の便宜上普通には五六五七グレインズと爲されてゐる。

紋銀は普通九四〇位として計算するが、是亦嚴密に曰へば少なからぬ疑問が起る。支那人中紋銀なるものは曠昔實際に流通した銀であると説く者ぞや。なすでもないが、恐らく今日あるやうに始より假想の銀であつたこと

と思はれる。一般に説かるゝ所によれば、紋銀五十兩内外の量目に申水三兩を加へたるものは足銀であると。是に由て算定すれば紋銀の成色は

$$\text{紋銀} + \text{紋銀} \times \frac{6}{100} = \text{足銀}$$

$$\text{故に } 1000 \times \left(1 + \frac{6}{100}\right) = 943.39 \text{ 位}$$

となる。が、併し他の一方に於て紋銀は足銀より三兩 $\left(\frac{6}{100}\right)$ を減じたるものであるとも曰ふ。是によれば紋銀は

$$1000 - 1000 \times \frac{6}{100} = 940 \text{ 位}$$

となるわけである。其孰れに據る可きは全く判断に若るしむのである。印度造幣廠は上海銀兩の一兩中には平均五一八五五グレインズの純分あるものと算測し、且つ上海漕平一兩は五六五七グレインズと測定したので、此等の數字を基礎とし、紋銀品位を

$$1000 \times \frac{518.555}{565.697} \times \frac{100}{98} (\text{上海兩は紋銀に } \frac{100}{98} \text{ を乗ずる慣習なり}) = 935.374 \text{ 位}$$

と算定した根岸教授、清國商業綜覽第四卷六三頁以下參看。今日上海の外國銀行や對外爲替ブローカー等が紋銀を計算する場合に其基礎として用ゆるものは則ち此數字である。が、前記の如く支那商人間の算定は紋銀品位を以て九四〇位と

するのが普通である。

紋銀の九八兌と稱する慣習的計算とは普通に九八規銀と稱せられる所であつた。八九規銀の $\frac{100}{98}$ を乗ずる習慣をいふのである。詮ずる所、銀の實際の價由來に關する一説

一〇〇に相當すると想定した所から起つたのであらう。何故かゝる想定が行はれたかといふに、清國商業綜覽は

『最も信ず可き説によれば上海は其開港以前に在りては正貨の在高極めて少なく諸取引悉く手形又は小切手を以てし正貨を受授すると殆どなかりしが當時本港の重要なる商業は北支那地方より輸入する大豆及豆油なりしを以て往々豆商人は其代價を正貨にて輸出せんが爲め手形を正貨に引換えんとすることあり此場合には正貨に二分乃至二分半の打歩を附する習慣にして時々銀行家と商人との間に打歩の相談折合はず甚だ不便なりき。是れ則ち手形を以て商取引の本位とするものにして怡も割引ある紙幣に類するものなりしが開港以後にても尙以前の手形本位を以て諸勘定を爲し且つ正貨に對する打歩を二分

引即九八掛と一定したり、此習慣は今日に至るも尙繼續し上海商業取引の通貨は正銀に對し二分引きのものとし正銀の高を九八にて除したるものが則ち上海の通貨價格たる所以なり第四卷一一五頁。

と述べたが、右は一般に傳へられる所である。その規銀と稱せられるのは、開港前大豆、豆油等の輸入に豈規と稱する税銀を課したことがあるが、當時この豈規に用ゆる銀との意味より銀を豈規銀と呼んだことに出發したものであるといふ。

二七寶の上 ともあれ、上海兩は以上三個の要素より成立するものにして凡ゆる銀海に於ける 錠は是を基準とし、上海兩に引直された上始めて受授されるのである。

例へば銀質、二七寶の漕平五十兩の銀錠(上海市場に多く流通す)が上海兩として受授される場合に幾何の流通價値を有するかと云ふに、二七寶は既述の如く漕平五十兩の紋銀に申水二兩七錢を加へたるものであるから、上海の標準銀兩に引直せば

上海漕平 50 + 申水 27 = 52.1

となる。然るに九八規銀の慣習があるので、